

木簡研閱

第一八号

木簡研閱

第一八号



木
簡
學
會

題字
藤枝
晃刻

目次

卷頭言——簡牘研究の今昔—— 永田英正 i

一九九五年出土の木簡

概要
凡例

奈良・平城宮跡	古尾谷 知浩	1	京都・平安宮内酒殿・菴所・侍從所跡	辻 裕司	51
奈良・平城京跡左京三条一坊十五坪	山下 信一郎	21	大阪・大坂城跡	黒田慶一・南 秀雄	54
奈良・興福寺旧境内	秋 山 成人	23	大阪・大坂城下町跡	鳥居信子・豆谷浩之	56
奈良・大乘院庭園	見須俊介・鶴見泰寿	26	大阪・森の宮遺跡	平田 洋司	59
奈良・藤原宮跡	山 下 信一郎	31	大阪・長原遺跡	清水 和明	60
奈良・藤原京跡	寺崎 保 広	32	大阪・西天王寺旧境内遺跡	佐藤 隆	63
奈良・飛鳥京跡	松田留美・清水みき	43	大阪・長曾根遺跡	鶴谷 和彦	65
京都・長岡宮跡	岩 松 保	46	兵庫・入佐川遺跡	大 平	67
京都・長岡京跡(1)	清水昭博・和田 萃・鶴見泰寿	37	兵庫・宮内発監遺跡	西 口 圭	69
京都・長岡京跡(2)	水 口 富 夫	79	兵庫・林布ヶ森遺跡	加賀見 省 一	73
國下多美樹・清水みき		76	兵庫・香住エノ田遺跡		67
兵庫・神戸大学医学部附属病院構内遺跡					65

愛知・大毛池田遺跡	木	武部	真木	81
静岡・駿府城三の丸跡	佐藤	正知	83	83
静岡・駿府城跡	岩田	智穂	84	84
静岡・御所之内遺跡	山梨	茂光	88	87
静岡・蘿山反射炉	山梨	大師東丹保遺跡	91	89
山梨・大師東丹保遺跡	甲府城関係遺跡	91	89	87
山梨・甲府城関係遺跡	神奈川・居村B遺跡	91	89	87
神奈川・居村B遺跡	神奈川・北条小町邸跡	91	89	87
滋賀・宮町遺跡	滋賀・宮町遺跡	91	89	87
滋賀・南滋賀遺跡	滋賀・西河原森ノ内遺跡	91	89	87
滋賀・西河原森ノ内遺跡	長野・屋代遺跡群	91	89	87
長野・屋代遺跡群	鈴木良章・柴原永遠男	91	89	87
長野・屋代遺跡群	平塚洋一	91	89	87
長野・屋代遺跡群	小林健二	91	89	87
長野・屋代遺跡群	原茂光	91	89	87
長野・屋代遺跡群	原茂光	91	89	87
長野・屋代遺跡群	間陽一郎	91	89	87
長野・屋代遺跡群	鈴木良章・柴原永遠男	91	89	87
長野・屋代遺跡群	青山均	91	89	87
長野・屋代遺跡群	寺内隆夫	91	89	87
長野・屋代遺跡群	大越道正・平川南	91	89	87
長野・屋代遺跡群	千葉孝弥	91	89	87
長野・屋代遺跡群	滝川ちかこ	91	89	87
長野・屋代遺跡群	武田健市	91	89	87
長野・屋代遺跡群	菅原計二	91	89	87
長野・屋代遺跡群	中臣順	91	89	87

石川・磯部カンダ遺跡	木	浦	正勝	134
石川・横江莊遺跡	田	木	清	136
石川・加茂遺跡	石川	堺	沢祐一	138
富山・農田大坂遺跡	富山	古川	知明	140
富山・宮町遺跡	富山	横山	和美・山元祐人	142
富山・五社遺跡	富山	堺	繁治	143
新潟・寺町遺跡	新潟	佐藤	俊策	146
新潟・佐渡金山遺跡	新潟	牧本	哲雄	146
佐渡奉行所跡	佐渡	山田	真宏	146
鳥取・桂見遺跡	鳥取	谷口	後治	146
鳥取・岩吉遺跡	鳥取	立川敏之	154	154
鳥取・米子城跡八遺跡	鳥取	池田善文	155	155
鳥取・米子城跡八遺跡	福岡・小倉城跡	高橋浩樹	164	164
福岡・大宰府寺坊跡	福岡・大宰府寺坊跡	大石昇・古賀正美	170	168
福岡・吳服町遺跡	福岡・吳服町遺跡	井上信正・中島恒次郎	174	178
福岡・松崎遺跡	福岡・松崎遺跡	石井扶美子	181	187
大分・下林遺跡IV区	大分・下林遺跡IV区	中野和浩	187	192
宮崎・昌明寺遺跡	宮崎・昌明寺遺跡	中野和浩	192	189

福岡・小倉城跡	木	浦	正勝	134
福岡・大宰府寺坊跡	田	木	清	136
福岡・吳服町遺跡	石川	堺	沢祐一	138
福岡・松崎遺跡	古川	横山	和美・山元祐人	140
大分・下林遺跡IV区	堺	古川	知明	142
宮崎・昌明寺遺跡	横山	堺	繁治	143
宮崎・昌明寺遺跡	佐藤	牧本	哲雄	146
宮崎・昌明寺遺跡	佐渡	山田	真宏	146
宮崎・昌明寺遺跡	佐渡	谷口	後治	146
宮崎・昌明寺遺跡	鳥取	立川敏之	154	154
宮崎・昌明寺遺跡	鳥取	池田善文	155	155
宮崎・昌明寺遺跡	福岡	高橋浩樹	164	164
宮崎・昌明寺遺跡	大分	大石昇・古賀正美	170	178
宮崎・昌明寺遺跡	福岡	井上信正・中島恒次郎	174	178
宮崎・昌明寺遺跡	福岡	石井扶美子	181	187
宮崎・昌明寺遺跡	中野和浩	中野和浩	187	192

福岡・小倉城跡	木	浦	正勝	134
福岡・大宰府寺坊跡	田	木	清	136
福岡・吳服町遺跡	石川	堺	沢祐一	138
福岡・松崎遺跡	古川	横山	和美・山元祐人	140
大分・下林遺跡IV区	堺	古川	知明	142
宮崎・昌明寺遺跡	横山	堺	繁治	143
宮崎・昌明寺遺跡	佐藤	牧本	哲雄	146
宮崎・昌明寺遺跡	佐渡	山田	真宏	146
宮崎・昌明寺遺跡	佐渡	谷口	後治	146
宮崎・昌明寺遺跡	鳥取	立川敏之	154	154
宮崎・昌明寺遺跡	鳥取	池田善文	155	155
宮崎・昌明寺遺跡	福岡	高橋浩樹	164	164
宮崎・昌明寺遺跡	大分	大石昇・古賀正美	170	178
宮崎・昌明寺遺跡	福岡	井上信正・中島恒次郎	174	178
宮崎・昌明寺遺跡	福岡	石井扶美子	181	187
宮崎・昌明寺遺跡	中野和浩	中野和浩	187	192

一九七七年以前出土の木簡（一八）	川上 元	194
長野・塙田城跡		
ノヴゴロド白桦文書	B. J. ヤニン 松木栄三訳	
長屋王家木簡三題	森 公章	
算木と古代実務官人	鈴木景二	
書評 沖森卓也・佐藤信著『上代木簡資料集成』	大隅清陽	
業 報	柳木謙周	
編集後記	鎌田元一	
コラム		
西日本出土の漆紙文書	(古尾谷知浩)	
長岡京左京第三七三次調査（二条二坊八町）出土の漆紙文書	(清水みき)	
細長い角柱状に作り替えられた木簡	(渡辺晃宏)	
二条大路木簡の呪文	(大形 謙)	
団体会員制の導入について		
電子メールのアドレスについて		
木簡学会会則		

凡例

- 一、以下の原稿は各木簡出土地の発掘機関・担当者に依頼して、執筆していただいたものであるが、体裁および积文の記載形式などについては編集担当の責任において調整した。
- 一、遺跡の配列はほぼ奈良時代の五畿七道の順序に準じた。
- 一、积文の漢字はおむね現行常用字体に改めたが、「實」「設」「龍」「廣」「蓋」「塵」などについては正字体を使用し、異体字は「マ」「井」「ヰ」「季」「林」などについてのみ使用した。
- 一、积文下段のアラビア数字は木簡の長さ（文字の方向）・幅・厚さを示す（単位はmm）。欠損している場合の法量は括弧つきで示した。その下の三桁の数字は型式番号を示す。またそれぞれの発掘機関での木簡の通し番号は最下段に示した。
- 一、积文に加えた符号は次の通りである（六頁第一圖参照）。
- 「」 木簡の上端ならびに下端が原形をとどめていることを示す（端とは木目方向の上下両端をいう）。
- < 木簡の上端・下端に切り込みのあることを示す。
- ミミ 抹消された文字であるが、字画の明らかな場合に限り原字の左傍に付した。
- 穿孔のあることを示す。

抹消により判読困難なもの。

欠損文字のうち字数の確認できるもの。

欠損文字のうち字数が推定できるもの。

前後に文字の続くことが内容上推定されるが、折損などにより文字が失われているもの。

欠損文字のうち字数が数えられないもの。

異筆、追筆。

合点。

木簡の表裏に文字のある場合、その区別を示す。

校訂に関する註で、原則として积文の右傍に付し、本文に書き換えるべき文字を含む場合。

右以外の校訂註および説明註。

文字の上に重書して原字を訂正している場合、訂正箇所の左傍に、を付し原字を上の要領で右傍に示す。

筆者・編者が加えた註で疑問の残るもの。

文字に疑問はないが意味の通じ難いもの。

同一木簡と推定されるが、折損などにより直接つながらず、中間の文字が不明なもの。

粗版の関係で一行のものを二行以上に組まなければならなかつた場合、行末・行初についたもの。

卷頭國版に写真的掲載されているもの。

一、地形図は原則として国土地理院発行の五万分の一地形図を使用し、図幅名を()内に示した。地図中の▼は木簡の出土地点。

一、釈文の最下段に三桁で示した型式番号は、木簡の形態を示し、つきの一八型式からなる(七頁第2圖参照)。

011型式 短冊型。

015型式 短冊型で、側面に孔を穿つたもの。

019型式 一端が方頭で他端は折損・腐蝕で原形が失われたもの。

021型式 小形矩形のもの。

023型式 小形矩形の材の一端を圭頭にしたもの。

031型式 長方形の材の両端の左右に切り込みをいためたもの。方頭・圭頭など種々の作り方がある。

033型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいためたもの。

035型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれ、他端を尖らせたもの。

036型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損あるいは腐蝕して不明のもの。

038型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状に作り、残りの部分

041型式 長方形の材の一端の左右に切り込みを入れたもの。

045型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状にしているが、他端

は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの。
051型式 長方形の材の一端を尖らせたもの。
055型式 用途未詳の木製品に墨書きのあるもの。
059型式 長方形の材の一端を尖らせたものであるが、他端は折損あるいは腐蝕して不明のもの。

061型式 用途の明瞭な木製品に墨書きのあるもの。

065型式 折損・腐蝕その他によって原形の判明しないもの。

081型式 削屑。

なお、中・近世木簡については、以上の型式番号に適合しないものが多いので、注記を省略する場合がある。

「木簡」
×位下財穀人安万昌
行夜使仍注故移

「泉進上材十二条中
又八条

「武藏國男矣郡余戸里大賀波一斗天平十八年十一月」

第1図 木簡釈文の表記法

1995年出土の木簡



第2図 木簡の形態分類



木簡学会役員（一九九五・九六年度）

会長 犬野 久
副会長 佐藤 宗諱
委員 綾村 宏
鬼頭 清明
佐藤 信
東野 治之
原 秀三郎
石上 英一
柳本 謙周
清水 みき
永田 英正
平川 南
和田 萃
八木 充
大隅 清陽
鶴見 泰寿
吉川 真司
西村さとみ
吉川 敏子
鎌田 元一
柴原水道男
鶴野 和己
西山 良平
松下 正司
鶴森 浩幸

幹監事
事務局
渡辺 昭宏
山下信一郎
土橋 誠
鈴木 景二
今津 勝紀
山中 敏史
笠山 善生
東野 治之
原 秀三郎
石上 英一
柳本 謙周
清水 みき
永田 英正
平川 南
和田 萃
八木 充
大隅 清陽
鶴見 泰寿
吉川 真司
西村さとみ
吉川 敏子
古尾谷知浩

奈良・平城宮跡

1 所在地	奈良市佐紀町
2 調査期間	第二五〇・二二五九次調査 一九九五年(平7)四月一九月
3 発掘機関	奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部
4 調査担当者	代表 町田 章
5 遺跡の種類	宮殿・官衙跡
6 遺跡の年代	奈良時代～平安時代初期
7 遺跡及び木簡出土遺構の概要	今回の調査は、一九九三年度の第二四一次調査に続き、駐車場拡張に伴う調査である。調査区は内裏の東方に位置し、第三・一八二・二四一次調査区の南にある。これらの調査で、酒甕を掘えたとみられる穴を内部にもつ建物・井戸などが検出されたことや、造酒司關係の内容をもつ木簡や墨書き土器が出土したことから、この地区は造酒司跡であると推定している(奈良国立文化財研究所「平城宮木簡」(解説)、「一九九三年度平城宮跡発掘調査部発掘調査報告」、本誌一六号などを参照)。

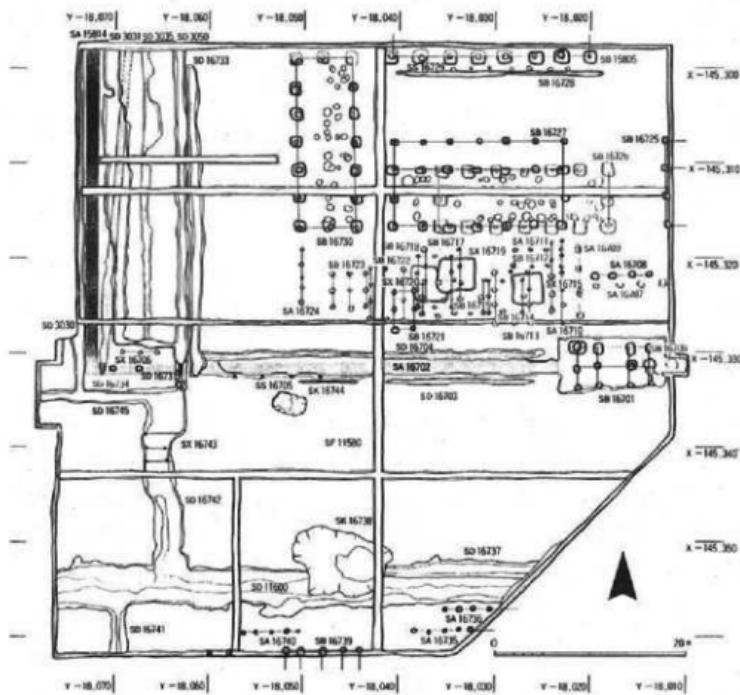
調査区は、造酒司地区の南端部及びその南を東西に走る宮内道路にある。検出した主な遺構は、掘立柱建物一五棟、門二棟、築地等である。堀と通じる木橋暗渠によって南へ排出するための溝SD一六七三二が堀及び南面築地に開く門(奈良時代前半の掘立柱後門を奈良時代後半に位置を西へずらして礎石建ち八脚門に建て替えた)の位置が明らかになった。このことで造酒司の南北長が約一二五mと確定し、西面築地と南門の心々距離が奈良時代前半は約五九m、後半が約五五mであることが判明するなど、造酒司の平面規模を考える上で重要な知見が得られた。次に造酒司の南では幅約一五mの宮内道路SF一一五八〇及びその南側溝SD一六〇〇、SD一一六〇〇の北肩を切る土坑SK一六七三八、宮内道路を横切る南北溝SD一六七四一、これにかけられた橋SX一六七四三などを検出した。

木簡は計一九五六点出土した。造酒司内では区画内の西端を南流する溝SD三〇三五及びSD一六七三三から各一点が出土した。宮内道路部では道路を横切る南北溝SD一六七四二から二七点(うち削屑一五点)、道路南側溝SD一六〇〇から二八〇八点(うち削屑二四五九点)出土したほか、出土遺構不明の削屑一九点がある。

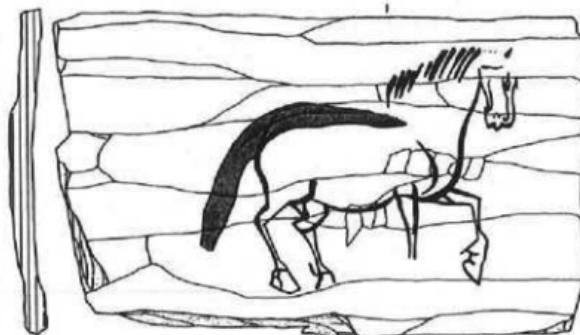
このうち南北溝SD一六七四二は幅約三・五m深さ約〇・七mを測る。このSD一六七四二の北端では、西から道路北側溝SD一六七四五が取りつき、北からは造酒司内の排水を南面築地下を通る木橋暗渠によって南へ排出するための溝SD一六七三二が

堀二条、掘立柱堀九条、溝一四条、道路三条などである。

1995年出土の本簡



第250・259次調査遺構図



SK16738出土絵馬

流れ込んでいる。このため出土木簡の中には造酒司内から流出してきたものも含まれる可能性がある。

宮内道路南側溝SD-1-600は現状で幅約5m深さ約1mに及ぶ大規模な溝であり、西へ向かって流れている。溝の堆積状況は下

層から小雑混灰褐色粗砂、暗灰粘質土、灰褐色粗砂、暗茶灰粘質土、茶

灰粘質土となっており、このうち暗灰粘質土と灰褐色粗砂中には場所

により木屑を多く含む層がみられた。木簡は主として暗灰粘質土、

灰褐色粗砂、木屑層から出土した。このSD-1-600については今

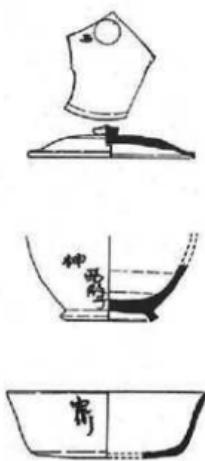
回の調査区の西延長部を第一五四次調査で検出している。この調査

でも宝亀七年(七七六)の年紀をもつ木簡などが出土している(平

城宮発掘調査出土木簡概報一七一九八四年)。今回の調査では主と

して奈良時代末にあたる平城宮土器編年Vに属する土器や、鳥形鏡、

人形、舟車、輪廻などが出土した。木簡のほか、文字資料として墨



SD-11600出土
墨書き土器

書土器「(田)」「西」「西宅」「神/西殿子」「中南」「御」「酒」「酒司」
更「西日大風/□廿七」や、漆紙文書などがある。また、土坑SK
一六七三八からは絵馬が二点出土した。

8 木簡の祝文・内容

南北溝SD-303五

(1) 「く丹後國加佐郡□太經□□」 (170)×23×4 039

南北溝SD-1-673三

(2) ×鹿郡上郷□野^カ部□V

(127)×17×7 039

(2) は丹波國何鹿郡か。

南北溝SD-1-674二

「不能求食□□□□□」

(129)×(14)×2 031

(4) 「一□ □□一入〔伍^カ] □錢一□

111×24×8 011

「十一月 正月 二月 三月」

(171)×12×3 019

「く若狭國三方郡〔乃止^カ] 〔伍^カ] 里□V」

240×(15)×4 031

- (7) 「 [作物名] 受五斗 貝百十四復」 203×17×4 003
 (3)は文書の一部か。年代を示すものとして郷里制下の(6)がある。
- 宮内道路南側溝SD一六〇〇
- (8) 「主膳監解 申宿侍二人 安都郡方呂 高橋山守」
- (9) 「 [解] 申宿侍二人 多米縣麻呂 安都郡方呂 十一月廿二日秦一万」 327×37×3 011*
- (10) 「主馬署解」
- (11) 「御書所宿壬生塩代 五月廿二日」 399×39×4 011
- (12) 「阿刀綴良」 275×19×4 011
- (13) 「奈良宮遷抄」
- (14) 「綴 御服所請鈴宅拾陸隻 小錦一升 安倍麻女 安倍麻子 己上四人日料依命婦」 326×32×3 011*
- (15) 「宣所請如件」
- (16) 「御頭所柏廿把 史生禪田友勝 五月十三日酒部宅雜」 270×30×3 011*
- (17) 「行 林浦海」
- (18) 「人給所謂骨海藻或升 宮人御料 六月四日」 235×35×4 011*
- (19) 「「行 林浦海」」
- (20) 「人給所謂堅魚煎宅合 御薬料 □月廿日」
- (21) 「五口 貢五百卅五文 □」 246×34×2 011
- (22) 「人給所謂荒炭一斗 煙管料 柏六把。」 193×24×3 011
- (23) 「「行 林浦海」」
- (24) 「綴 所請醫漆合 人七口料 四月十日別當物マ弟益」 219×32×3 011*
- (25) 「「行少属三鶴大調」」

20 「人給所」

21 「請飯式升 日下マ伊加知」

八月廿一日

12

22 「内作物所」

(90)×(12)×4 051

国助

23 「所謂飯四升半「混混」」

11

24 「小稻申」

(72)×29×2 019

25 「請飯式升服橋」

26 「請食」升土師未經

11

26 「急忙急忙急忙」

(148)×(18)×3 061

27 「請折櫻毫合 鏡形院X

11

28 「請食」升土師未經

(255)×(16)×2 081

29 「請飯式升服橋」

11

30 「請折櫻毫合 鏡形院X

(164)×(25)×1 061

31 「請折櫻毫合 鏡形院X

11

32 「請折櫻毫合 鏡形院X

(180)×(25)×1 061

33 「請折櫻毫合 鏡形院X

11

34 「請折櫻毫合 鏡形院X

(190)×(25)×1 061

35 「請折櫻毫合 鏡形院X

11

36 「請折櫻毫合 鏡形院X

(190)×(25)×1 061

37 「請折櫻毫合 鏡形院X

11

38 「請折櫻毫合 鏡形院X

(190)×(25)×1 061

39 「請折櫻毫合 鏡形院X

11

40 「請折櫻毫合 鏡形院X

(190)×(25)×1 061

41 「請折櫻毫合 鏡形院X

11

42 「請折櫻毫合 鏡形院X

(190)×(25)×1 061

43 「請折櫻毫合 鏡形院X

11

44 「請折櫻毫合 鏡形院X

(190)×(25)×1 061

45 「請折櫻毫合 鏡形院X

11

46 「請折櫻毫合 鏡形院X

(190)×(25)×1 061

47 「請折櫻毫合 鏡形院X

11

48 「請折櫻毫合 鏡形院X

(190)×(25)×1 061

49 「請折櫻毫合 鏡形院X

11

50 「請折櫻毫合 鏡形院X

(190)×(25)×1 061

51 「請折櫻毫合 鏡形院X

11

- 34 . [上] 雜环五口十九口 十环四口 故 机前 [鋪] 合卅四口
 □ [×] □ 三月廿三日 高橋毛人麻口
 (251)×24×1 061
- 35 . 片佐良廿
 □ (64)×(13)×2 061
- 36 . 「衛士四人給夕食」 □
 □ (144)×28×2 061
- 37 . 「判大進 十三日 小口」
 (X) (1) □ (169)×28×2 019
- 38 . 「間食」一升 芙田四藤 四月五日
 「判大伴少進 充國助」 □
 (113)×19×3 019
- 39 . 「間食壹升給出房從之」
 「用代給飯四升半 秦」
 □ (124)×20×4 061
- 40 . 右□務所作
 □ (41) (42) (43) (44) (45)
 □ (46) (47) (48) (49) (50)
- 41 . 十四日□量
 □ (大) (中) (講講) (上) (等神)
 □ (大) (風) (内舍人) (升)
 (177)×(6)×4 061
- 42 . 宗宜マ豈万口
 小進 □ □ 稲公
 □ (正月) (年) (正六位上行山田連車) (作) (174)×(30)×5 061
- 43 . 「大炊」
 □ (4) (269)×(9)×8 061
 60×25×2 011
- 44 . 「国万呂 千嶋 国持 大雀」 □
 □ (73)×(12)×3 061
- 45 . 山田人内疑
 人賣龟四口 (年) □ (73)×(29)×10 061
- 46 . 大私福万一
 栗田大夫 (所) □ (42)×(8)×2 061
 堤船根堀
 (134)×28×5 011
- 47 . (28)×(11)×1 061
- 48 . 大伴進三升
 (45)×(22)×1 061

52 采女三升 [大伴カ] [三升*]
□□□

美農國厚見郡白米五斗
(183)×16×2 059

53 「一糲米五斗二升 一□斗三升 大豆二斗八合一小麦上同」

(98)×(8)×2 081

「若狭國三方郡耳郷戸主丸部真前」

191×(15)×3 031

胡麻子一斗三升一小豆一斗八合油二升六合

22×36×1 01

「丹波カ斗一斗

247×22×6 031

「一

□□□□□□□□□

「出雲國権〔備前カ〕沿田郷

(124)×(24)×5 039

前後カ升五合□□

(85)×27×1 081

「播磨國〔備カ〕

天平十四年

(49)×(10)×3 081

「要〔傳一毛重書アリ〕

(116)×(24)×4 081

「宝龜四四年四月十六日□□」

(63)×16×2 081

「英賀郷戸主日下マ□□同マ佐知万品

(130)×18×4 019

閏十一月十八日田□□□□□

(59)×(21)×5 081

「延暦二年十月八日 □□□

(170)×(14)×2 081

「高カ安郡春米」

(59)×(21)×5 081

×郡殖月郷白米五斗

(110)×21×6 019

「參河國播豆郡折鴟海部供奉□□V」

342×30×4 031

「美作國勝田郡白米五斗」

(107)×26×5 039

「備中」

(59)×(35)×6 099

「備中」

(59)×(35)×6 099

「伊豆國那賀郡那珂郷戸主矢田マ人成調龜堅魚拾壹斤拾兩 延暦元年十月十日

宇連マ得足 專當郡司擾領外正七位上膳臣山守」

50 「伊豆國那賀郡那珂郷戸主矢田マ人成調龜堅魚拾壹斤拾兩

延暦元年十月十日 専當郡司擾領外正七位上膳臣山守」

300×32×4 031

70	「▽浅口郡川村□□」	(137)×17×4 039
71	「安那郡高泊郷千×」	(84)×22×4 019
72	御調郡白米五斗	(124)×(5)×3 081
73	「▽桜間郷日下マ国万呂小豆五斗 □□□」 209×25×3 032	
74	「▽岐国寒川郡造太郷精米五斗」 〔田脱ガ〕	(169)×14×3 033
75	「▽讃岐国山郡三谷郷凡直小野□」 〔足ガ〕	(94)×17×3 019
76	「▽讃岐国那珂□川郷□」 〔足ガ〕	(85)×21×5 039
77	「▽讃岐国三野郡勝間郷稻米□×▽」 〔五ガ〕	128×15×5 031
78	「伊予国周敷郡田乃郷」 〔荒木首真鳥一俵〕	159×25×4 051
79	中村郷戸主九マ今赤戸□真魚女米五斗 (204)×25×5 061	
80	・▽郡御野郷守部思人調塙三斗▽	
81	・▽長□□□大	(206)×39×6 031
82	□衛士府宿□	
83	〔衛士□府カ〕	
84	中衛	
85	近衛徒 〔衛カ〕大志□	
86	命婦	
87	大伴	
88	大原史魚次	
89	□上賀茂雄繼	
90	車持朝臣年	
91	○河内国十三斛	
92	參河国□	
93	□龟四□	
94	「大椎子」	79×10×3 051
95	□衛士府宿□	091
96	〔衛士□府カ〕	091
97	中衛	091
98	近衛徒 〔衛カ〕大志□	091
99	命婦	091
100	大伴	091
101	大原史魚次	091
102	□上賀茂雄繼	091
103	車持朝臣年	091
104	○河内国十三斛	091
105	參河国□	091
106	□龟四□	091

寮飯九斗(五)
三月廿四日

四月五日 「国助」

五日中宮女(五)

82

年紀の記載としては、66の宝亀四年（七七三）、67の天平一四年（七四二）、68の（宝亀）四年、初の延暦元年（七八一）、69の延暦二年、70の延暦三年、71の□亀四□、72の延暦がみえる（このうち、木簡作成年を示すことが明白なものは66と67のみ）。なお、67に「閏十一月」とあるが、これが存在する年は奈良時代では靈龜二年、天平七年、宝亀四年だけである。天平一四年のものだけが突出して古いが、出土位置が南北溝SD一六七四二が北から合流する地点より西、すなわち下流であり、北から流れてきて混入したものである可能性がある。このため、この一点を除外して考えると、他は奈良時代末から長岡京遷都（延暦三年一月）直前の年紀を示し、他の遺物の年代観と矛盾しない。

内容をみると全体として文書木簡の割合が高いことが指摘できるが、この文書木簡はさらに内容上二つのグループに分けられる。第一のものは、春宮坊に対して被管官司から出された解である（89）

回。89はいずれも主膳監からの宿直報告、10は主馬署の解であるが、複数の被管官司の解がみえるので、これらは春宮坊本体から廃棄された可能性が高い。奈良時代末の皇太子としては他戸・山部

（後の桓武天皇）・早良の三親王がいるが、比定についてはなお検討を要する。但し、89にみえる「大原史魚次」が宝亀七年三月二五日春宮坊写経所送文（『大日本古文書』〔續年文書〕二三一六一七）に自署する別当主兵署首大原魚次（『大日本古文書』は「首」を「正」に書き直したと解するが恐らくは是）と同一人物であったとする、山部親王（宝亀四年〔七七三〕立太子、天祐元年〔七八一〕即位）の春宮坊である可能性がある。

第二のものとして、「所」などからの食料・食膳具請求文書がある。典型的な例（64と65など）では日下に請求する側の「所」の別当などの名が記され、裏面にこの請求に対し四等官、史生などが判（二行の表記もある）を加え、決裁を行なっている。なお、13は「縫御服所」が管下の四人の女性に支給するための魚を請求したものであるが、裏面に四等官の判はない。あるいは本文中に命婦の宣により請求する旨が明記されているため、判が必要なかつたのかも知れない。

さて、この四等官が所属する官司は、判官、主典の表記が「進」であることから、職クラスであることがわかる。また、14に判を加えて「林浦海」は「続日本紀」延暦四年六月辛巳条に皇

后宮少属としてみえ、²⁴に見える「少進安倍」は同日条の皇后宮少進安倍広津麻呂と一致する。以上のことから、これらの「所」は桓武天皇の皇后藤原乙牟瀬（延暦二年四月一八日立后）の皇后宮職の下部組織である可能性が高い。この木簡群は複数の「所」からの文書を含んでいるため、皇后宮職本体あるいはその中の食料担当部局から廃棄されたのである。そうであるならば、食料請求木簡は判のないものも含め、皇后宮職の下部組織からの請求文書であると考えてよかろう。

次に、この一群の食料請求木簡から指摘できる点を列挙したい。まず、これらの文書から、先述した通り官司内における食料請求、支給事務を復原することができる。これに関して言えば、²⁴四箇のよう、本文の一部や判の部分を抹消している例や、²⁴のように数量の部分に「封」と重ね書きしている例などがある。これが事務手続きの中でどの段階で行なわれたのかは不明であるが、食料支給事務が完了した時点で再利用を防ぐためになされた可能性がある。これらの例は請求物品が塩・芋奴汁（不明）に限られているが、食料の請求から支給に至る事務を考える上で興味深い資料である。

第二点目として、皇后宮職の下部組織としての様々な「所」の存在を知ることができるという点が挙げられる。食料を請求している「所」をみると、²⁴の「縫御服所」、²⁴の「縫所」、²⁴の「御膳所」、²⁴の「人給所」などがある。このほか²⁴には「泉遣使」

が見える。また、「所」の名を明記しないものも多数存在するが、このうち²⁷³³³⁷には日下に署名したり食料などを充てられている「團助」なる人物が共通してみえ、また食器を請求あるいは進上する³³³⁴の日下にはいずれも「高橋毛人麻呂」の名がある。したがつてこれらは同一の部局に間わる文書であったことが推定できる。³³に「御坏」という文言があることからすれば、本主たる皇后の直近で奉仕する部局であろうか。

このほかの「所」として、²⁴の「御書所」、²⁴の「内作物所」がある。但し、²⁴は宿直報告文書であり、他の主膳監解と同様に春宮坊に間わる可能性がある。また「内作物所」については、他の「所」には「内」の表記がないのに對し、これだけ「内」と断つており、これは内裏の作物所を皇后宮職の「所」と区別するためかもしれない。そこで、これらは皇后宮職管下の「所」からは除外したい。

いずれにしてもこれらからは様々な「所」の名が知られ、皇后宮職の下部機構の具体像を窺うことができる。従来、皇后宮職の研究は、正倉院文書に豊富な史料が残存していることもあって光明皇后のそれに集中していたが、今回の調査で新たに史料が得られた意義は大きい。なお²⁴に見える「内作物所」が「西宮記」卷八、所々事に記載のある内裏の作物所につながるものであるとする、この作物所の初見史料となる。平安宮出土の「内酒殿」の木簡（本誌五

夏」とともに内裏周辺に展開した所の研究に資することになる。

皇后宮に関連してつけ加えるならば、衛士に夕食を支給する文書のほか、衛府に関する内容を持つ削層⁵²・⁵³がある。これらは皇后宮を衛府が警備したことを窺わせる資料である。

次に質造物付札については、西海道以外の畿内六道にわたって図名がみえることが指摘できる。中でも、參河の質⁵⁴や伊豆の堅魚⁵⁵の付札がみえること、康岐のものが四点と多いことが注意される。但し、米の付札の中には南北溝SD一六七四二の上流にある造酒司内から流出したもののが混入している可能性もある。

最後に今回の調査で出土した木簡を廃棄した機関の位置について触れておきたい。春宮坊関係の木簡が出土したことと、奈良時代末に春宮坊が今回の調査区の近くにあったことが推定できる。かつて平城宮東南隅を調査した第三二次調査で、宮内の排水のための南北溝SD三四一〇、宮南面外堀かつ二条大路北側溝であるSD一二五〇、宮東面外堀かつ東一坊大路西側溝であるSD四九五一などから今回のものと類似する木簡が出土し、また、第三二次調査区の北方にある第一〇四次調査区でも、SD四九五一の上流部にあたると考えられる南北溝SD三三六から同様の木簡が出土している。このことから、これらSD三四一〇・四九五一・三三六などの上流すなわち北方に春宮坊が所在することを推定したが(「平城宮木簡三(解説)」一九八一年)、今回の調査でその可能性がさらに高まつた。

しかし、具体的に春宮坊に比定し得る建物の遺構は検出されておらず、その位置は今後の調査の成果を持って考える必要がある。

また、藤原乙牟瀬の皇后宮職関係の木簡が出土したことと、皇后宮職の少なくとも一部の機関が今回の調査区の近くにあったことが窺える。ちなみに、「平城宮発掘調査報告書III」(一九九一年)で、光仁天皇の皇后井上内義王や桓武天皇の皇后藤原乙牟瀬の宮は内裏内に営まれたと推定したが、奈良時代末の皇后宮のあり方については、皇后の居所と皇后宮職の曹司との関係も視野にいれて考察を深める必要がある。また、春宮坊関係木簡と皇后宮職関係木簡が共伴したことの意味も、今後検討すべき課題である。

なお、宮内道路南側溝SD一一六〇〇からは漆紙文書も一点出土したのでここで付言する。

×□十二

〔伍ヶ〕

×□拾参歩

得一町一段百八十

×□拾肆歩

得一役九段

×□拾伍歩

得一町五段□

×□拾六歩

得一役九段□

×□

一

一

一

本文書は、漆付着面を外側に四ツ折にして廃棄されていたが、展開すると直径約一六mmの円形に復原できる。大きさ、縁辺部の形状からみて、漆液を大きな容器から取り分けてパレットとして用いた皿または杯状の土器の蓋紙であろう。墨痕はオモテ面（漆の付着していない面）に六行、五一文字確認できる。行間は二・一四、字の大きさは本文で約一・〇四一〇・八mm四方、双行幅で約〇・九mm四方である。縦横の界線が確認されるが、界幅は現状では測定が困難である。本文は楷書体で大数字を、双行部は行書体で小数字を用いる。界線の存在、楷書体・大数字の使用、宮内からの出土、などの条件から、國からの京進文書とみてよかろう。なお、表面には茶褐色の方格状を呈する幅約二mmの線が認められる。大きさ、形状からみて国印の印影の一部として矛盾はないが、顯微鏡及びX線による観察によつてもここに顔料は確認できなかつた。今後の検討に課題を残す。また、紙背の状況は不明である。

内容は田積を列記し、それぞれの下に双行で「損」（損田）「得」（得田）の内訳を記す。得田は町段歩単位で田積を記すが、損田は「二」「三」のみしか記載がなく、比率（二分・三分）の意味である。なお、二一四行目の得田積が三六歩の整数倍になつてゐることが注意される。現存する帳簿の中では、天平一二年越江園浜名郡輸租帳（『大日本古文書』「編年文書」一一二五八）の損戸の央名部が類似した形態と内容をもち、延喜主税式租帳条の記載もほぼ同様である。

本文書は租帳としての要件は満たしていると考えられるので、一応租帳様文書としておくことができる。しかし本文書は得田積を基準に記載している点で損田積を基準とする他の例と異なり、また、浜名郡輸租帳では損田・得田積が二四歩の整数倍で、田租一束あたりの田積が計算の基準になつてゐるのに対し、本文書が三六歩を基準としているとすると田租計算上整数値にならず、租帳としては不自然な点もあるため、なお検討を要する。

本文書の調査にあたつては京都大学の鎌田元一氏のご教示を得た。

9 関係文献

奈良国立文化財研究所『奈良国立文化財研究所年報一九九六』（一九九七年刊行予定）

同『一九九五年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』（一九九六年）

同『平城宮発掘調査出土木簡概報』三三一（一九九六年）

（古尾谷知造）



平城宮調査位置図



(奈良)

遺跡及び木簡出土遺構の概要

本調査区は平城京左京三条一坊十五坪の東北部にあたる。既に第一一八一八次・二三〇次調査及び奈良市第九四次調査によつて、十五坪・十六坪が奈良時代を通じて一体として利用されたこと、十五坪の中心部には三棟の大體東西棟建物があり、その両側に南北棟建物が対称に位置することが知られている。正殿の前面が開放しておらず、東西棟で閉じられた構造である。

- 1 所在地 奈良市三条大路南二丁目
- 2 調査期間 第二六六次調査 一九九六年(平成8年)1月1~3月
- 3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部
- 4 調査担当者 代表 町田 章
- 5 遺跡の種類 都城跡
- 6 遺跡の年代 古墳時代・奈良時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

ことは、明日香村石神遺跡や飛鳥雷丘北方遺跡などに類例をみるだけあって、今回の調査で瓦塼が多く出土したこととともに、本遺構の特殊な性格を示唆するものである。

今回の調査においては、古墳時代の堅穴住居一棟、奈良時代の掘立柱建物六棟、掘立柱列三棟、円形井戸一基を検出した。中小規模の建物や井戸からなる十五坪東半部は、厨などの付属施設として機能した可能性が想定される。

出土木簡は五点である(うち削層三点)。古墳時代の堅穴住居の中央部分を破壊する恰好で掘られた円形井戸SE六六九〇の抜き取り痕跡から出土した。井戸の深さは、遺構検出面から底まで三寸で、底には厚さ〇・一五mのバラス層があり、その上に木枠が横組みで組まれていたと思われるが、枠板はすべて抜き取られていた。

同抜き取り痕跡からは、他に多数の土器・大型の未使用の鋏先が出土した。土器はすべて平城宮土器編年第II期(七一五~七三〇年)にある。そのうち土師器鉢の一点には、その把手上の肩部に横向きで「特女」、別の土師器鉢の底には「手布利」の墨書きがある。

和銅四年(七一二)の年紀を持つ木簡と、平城宮土器IIに当たる土器とが、抜き取りから出土したことから、本井戸は奈良時代の初期に作られ、その後まもなく廃絶し、不要の木簡が廃棄されたと思われる。

(1) 「。奉上木三百一材
〔×棺〕」
・「。和銅四年二月五日

(176) × 30 × 2 019

(2) 「奉上」
・「〔名古屋〕」
〔×□□〕

88 × 46 × 3 011

(3) □□□
(4) □□□
(5) □□□

021 021 021

(1) は、上端は削って調整。右側面は上部五分の一が削れ、左側面は角が僅かに削れていますが、それより下部は原形を保つ。下端は折れ。表面の第四字は「棺」の上に「三」を重書する。本木簡は、材木の進上状で、年紀は平城遷都の翌年である。平城京造営との関連も想定される。

(山下信一郎)

(2) は、上端・左側面は削って調整。右側面は上部三分の一は削つて調整。それより下は削れ。下端は切り込みを入れ折つているのみで、それ以上の調整はしていない。墨痕は表裏ともにすこぶる明瞭で、表第一字目は上端部からすぐ始まるが、二字目は、木簡左端から中央部にかけて、文字面が刀子で縱方向に削られているため、左

半分を欠失。そのためか第三文字目以下は確認し得ない。表面の記載から、本木簡は何らかの物資の進上状と思われ、恐らく(1)と同様、木材進上に関するものと考えられる。裏面の別筆の文字は、上端部に小さく表と天地逆に書かれている。表とは無関係の習書であろうが、「忌」の字は「忘」の字である可能性も残る。

なお、(1)(2)に共通してみえる進上を意味する語彙「奉上」の用例は木簡では他に、「余賀十把 奉上人多治比速縣」「平城京木簡」「八四号」、「此皇后宮復急奉上」(待候重跡。本誌一號)が知られる程度である点、やや注目される。

9 関係文献

奈良国立文化財研究所『奈良国立文化財研究所年報一九九六』

(一九九七年刊行予定)

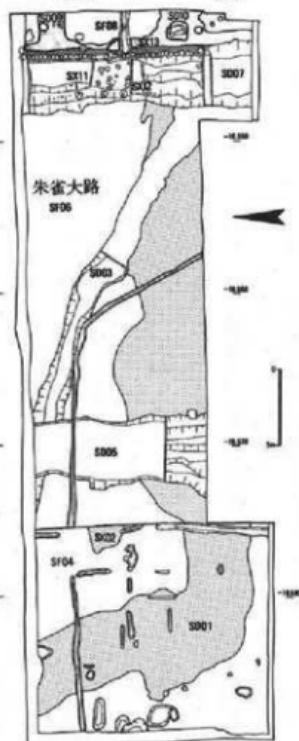
同「一九九五年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報」(一九九六

年)
同『平城宮発掘調査出土木簡概報』三三一(一九九六年)

1995年出土の木簡



(奈良・桜井)



発掘区全体図

奈良・平城京跡

- 1 所在地 奈良市四条大路三丁目
- 2 調査期間 一九九五年（平成7年）四月～六月
- 3 発掘機関 奈良市教育委員会・奈良市埋蔵文化財調査センター
- 4 調査担当者 秋山成人
- 5 遺跡の種類 都城跡
- 6 遺跡の年代 菩生時代・七世紀～九世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

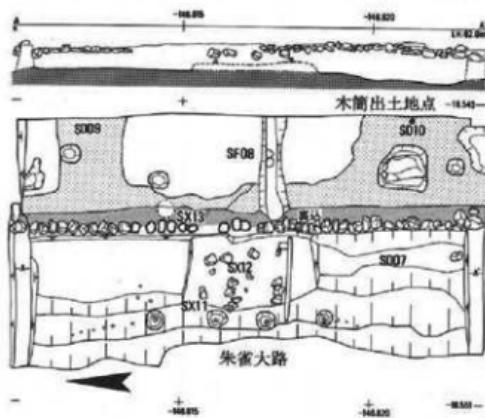
本調査は分譲住宅建設に伴う事前発掘調査である。調査地は平城京の朱雀大路と四条大路の交差点に相当する。

調査の結果、朱雀大路及びその東側溝、四条大路及びその南北両側溝、朱雀大路と四条大路の交差部で橋の存在を確認した。また朱雀大路路面にて下ツ道とその東側溝、北から東へL字状に曲がる弥生時代前期末の溝、北西から南東へ斜行する弥生時代後期の溝を検出した。

朱雀大路SD06は路面幅約四一・五m分を検出した。路面舗装などは認められない。朱雀大路東側溝SD07は堆積状況から、大きく二時期に分かれる。当初の溝SD07Aは護岸施設をもたず、幅七・一五m以上、検出面からの深さ〇・九五mを測る。これを改

修した溝SD○七Bは、溝東肩に河原石を一段分一列に並べた護岸施設SX一三をもち、幅二・二m以上、検出面からの深さ〇・五mを測る。遺物は当初の溝SD○七Aから奈良・平安時代の土器、奈良時代の瓦・人形・平鉢などの木製品が出土し、改修後の溝SD○七Bから奈良・平安時代の土器・瓦が出土している。

四条条間路SF○八では、北側溝SD○九（幅三・〇m、検出面か



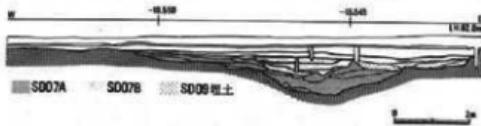
朱雀大路東側溝平面・立面図

らの深さ〇・六m）と南側溝SD一〇（幅二・六m、検出面からの深さ〇・五m）を検出した。木簡が出土した南側溝SD一〇は素掘りの溝で、断面逆台形状に二段に掘られている。土層堆積状況は上層から暗灰色砂質土・灰白色砂質土・淡茶灰色砂・淡黃灰色砂（以上改修時の埋土）、以下、灰褐色砂・淡黃灰色砂・淡黃褐色砂・褐灰色砂質土・黄灰色粗砂と続き、最下層の暗灰色粘質土に至る。木簡はこのうちの最下層から出土した。位置は朱雀大路東側溝SD○七Aとの交差部より約三・五m東にある。

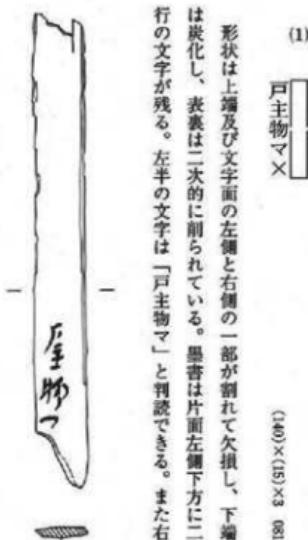
朱雀大路と四条条間路の交差部で構の遺構

SX一一・一二を検出した。SX一一は当初の朱雀大路東側溝の東西両肩で検出した構脚である。西肩では溝と平行に柱列三間分（一・六一・三一一・五m）と、柱列の両側に、護岸の杭列を検出した。東肩では西側の柱列に対応する柱穴一つを検出した。SX一二は朱雀大路東側溝改修時の護岸施設SX一三にとりつく、自然石を集積して造られた陸橋で、この際、四条条間路南北両側溝は埋められ、整地される。

下ツ道SF○四は路面幅約一六m分を確認



朱雀大路東側溝堆積土層図



(1)

戸
主
物
マ

(165)×(15)×3 (8)

形状は上端及び文字面の左側と右側の一部が割れて欠損し、下端は炭化し、表裏は二次的に削られている。墨書きは片面左側下方に一行の文字が残る。左半の文字は「戸主物マ」と判読できる。また右

上、検出面からの深さ一・〇mである。これがある程度埋まつた後掘り直され、幅三・一五m以上、検出面からの深さ一・二m以上となる。埋土中から遺物は出土しなかった。

今まで、東西の道路と朱雀大路との交差点部分で橋の存在が確認されたことがなく、今回、架橋の存在を確認したことによって奈坊復原に新たな資料を得ることができた。さらに、下ツ道東側溝を検出したことにより、部分的であるが、平城京造営以前の状況を知ることができた。

8 木簡の积文・内容

した。下ツ道東側溝SD〇五は長さ一一・三m分を検出した。堆積状況から溝は改修されたことがわかる。当初の溝は幅一・八五m以上、検出面からの深さ一・〇mである。これがある程度埋まつた後掘り直され、幅三・一五m以上、検出面からの深さ一・二m以上となる。

半にも文字痕跡が認められるが判読できない。墨書きは「物マ」と戸主名が記されているが、かなり欠損しており、二次的な削りも加えられているため、付札木簡であるか否かは不明である。

9 関係文献

奈良市教育委員会「奈良市埋蔵文化財調査概要報告書 平成七年度」(一九九六年)

(秋山成)

会告

団体会員制の導入について

本会は従来、会員として個人のみを対象としてきましたが、発掘調査に携わっておられる方々にも広く入会を求めるため、委員会を中心に団体会員制の導入を検討してきました。これを受け、一九九五年一二月二日の第一七回木蘭学会総会において会則第五条第一項・第二項の改正が承認され、団体会員制を導入することが決まりました（改正後の新会則は本号一九六頁に掲載）。

団体会員制の運用は次の通りとします。対象とする団体は、各自治体の教育委員会、埋蔵文化財センターなど、発掘調査を行なう機関とし、機関として入会することが事務的に困難な場合には任意団体として加入していくこともできます。また、団体の権利義務は個人と同じとします。すなわち、一団体で会費は個人と同額、大会参加者は一名、議決権は一票です。入会申し込みも個人と同じく毎年五月末締切とします。申込用紙の請求など、詳細は事務局にお問い合わせください。

奈良・大乘院庭園
だいじょういんていえん

8 木簡の叢文・内容

(1) 「大和奈良 東京牛込 片原町津久戸町」

○田中秀善様 二条家 ○

十一月二十七日 □□□□□賀

〔配達料先迄〕
□□□□□ 払 (朱印)

173×63×6 91

- | | |
|-----------------|---------------------|
| 1 所在地 | 奈良市高畠町 |
| 2 調査期間 | 一九九五年(平7)七月~九月 |
| 3 発掘機関 | 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部 |
| 4 調査担当者 | 代表 町田 章 |
| 5 造跡の種類 | 庭園 |
| 6 造跡の年代 | 古代~近世 |
| 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要 | |

大乘院は興福寺の門跡寺院として隆盛を極めたが、廢仏毀釈以後廃絶した。今回の発掘は大乘院庭園の整備のため、第二六〇次調査

として、園池南岸部分に

として、園池東側の調査

として、園池東側の調査

として、園池東側の調査

として、園池東側の調査

（奈良）
一点も出土している。



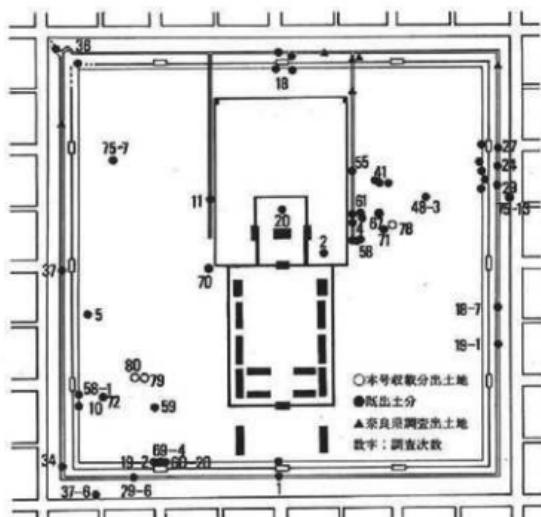
査報（一九九六年）

奈良国立文化財研究所「一九九五年度平城宮跡発掘調査部発掘調

（山下信一郎）

奈良・藤原宮跡

- 1 所在地 奈良県橿原市高殿町、四分町
- 2 調査期間 一 一九九五年(平7)三月~七月
二 一九九五年六月~一九九六年一月
- 3 発掘機関 奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部
- 4 調査担当者 代表 猪熊兼勝
- 5 遺跡の種類 宮殿・官衙跡
- 6 遺跡の年代 七世紀末~八世紀初期
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
- 一 内裏東官衙・東方官衙北地区(第七八次調査)
- 調査区は内裏の東方に位置する。これまでの調査によって、内裏外郭の東には南北に三つ以上の官衙ブロックが確認されているが、そのうちの中央の官衙東辺部にある。発掘面積一四〇〇m²。
- 検出した遺構は①弥生・古墳時代、②七世紀~藤原宮直前期、③藤原宮期に大別され、③はさらに前後二時期に分けられる。③の時期の遺構は掘立柱建物六棟、掘立柱塀三条、土坑四基、石敷一面などがある。
- 木簡は、③の藤原宮前半期に属する土坑SK八五四五の埋土から二点出土した。SK八五四五は官衙ブロックの東辺に位置し、一边



が一・四田の隅丸方形の土坑で、深さは〇・六mある。飛鳥Vの土器を伴出する。

二 西方官衙南地区（第七九・八〇次調査）

第七九次調査は保育所建設に伴う事前調査、その西で実施した第八〇次調査は宅地造成に伴う事前調査である。調査面積は一三二〇m²と一七八〇m²である。以下あわせて記述する。

調査地は、藤原宮の西面南門から東に向かう宮内道路が、南面西門から北に向かう宮内道路に交差する地点の西北部に位置する。

検出した遺構は、①弥生時代、②古墳時代、③藤原宮直前期、④

藤原宮期に大別される。このうち③ないし④に属する遺構としては、道路側溝二条、獨立柱跡五条、獨立柱建物二棟、井戸四基、土坑二基などがある。今回の調査によって、西面南門の東北方に、新たに

獨立柱跡による区画があることが判明した。その規模は東西五八・

八m（二〇〇尺）南北六〇・五m（二〇五尺）である。

木簡が出土したのは、区内の東南隅近くの井戸SE八四三一か

ら一点（第七九次）と、区画西外側の土坑SK八四七一から二点（うち前層一九・一点）である（第八〇次）。

井戸SE八四三一は、掘形の開口部が直径二・四mの円形で、上

から一mのところから下は一辺・五mの方形となる。深さは一・八mある。井戸枠は隅柱溝落としみ横板組で、木簡はこの井戸枠内の埋土中で南西の隅柱に斜めに立てかけたような状態で出土した。

井戸廃棄後の埋め立ての際に投入されたのであろう。

SK八四七一は直径四・六m深さ一・三mのすり鉢状の土坑で、

木簡の他に多量の土器、木製品が出土した。

木簡が出土した遺構は、伴出遺物などから、ともに③藤原宮直前期に属すると考えている。

8 木簡の釈文・内容

一 内裏東官衙・東方官衙北地区（第七八〇次調査）

土坑SK八五四五



(1)

「<」酉年□口□

139×23×4 mm

二 西方官衙南地区（第七九・八〇次調査）

土坑SK八四三一

〔符籙〕鬼小〔符籙〕今乎其<

388×55×6 mm*

土坑SK八四七一

雀部若

(2)

〔符籙〕の丁酉年は文武天皇元年（六九七）に相当する。

木簡(1)は、下端の両側に切り込みをもつ形であるが、右辺の一カ所に孔を穿つており、元来は折敷の底板であったものを木簡に転用したのであろう。口絵写真及び左図のとおり、符籙を四種記すが、

これまでに出土した呪符木簡には類例はない。ただし、冒頭の符籜

については、中国宋代の「天原発微」に類例が見られる。同書ではこの符籜を「羅壇」とし、「九星在牽牛東、壅水濱、為淮濱之渠」

と注記している。圓形は記さないが、羅壇については「隋書」天文志にも同様の記述があり、七世紀に遡るものとみてよい。本呪符木

簡の意味するところは十分明らかではないが、この羅壇を手がかりにすれば、井戸なしし水の祭祀に間わると言えよう。



(2)

9 関係文献

奈良國立文化財研究所「飛鳥・藤原宮発掘調査概報」二六（一九九六年）

同「飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報一二」（一九九六年）
(寺崎保広)



(吉野山)

(奈良国立文化財研究所「藤原京跡」)

奈良・藤原京跡

原京右京七条一坊西南坪発掘調査報告』一九八七年。今回はその宅地の西側部分にある。調査面積は三〇〇m²である。

検出した藤原宮期の遺構としては、池状遺構SX三八五とこれに

- 1 所在地 奈良県橿原市上飛騨町、高市郡明日香村雷
2 調査期間 一 一九九四年(平成6年)二月~一九九五年二月
二 一九九五年一月~四月

- 3 発掘機関 奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部

- 4 調査担当者 代表 猪熊兼勝

- 5 遺跡の種類 都城跡

- 6 遺跡の年代 七世紀末~八世紀初期

- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

一 右京七条一坊(第七五一五次調査)

本調査は、市営住宅建設に伴う事前調査で、右京七条一坊の西南坪にある。

この坪内には、坪中軸線にそって正殿、後殿、脇殿、門などが配され、一町規模の宅地であることが、これまでの調査で判明している。

本調査は県道新設工事に伴う事前調査で、一九九一年に発見された雷丘北方遺跡の第五次調査である。この遺跡は飛鳥川右岸で、雷丘から小山にいたる小丘陵との間の平坦地上に位置し、七世紀後半から八世紀後半に及ぶ大規模で計画的な配置の建物群が確認されている。藤原京の条坊では左京十二条三坊の西南・西北坪にある。

これまでの調査で、中心部に四面廻付東西棟建物(正殿)と、その東西に二棟ずつの細長い南北棟建物(脇殿)、また南にも一棟の長い東西棟建物(南殿・SB二(八五〇))を配し、これらの建物群の東西南を掘立柱塀と溝で区画していたこと、また正殿が二つの坪の南北中軸線上にあり、遺跡が南北に二町分を占めていたことなどが明らかになっている。

今回の調査位置は、同坊の西南坪から東南坪に及ぶ。調査面積は約七一〇m²である。

調査の結果、東三坊坊間路推定位置より東には七世紀後半の整地が及ばず、前記の大規模建物群が西南・西北の二坪の占地であろうという推定を裏付けることとなった。東南坪には七世紀前半から八世紀後半にいたる建物が存在し、その状況は小治田宮との関連が指摘されている雷丘東方遺跡に類似している点が注目される。

木簡は、南北溝SD三五八〇から三点出土したが、いずれも削屑で駁読できない。SD三五八〇は素振りの溝で、幅二・九一五・二m深さ一m前後で、北流する。堆積土には木簡の他に七世紀前半の土師器・須恵器などが含まれ、溝の南辺は七世紀後半の整地土によって覆われている。

9 関係文献

奈良国立文化財研究所「飛鳥・藤原宮発掘調査概報」二六（一九九六年）

同「飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報一二」（一九九六年）
（寺崎保志）

奈良国立文化財研究所

「平城宮木簡五」刊行される

平城宮跡東南隅で一九六六年に行なわれた、第三三次補足調査で出土した約一万三〇〇点に及ぶ木簡の正報告書。同調査関係の三分冊中の二冊目にある本書では、二三三三四点の木簡を収録する。木簡は考課・成選木簡を中心とする式部省関係木簡で、原寸大の写真を掲載した図版と解説からなる。解説では近年の調査で判明した式部省官衙の様相や、六〇一五型式木簡の形態的特徴や廢棄の仕方などについてもふれている。

図版 B4版 写真一〇三葉 その他四葉 鉄入
解説 A5版 本文三八〇頁 その他四五頁
額価 三二〇〇〇円（税込） 送料一七〇〇円

販売元

明新印刷株式会社 もちいどん店

〒630 奈良市橋本町三六

TEL 0742-313131
FAX 0742-610093

木簡研究第一四号

八木 光

一九九一年出土の木簡
概要 平城宮跡 平城宮北二条二坊訪問路西側跡 平城宮東古跡
聖宝寺 唐招提寺 鹿頭京跡 飛鳥治跡 四象跡 長岡京跡(1)
長岡京跡(2) 長岡京跡(3) 渡町塚跡 木津川河岸跡
住友新井所跡 美作守跡 龍野寺跡 高瀬茶跡 津田沼根市遺跡
屏風塚跡 丹波神社内塚 老原塚跡 指伏塚跡(1) 指伏塚跡(2)
(田井井塚跡) 先羽寺塚跡 西河原森ノ内塚跡 西河原塚跡 沼ノ
部塚跡 石川余出塚跡 内佐日向削地塚 小田塚跡 高坂塚跡
多賀城跡 田端寺塚跡 田端町塚跡C地点 上野塚跡 山田郡内
塚跡 網野塚跡 甘野口(篠山小)塚跡 三日市塚跡 長室山塚跡
空港塚跡(第33店) 宝源塚跡 美香町遺跡

一九七七年以前出土の木簡(一回)
平城宮跡(第五〇・五・五一・六三六)
上田郡遺跡

諸國今塚跡 鶴見山西塚跡 じゅうべのま塚跡 高麗塚跡
考古資料としての古代木簡 山中 豪
八幡木塚跡等新潟県出土の木簡 小林 昌二
木上と戻 畠本 太郎
下「後醍醐天皇」各大陪木簡を手がかりにし
「醍醐天皇」研究の歴史と課題 吉村 昌之

書影 四五〇〇円 五六〇〇円

木簡研究第一三号

佐山 善生

地圖附
一九六〇年出土の木簡

新宿、平成东路左京三番三号十一坪 東大寺田道内 (三井市) 藤

原丸島 鳥頭京跡右京七条二坊 山田道跡 山田寺跡 長岡京跡

今里塚跡 鳥頭京跡 王生寺跡 大曾根跡 三河跡 大根塚跡 佐久

深大寺跡 山之内寺跡 比山寺跡 新金剛院寺跡 美紀舍金里寺

跡 五代魚塚跡 上小名田道跡 吉田南道跡 月石城武野坂殿跡

今下田道跡 神奈道跡 佐久間御所跡 宮之瀬道跡 及川跡 市

原金剛院跡 佐原寺跡 佐原町跡 石田三宅道跡 牛西道跡 一ノ瀬

公孫樹寺跡 丹木寺跡 上古屋道跡 田中道跡 八幡村跡 諸

立石寺跡 的利寺跡 伊豆日吉神社跡 美之瀬寺跡 久高寺跡

尾山跡 (五丸跡) 早乃千軒町跡 美浓御山跡 寺山跡 水田道跡

池田跡 大府寺跡 鶴林寺跡 多田道跡 上高柳寺田道跡

一九六〇年以前出土の木簡 (110)

飛鳥寺跡 熊立明日香飛鳥学校跡跡 大根塚跡

下今井跡と出土木簡

若川跡其跡と出土の木簡

「(1)木筒木簡」と古代の食料品貢送制度

中國語學研究所資料叢書記

中華人民共和国語文出版社編

佐藤 善

価格 四三〇円

十六〇円

兵庫・入佐川遺跡



(出石)

入佐川遺跡は、兵庫県の北端、豊岡市街地の南東約7kmに位置し、円山川の支流である出石川と入佐川に挟まれた冲積低地（水田）部に立地している。標高は五一六mである。遺跡の北東の丘陵には山名氏宗家の居城である此隅山城跡があ

- | | |
|-----------------|---------------------------------|
| 1 所在地 | 兵庫県出石郡出石町宮内 |
| 2 調査期間 | 一 一九九一年（平4）五月一～二月、二 一九九五年五月一～二月 |
| 3 発掘機関 | 兵庫県教育委員会 |
| 4 調査担当者 | 一 大平茂・村上泰樹・柏原正民
二 大平茂・鈴木敬二 |
| 5 遺跡の種類 | 祭祀跡・水田跡・城下町跡 |
| 6 遺跡の年代 | 弥生時代～平安時代・室町～安土桃山時代 |
| 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要 | |

り、南東の高台には天日輪で著名な但馬國の一宮出石神社が鎮座している。さらに、この丘陵の北の谷部には大量の木製祭祀具が出土した律令期の砂入遺跡・袴狹遺跡が見つかっている。

調査は、前記した砂入・袴狹遺跡発見の契機となった小野川放水路事業に伴うものである。これまでの調査で、注目される遺構には古墳時代中期の河道を利用した貯木施設と、同時代の水路に伴う祭祀跡、平安時代の橋脚遺構などがある。

今回報告する地点は、入佐川遺跡の第一次、第四次調査区にあたる。調査面積は、それぞれ一万一四一四畝、六三三三二畝である。

一 第一次調査

検出した遺構は、弥生時代～古墳時代の河道・溝・井堰と水田跡・祭祀跡、奈良時代～平安時代の河道・溝と橋脚、中世の溝（条里に伴うもの）などである。また、遺物には古墳時代の祭祀跡から出土した石劍、平安時代の河道から出土した墨書き土器〔中〕、木製人形・馬形・畜串などの祭祀具がある。

木筒は、中世の溝の上層部から一点出土している。伴出遺物には漆器・陶磁器などがある。

二 第四次調査

入佐川遺跡調査地点の最も上流域にあり、一部此隔山城下町跡である宮内場駆道跡〔本号六九頁参照〕とも重なっている。

検出遺構は、古墳時代から平安時代の河道・溝と水田跡、室町時

代後期の武家屋敷跡である。武家屋敷跡は整地と溝によって区画された建物、堀、土壁で構成されている。

木筒は、平安時代の溝から一点と、武家屋敷跡の堀から三點の合計四点が出土している。堀からの伴出遺物には、陶磁器、土師質皿、漆器・箸・絵馬などの木製品がある。

8 木筒の収文・内容

一 第一次調査

(1) 「為清覺坊法印^カ芳^{ハシマ}道^{ハシマ}」

〔梵字〕
□
〔梵字〕
□

(2) 「^{ハシマ}道^{ハシマ}」
〔梵字〕
□

(212) × (45) × 4.5 081

二 第四次調査

平安時代^モ

(2) □ 塩丹六^{ハシマ}人三^{ハシマ}

(212) × (39) × 11 081

武家屋敷跡^モ

(3) 「。十一月毫斗七合 かふや」

281 × 37 × 5 051

(4) 「五千^{ハシマ}四拾^{ハシマ}二^{ハシマ}」

61 × 18 × 2 011

(5) 「ハシマ^{ハシマ}」

(107) × (20) × 5 038

(2)は平安時代の溝から出土した。五文字めは「右」あるいは「古」か。(3)～(5)は武家屋敷の堀から出土したが、(3)と(4)は同一の堀出土である。(3)は荷札木簡であり、最下部の文字は「あふや」とも見える。隣接する宮内廳駿馬跡に、内容、形状とも類似したものがある。なお、此隔山城は一四世紀後半に築城されたと言われ、永禄一二年（一五六九）織田軍の但馬侵攻によって落城している。

祝賀については奈良国立文化財研究所鶴野和己・渡辺見宏・古尾谷知浩氏のご教示を得た。

9 関係文献

兵庫県教育委員会『ひょうごの遺跡』一四（一九九四年）

（大平 茂）

兵庫・宮内堀脇遺跡

みやうちほりわき



(出石)

宮内堀脇遺跡は、山名氏宗家の居城であった此陽山城跡の西南の山裾から一段下がった水田部分に位置している。山側には入佐川を挟んで「御屋敷」と呼ばれる居館推定地が存在する。

また、多量の祭祀遺物、禁制木簡などを出土した梅狭遺跡群は此陽山北側の谷に位置しており、本号六七頁で報告した入佐川遺跡の東端は宮内堀脇遺跡と隣接している。

- | | | |
|---|---------------|---------------------|
| 1 | 所在地 | 兵庫県出石郡出石町宮内字堀脇 |
| 2 | 調査期間 | 一九九五年(平7)八月—一九九六年三月 |
| 3 | 発掘機関 | 兵庫県教育委員会 |
| 4 | 調査担当者 | 西口圭介・岡 昌秀 |
| 5 | 遺跡の種類 | 武家屋敷跡・水田跡 |
| 6 | 遺跡の年代 | 古墳時代前期—中世末 |
| 7 | 遺跡及び木簡出土遺構の概要 | |

調査の結果、此隅山城に伴う武家屋敷遺構、鎌倉時代の木田畦畔と溝、古墳時代前期～奈良・平安時代にかけての水田土壤を検出した。

武家屋敷遺構は、整地と溝によって区画された建物群と堀、土塁で構成されている。整地は湿地を山土によって埋め立てたもので、地盤沈下や火災に伴って嵩上げされ、厚い所では一・二寸に及んでいる。建物は礎石建物・掘立柱建物・根太建物が検出されている。堀は二重に走り（SD四〇〇一・SD四〇〇一）、内側のSD四〇〇一は幅七寸深さ一・五寸を測る。土塁は高さ約一・五寸、栗・竹などの樹木が植えられている。遺構は五世紀後半～六世紀末にかけて営まれ、大きくは五期の遺構面に分かれる。第一面は六世紀末、第二面は六世紀後半、第三面は六世紀前半、第四面は五世紀後半から六世紀初頭、第五面は五世紀後半である。

遺物は、京都系の土師器皿（墨書き土器を含む）、瀬戸美濃・越前焼などの国産陶器、中国・朝鮮製陶磁器などの他、鉢形台や灰匙、小柄・小刀・切羽台・井・鍵・火箸・庖丁などの金属器、骨・土器材、双六駒石・獸骨・人骨など多岐にわたる。木製品では漆塗椀・折敷・羽子板・箕や木彫りの小像などが出土している。堀からの出土とともに、整地土内や建物を区画する溝内からの出土も多い。木簡は二五点出土しており、この内軽読を行なった二一点を報告する。また、これ以外に、墨書きされた絵馬の一部と考えられるも

のが二点、墨書きのない付札一点（〇三九型式）が出土している。

堀内削籠地圖

(1) 「く乃木出羽守かわ一つくりかわ三〇」

・「く水縁拾弐年八月廿四日以上三〇」

193×19×3 033
(243)×31×2 033

「く□□」

(3) 「く米 三斗五升」

125×22×3 033

(4) 「く□□志もの見や」

・「く今井殿からの米」

157×22×1 032



(1)

1995年出土の木簡

(5)	・「V (四母) 」	「百人 □の□」	122×26×3 032
(6)	・「龟」	「V (四母)」	36×17×3 021
(7)	・「□」	「○正月米毫斗五升 九郎三郎」	298×36×3 051
(8)	+	「三月毫斗七合 六郎」	262×35×6 051
(9)	「V四□□□小五合」	「○五月毫斗七合 □□三郎」	230×28×5 051
(10)	「昌里口 大郎」	「○六月一斗七合 □□三郎」	272×28×3 051
(11)	・「一」	「○八月一斗七合 や二郎」	(254)×25×4 051
(12)	・「一」	「○□□□」	298×21×4 051
(13)	・「V□」	「□□衛門」	(165)×73×9 065
(14)	「V (四母) 」	「○八月毫斗七合 □□太郎」	30×27×3 021
(15)	「V (四母) 」	「○八月毫斗七合 六郎」	114×43×7 011
(16)	「流路」	「○八月毫斗七合 大郎」	(144)×23×3 050
(17)	「V (四母) 」	「○八月毫斗七合 大郎」	65×24×2 055

(1)～(9)は壇の内側の整地面上から出土している。そのうち(1)～(3)は第一面に伴う木簡である。

(1)は第二面(整地面)上に被覆する焼土・炭を含む土壤層より出土した。表面の「かわ一ツくりかわ三つ」は、「かわ一ツくりかわ二ツ」と読める可能性もある。また、乃木出羽守は文献にはないが、乃木氏の名前としては天文四年(一五三五)の懇持寺(宮内地区)にある寺院)本尊奉加状に、山名祐義とともに乃木日向守・乃木丹後守・乃木若狭守・乃木長左衛門尉内儀の名が見える。また、裏面の永禄一二年(一五六九)八月二四日は織田軍の但馬進攻(永禄一二年八月一日~三日)によって此隅山城が陥落した直後にあたる。

(4)~(7)は第四面に、(8)は第四~五面に、(9)は第五面に伴う木筒である。

(4)の「志もの見や」は出石町に隣接する豊岡市の地名(下宮)である。今井姓は惣持寺本尊奉加状に記載がある。(6)は長方形の小さな札である。(8)は横材である。折敷の底板と考えられる。

(10)~(13)は内側の堀(SD四〇〇二)から出土している。

(11)は長方形の小さな札である。調茶や聞香に使用された可能性が考えられる。小型の札としては(6)(10)以外に、墨書きのない円形のもの(長径三二・短径三〇・厚さ五ミリ)が一点出土している。(12)は穿孔をもつ釣鐘形をした札である。三文字記されるが、判読できない。

(14)~(16)は外側の堀(SD四〇〇二)内、もしくはその直上から出土している。(14)~(15)は形状・内容ともに類似している。また、同様の木筒は入佐川遺跡からも出土している。(16)は上部が部分的に被損

しており定かではないが、他の木筒と同様に穿孔があつたものと考えられる。

即ち土壘下にある流路からの出土である。流路は第五面の古段階に対応するものと考えられる。

今回叢談ができなかつた四点のうち、二点は折敷の底板と考えられる横材で、第四面から出土した。うち一点には七行の墨書きがある。他の二点は、絵馬と考えられる破片二点とともにSD四〇〇一から出土している。うち一点は横材(〇八一型式)で両面に墨書きがある。他の一点は〇一九型式、表三行・裏二行の墨書きがある。

木筒の叢談については奈良国立文化財研究所の猪野和巳氏・渡辺晃宏氏、兵庫県立歴史博物館の小林基伸氏のご教示をいただいた。

9 関係文献 兵庫県教育委員会「ひょうごの遺跡」一一(一九九六年)

(西口圭介)



(出石)

兵庫・林布ヶ森遺跡

七
よ
う
が
もり

所在地 兵庫県城崎郡日高町林布

1 所在地 二 一九九五年五月
2 調査期間 二 一九九五年二月一九九六年五月

3 発掘機関 日高町教育委員会

4 調査担当者 加賀見省一

5 遺跡の種類 官衙跡（国府跡か）

6 遺跡の年代 九世紀～一〇世紀

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

林布ヶ森遺跡は、兵庫県北部を北流する円山川中流域左岸、標高

約三〇mの小丘状地先端部に位置している。遺跡は、

東西二五〇m、南北三〇〇m以上の範囲に及ぶと考え

られ、今回の調査地点はそ

の中心付近にある。遺跡

の存在は古くから知られており、従来の調査結果より

九世紀から一〇世紀にかけ

ての官衙遺跡であると考えられてきた。

今回調査を行なった地点の東方、約三〇〇mには但馬国分僧寺跡が存在するほか、国府関連と考えられる木簡の出土した深田遺跡をはじめ、同時代の遺跡が周辺部に多く分布している。

一 第一九次調査

林布ヶ森遺跡第一九次調査は、民間の開発事業に先立ち、約五〇〇m²を対象に行なった。調査区の中央部から西側にかけて三本の南北に走る溝を検出、東端の溝と中央の溝との間には、門と考えられる一間×二間の掘立柱建物を確認、この両溝の間が築地である可能性が考えられる。調査区の東半ではこの築地に平行して二間×九間（以上）の南北棟の掘立柱建物を検出した。柱穴内には柱根の残るものもあり、いずれも直徑三五cm前後である。

遺物は、柱穴や溝の塵土から整理用コンテナで約一〇箱が出土している。特記すべきものでは、門と考えられる建物の柱穴内から、額部だけの人形に表裏とも墨で顔を描いたものが一点出土している。

木簡は、南北棟の掘立柱建物の別々の柱穴内から三点が出土した。

二 第二〇次調査

調査地は、第一九次調査地点の北北西約五〇mの地点で、民間の開発事業に伴う調査である。調査は、約七〇〇m²を対象に行ない、九世紀から一〇世紀にかけての南北溝と、東西溝、そして東西溝を埋めて建てた南面に廟をもつ掘立柱建物などを検出した。

遺物は、白磁、青磁の他、三彩、綠釉陶器、灰釉陶器、土器類が出土している。土器の中には「福」と墨書した須恵器や、「下野」と陰刻したあと施釉した綠釉陶器も含まれている。

木簡は、建物跡付近から一点出土しており、掘立柱建物の柱穴か、東西溝から出土したものと思われる。

8 木簡の収文・内容

一 第十九次調査

- (1) • 「朝来郡

- 「死逃帳

- 「天長□□ (右側面)

- 「□□三年 (左側面)

(運送船) (123)×25×9 951

- 「二方郡沽田解

(運送船) (70)×25×7 651

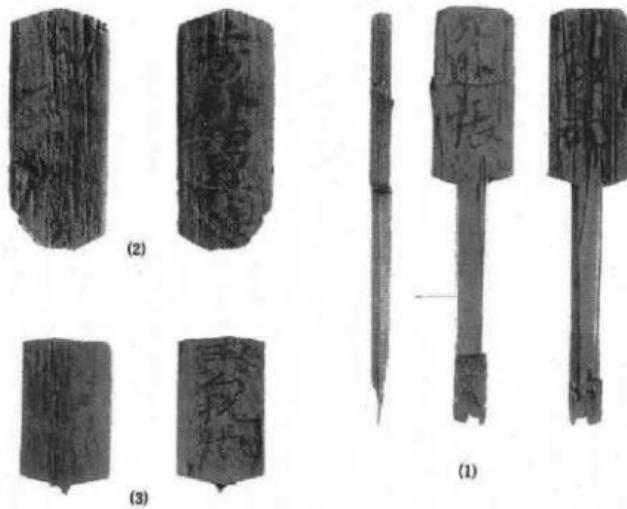
- 「天長□□

- 「田公税帳

(運送船) (46)×25×5 151

いずれも題簽軸で袖部は欠損している。

(1)は但馬国の南端に位置する朝来郡の死逃帳で、死逃帳は「死」
帳」と「逃亡帳」を指すものと考えられる。両側面には「天長□



第19次調査出土木簡

□「□□三年」（天長三年＝八二六）と紀年が見られる。

(2)は但馬国の北西部に位置する二方郡のもので、裏面に天長四年と思われる紀年が見える。沽田は剰田を農民に貸しつける賃租のことと指すものと考えられる。

(3)田公は二方郡にある郷名。承和二年（八三五）の田公郷の正税出舉帳と思われる。

以上、三点の木簡に記載された「朝来郡」「二方郡」「田公」は、いずれも但馬国内の地名であるが、林布ガ森遺跡の所在する氣多郡以外のものである。つまり、これらの帳簿は各郡で取りまとめられ林布ガ森遺跡にもたらされたものと考えられる。

今回の木簡は、柱根の抜き取り作業中に掘形内から発見されたが、柱穴内への木簡の廃棄が意識されたものかどうかについては明確にできなかった。今後柱穴の調査方法に検討を要する。

二 第二〇次調査

(4)

・
貢田券

(題籠軸)

(60)×25×5 31

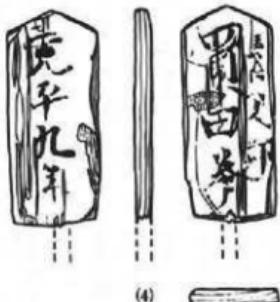
これも題籠軸で軸部は欠損している。

養父郡は、林布ガ森遺跡の所在する気多郡の南に隣接する郡である。寛平九年（八九七）の紀年をもつ。第一九次調査で出土した木

簡と合わせ、いずれも題籠軸であり、その記載内容から但馬の各郡で取りまとめられ、林布ガ森遺跡にもたらされたものと考えられる。但馬国府については、「日本後紀」延暦二三年正月壬寅条によつて但馬國治（國府）を氣多郡高田郷に移転したことが知られている。今回の二次にわたる調査で出土した木簡や検出した遺構から、林布ガ森遺跡が延暦二三年に移転した但馬国府にかかるものである可能性が考えられる。但馬国府推定地とされてきた深田遺跡との關係が今後課題となろう。

木簡の釈読、解釈については奈良国立文化財研究所史料調査室の方々にご教示をいただいた。

(加賀見者一)



第20次調査出土木簡

兵庫・香住エノ田遺跡

かすみえのだ



1 所在地	兵庫県豊岡市香住字エノ田
2 調査期間	一九九五年(平7)一〇月—一九九六年三月
3 発掘機関	豊岡市教育委員会
4 調査担当者	潮崎誠
5 遺跡の種類	集落跡・祭祀遺跡
6 遺跡の年代	縄文時代・鎌倉時代
7 遺跡及び木簡出土遺構の概要	香住エノ田遺跡は、豊岡市街地から約四km南東にあり、標高約二〇〇mの三間山の東山麓に所在する。比高約四〇mの独立性丘陵の南裾部が調査地で、北側から幅狭く降りてくる谷の開口部もある。標高は八m前後を測る。

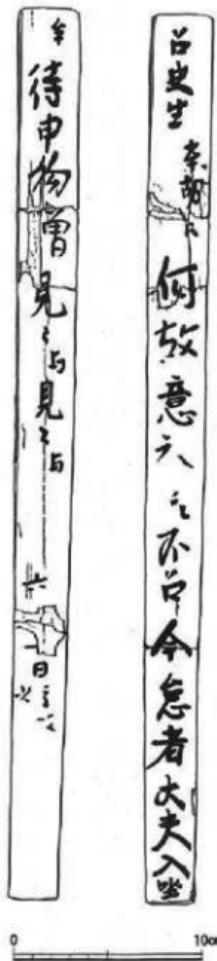
丘陵とその周囲では、市・県・民間などによる開発要因に、一九八七年～一九九一年にかけて随時、調査を行ない、墳墓・古

墳・横穴墓・堅穴居・掘立柱建物など、弥生中期前半から鎌倉時代にかけての遺構と、弥生後期・古墳前期の土器を主体とした多量の遺物を検出している。遺物には、若干量の縄文土器も含んでおり、このように、市域では代表的な複合性の遺跡であり、エノ田遺跡詳

と総称している。

木簡が出土した今回の調査地は、このうちの井走地区にあたり、民間宅地開発に伴う調整池の予定場所である。木簡は、A区1-7とし、約二五mの長方形区画内から、一点が破片となって出土した。耕土からの採集ではあったが、地表から約一・二mの暗灰褐色粘質土の直下付近に含まれていた。その位置は、煮串などの木製祭祀具や八世紀の須恵器を含む溝Iの埋土上部付近にあたる。溝Iは、幅一・五m前後、深さ約〇・八mで、丘陵を背にして北東から、谷口方向である南西に下っている。北隣りにも溝Iに併走するやや規模の小さな溝IIがあり、同時期の須恵器とともに、木の細枝や木製品の加工時のものらしい微細な削りかすなどを含んでいた。

山裾側に拡張した区画では、両溝は接してひとつになるらしく、明確には検出できなかつたものの、谷奥の北方向に曲がってのびている。その屈曲部のあたりに、板材を用いた水路状の施設が二本みつかり、下部には内幅が四〇cmのもの、上部には内幅三〇cmのものが、わずかに離れて重複していた。これらは主軸を南北方向にしている。下部施設の北側小口には、上端に方形のくりこみのある横



板を立てて固定しており、これは水量調整の堰板らしい。これら二つの水路施設は、溝からの取水施設ではないかと考えられる。溝や

水路施設の周辺には、祭祀具その他の木製品が散在しており、若干の須恵器を伴っていた。

すぐ背後に丘陵がせまっている立地や、木製祭祀具の広がりがこの拡張区画では終わることなどから、このあたりで祭祀をとり行なっていたものと推定される。

木製祭祀具は、斎串を主体に、人形・馬形・鳥形・刀子形などが一五〇点ほどある。土器は比較的少ないが、須恵器の蓋杯・高杯・壺・甕・横瓶などがあり、高台がつく杯身では硯に転用したものが目についた。また、墨書須恵器が一点あり、無高台杯身の外底部に「神田」とある。これらは、平安期のものが少量混じるもの、ほぼ八世紀中頃の年代を与えることができる。木簡も、この時期に廻えに伴つて廃棄された遺物であろう。

8 木簡の訳文・内容

(1) 「召史生秦留何故意□□不召今急者大夫入坐」

・「奉申物曾見も見三日少主帳」

〔銀〕
47×33×8 011*

上端から一一cm、下端から一三・五cmにある二ヵ所の折れは、刀子などで一方から切り目を入れて折ったものである。文字は表裏で一文となり、送り仮名(助詞)が右に寄せて小さく表記される宣命体になつてゐるのが注目できる。文章内容は、郡衙(この場合、出石郡衙)の官人(主帳・少領の通名)が国衙の官人(史生)を呼び出そくとしためらしもので、地方における郡衙と国衙、あるいは郡司と国司の政治的・行政的関係を知る上で貴重な資料である。

ただ、出石郡衙とは考えにくい道跡にどのような経緯でもたら

され、どのような背景で魔業されたのか、という問題は残ろう。

エノ田遺跡群では、独立性丘陵の中腹から奈良時代の掘立柱建物群、東方の山裾からは平安時代の大規模掘立柱建物・井戸、さらに尾根上からは須恵器蓋杯を火葬骨容器とした奈良時代の墳墓などがみつかっている。また、約1km以内の距離に、木製祭祀具の出土地が二ヵ所、大字としての「三宅」＝ミヤケの地名、古代寺院「薬琳寺」推定地などが知られている。

このように、遺跡周辺は律令期における但馬国出石郡穴見郷の行政的中心地であり、今回の調査地は、実態は不明確ではあるがそれに伴う戒所（はらえど）である可能性を考えておきたい。

なお、木簡の解説・撮影などにあたり、館野和己・古尾谷知浩・東野治之・田中忠雄・平川南・個幹雄の各氏にご尽力いただいた。

9 関係文献

豊岡市出土文化財管理センター「とよおか発掘情報」一（一九九六年）

（潮崎誠）

「長野県屋代遺跡群出土木簡」の刊行

長野県更埴市屋代遺跡群は本号に報告を掲載したように、干支による年紀を有する木簡や国符・郡符木簡など、地方行政に關わる統計一二六点の木簡が出土した遺跡であるが、この木簡に関する報告書が刊行された。

主な内容として、遺跡の概観、木簡出土の遺構と伴出遺物について解説した後、木簡の积极作用と解説を赤外線テレビカメラの画像と合わせて掲載するとともに、木簡の製作技法と廃棄方法の検討や木簡の内容に関する考察を収載している。

側長野県埋蔵文化財センター編集・発行、一九九六年三月刊

A4判、二四〇頁、付図五枚

額価三五〇〇円

送料一部五〇〇円、二部六〇〇円、三部以上実費

問い合わせ

側長野県埋蔵文化財センター上田調査事務所 図書資料普及会

〒三八六 長野県上田市下塙尻九三六一三

TEL 〇二六八一二六一九三九四

FAX 〇二六八一二六一九一九四

愛知・大毛池田遺跡

おおけ いげだ



(岐阜・名古屋北部)

- 1 所在地 愛知県一宮市大毛、葉栗郡木曾川町
- 2 調査期間 一九九四年（平6）四月—一九九五年三月
- 3 発掘機関 帝愛知県埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 杉浦 茂・伊藤秀紀・樋上 昇ほか
- 5 遺跡の種類 水田跡・集落跡・居館跡
- 6 遺跡の年代 古墳時代前期～戦国時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

大毛池田遺跡は一宮市北西部に位置し、遺跡の北西約4kmの地点で東から流れてきた木曾川が大きく折れたのち南流する。遺跡はその屈曲部左岸域に形成された標高9m前後の自然堤防及び後背湿地にかけて展開する、古墳～戦国時代にいたる複合遺跡である。

大毛池田遺跡の調査は、東海北陸自動車道建設に伴う事前調査として、愛知県教育委員会より委託を受け

た御愛知県埋蔵文化財センターが一九九三年度から実施した。調査面積は約4万m²に及び、洪水により埋没した古墳時代前期～中期の小区画水田遺構が調査区ほぼ全域で確認された。このほか、古墳時代末～平安時代前期の間に掘削された幅五～10m深さ一・五～二mの大溝数条と、これに前後して展開した堅穴住居が數棟単位で検出された。中世前期の遺構では調査域東辺にかけて一二世紀後半～一三世紀を中心とした井戸、区画溝などの遺構の展開する屋敷地区画が認められた。また一九九四年度調査では、戦国期の、方一町規模の居館外郭を構成するとと思われる幅三m深さ一・五m前後の区画溝を検出した。

今回報告する木簡は、その区画溝の埋没後に掘削された一二・五×一〇mの方形池の下方より、石製五輪塔（火輪・風空輪）・古瀬戸蓋類・土師器・陶磁器類・漆塗器などとともに出土した。遺構の位置は方一町区画溝の北西隅にあたり、これと接する区画溝の内側にも溝による小規模な区画があり、出土遺物の傾向でみるとかぎり宗教的なやや特異な空間を構成している。出土木簡は「天文八年」（一五三九）の紀年銘を有し、居館跡出土遺物の年代の下限とほぼ整合する。居館の廃絶時期を示すほか、居館の内部空間を復原する上で、なんらかの宗教施設の存在を窺わせる興味深い資料である。

8 木簡の状況・内容

(1)

来日光月光遍照菩薩摩訶薩
往淨界引導

〔過カ〕
× □路

夫修惟者功德聚衆

〔所為故〕
□也為善行禪門七々日正覺

天文八年三月廿一日孝子等敬立

(45) × 63 × 6
65

〔命カ〕
× □自然化生矣刻影之魂醫王本誓無誤送幽魂於覺

〔乃〕法界接濟而已

〔所為故〕
□也為善行禪門七々日正覺

天文八年三月廿一日孝子等敬立

(45) × 63 × 6
65

木簡は、上部が欠損しているものの墨痕は両面とも比較的鮮明である。良好な遺存環境に恵まれたこともあるが、木簡が長く野天に晒されなかつたためと思われる。すぐに埋められたが、あるいは持仏堂などの祠、屋内に置かれた可能性がある。表面「來」より上の文字は、以下の「日光月光」が薬師如来の脇侍菩薩であること、裏面「醫王」が薬師如來の別称であることより「薬師如來」と想定できる。また、裏面「自然化生」の上は「南無煩惱」かと推定

9 関係文献

開愛知県埋蔵文化財センター「年報 平成六年度」

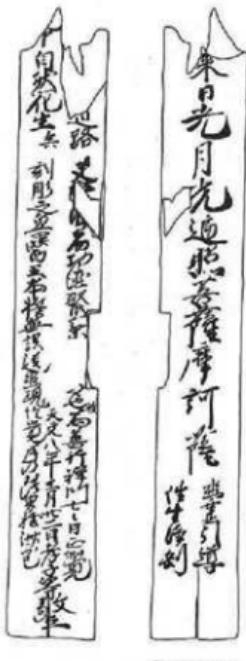
(一九九五年)

同「理藏文化財愛知」四〇(一九九五年)

日本考古学協会「日本考古学年報」一九九四年度版

(一九九六年)

(武部真木)



静岡・駿府城跡



(静岡)

- 1 所在地 一 静岡市駿府町、二・三 静岡市駿府公園
- 2 調査期間 一 一九八七年（昭62）一月～一九八八年一〇月、二 一九九〇年（平2）五月～一九九一年五月、三 一九九二年七月～一九九三年一月
- 3 発掘機関 静岡市教育委員会
- 4 調査担当者 一 伊藤寿夫・岡村 涩、二 山本宏司・八木広尚・福智穂、三 山本宏司・岩田智穂
- 5 遺跡の種類 城館跡
- 6 遺跡の年代 中世～近世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
- 駿府城跡は、安倍川によつて形成された扇状地（静岡平野）の中央を南北に延びる微高地上に所在する。標高約三メートルのこの微高地は比較的安定した場所であり、弥生時代中期から近世まで

の遺構・遺物が埋蔵されている。駿府城跡の調査は、一九九五年度までに二〇カ所ほど行なわれている。

一 駿府城跡三ノ丸（第六次調査）

この調査は市立中学校建設に伴う発掘調査であり、古墳時代後期、奈良時代～平安時代前期、平安時代後半、中世後半そして近世の生活面を検出している。木簡は、長さ一〇・五田幅六・〇田深さ二・二田の長方形を呈する大井戸状遺構から出土した。この遺構は底から湧水があり、その水面まで降りるための階段が設けられている。覆土中からは、他に箸・漆塗椀・曲物・陶磁器・羽子板やキセル・銅鏡などが出土している。調査地区は永井右近屋敷跡と考えられ、遺構は湧水を利用するための施設と推測できる。

二 駿府城跡本丸・二ノ丸（一九九〇年度調査）

この調査は、現在、都市公園として利用されている駿府城跡の二ノ丸以内を、徳川家康構築による駿府城モチーフの公園に再整備する事業に伴い実施された。一九八八年度に復原された櫓門の本丸側に位置する。本丸堀南東角と二ノ丸米藏跡の位置確認及び検出目的に調査した結果、絵図どおりに本丸堀と米藏跡が確認された。堀の石垣は高さ三～五田残っており、木簡はその底部から出土した。他に、陶磁器・瓦・鉄製品・建築材なども出土している。

三 駿府城跡本丸・二ノ丸（一九九一年度調査）

一九九〇年度調査に引き続きその北側にある、本丸堀、米藏跡、

本丸堀と二ノ丸堀をつなぐ石積みの水路を発掘調査した。木簡が出土した水路は、本丸堀の水位を一定に保つよう構造になつておらず、本丸堀接続部分から約五〇田にわたり石垣と同程度の石が敷かれていた。このような石敷き水路は全国的にも検出例がなく、非常に珍しい。水路からはこの他にも陶磁器・瓦・漆塗椀・箸・下駄・また焼けた刀・小柄とともに船塊（重さ一〇kg前後）が八個とそれを切断したもののが発見されている。

8 木簡の収文・内容

一 駿府城跡三ノ丸

(1)

「元三年一月二十日
和二口」（刻書）

205×33×18 mm

出土状況や乱れた刃の跡が残っていることなどから粗状木製品としているが、正確な用途については不明である。この前年、元和二年（一六一六）四月一七日に家康は没しているが、二月二十日は家康が庇護援助した浅間神社の廿日会祭の日でもある。



(1)

二 駿府城跡本丸一二ノ丸

空一〇 一九九〇年)

- (2) 「もちこめ ちんひやうへ」

(一九九二年)

- ・「三斗六升入 桜兵へ」

115×16×3 91

ともに出土した陶磁器類より一七世紀初め頃の物と推定できる。

当時の駿府における俵入は三斗六升であった。もち米一俵の荷に付けられた付札と考えられる。

三 駿府城本丸一二ノ丸

- (3) 「く下ノ御□□ 挙□□

式拾□□

〔トカ〕

- ・「下ノ 堤 一 式拾□□

188×46×9 83

これも、ともに出土した陶磁器及び字体より近世初頭の物と考えられる。駿康在城当時は堤と駿府との交易も盛んに行なわれており、堤からは白糸・香料や薬種などが駿府にもたらされていたと思われ、この木筒もそれらの荷に付けられた付札と考えられる。

9 関係文献

静岡市教育委員会「静岡市の埋蔵文化財—発掘調査の概要」

(一九八九年)

伊藤寿夫・岡村涉「駿府城跡三ノ丸SXO—出土の輸入磁器について—『元和三年一月二十日』刻銘木製品に伴う」(貿易開拓研

同「ふちゅーる—静岡市文化財年報—」一一(一九九四年)

静岡・韮山反射炉

発掘調査は、反射炉の保存修理事業に伴って実施され、鉄台、炉体下部の基礎、工場群の一部などを調査した。木筒などの主要遺物は鉄台内から発見されている。

1 所在地 静岡県田方郡韮山町中

2 調査期間 一九八八年（昭63）七月～九月

3 発掘機関 韮山町教育委員会

4 調査担当者 原 茂光

5 遺跡の種類 製砲施設

6 遺跡の年代 一九世紀

7 遺跡及び木筒出土遺物の概要

史跡・韮山反射炉は、伊豆半島の頭部、狩野川の一支流古川沿いに所在する。東海道三島宿から南へ約八km、伊豆半島南端の下田までは、三二kmほどの位置にある。

反射炉は、大砲製造の工場群で、水力を動力として使用するため古川沿いに展開し、標高は二三mである。

ここで製作された大砲は江戸清品川沖の台場に搬入された。〔1〕は、「タライバ……砲兵本廠行」と書かれ、タライバス銃を砲兵本廠へ送った荷札であることが判る。反射炉を築造した江川坦庵は、安政二年（一八五五）六月勘定所からタライバス銃を積古用に借りており、このようなものの返却用の荷札かも知れない。〔2〕は、「舍」と読める墨書きがある。〔3〕は、「余」の焼印である。



（沼津）

（1）

「タライバ □ □

砲兵本廠行

(106)×64×6 019

（2）

舍

(86)×(48)×13 081

（3）

「余」（焼印）

143×43×9 019

三点とも、鉄台内より他の遺物に混在して発見された。

〔1〕は、「タライバ……砲兵本廠行」と書かれ、タライバス銃を砲兵本廠へ送った荷札であることが判る。反射炉を築造した江川坦庵は、安政二年（一八五五）六月勘定所からタライバス銃を積古用に借りており、このようなものの返却用の荷札かも知れない。〔2〕は、「舍」と読める墨書きがある。〔3〕は、「余」の焼印である。

八九年)

莊山町教育委員会「史跡重山反射炉保存修理事業報告書」(一九

(原 茂志)



(1)



(2)



(3) (部分)

山梨・大師東丹保遺跡

所在地 山梨県中巨摩郡甲西町大師・清水

2 検査期間 一九九三年(平5)四月～一九九四年二月

3 発掘機関 山梨県埋蔵文化財センター

4 調査担当者 新津 健・田口明子・小林健二・小泉 敬

5 遺跡の種類 保坂和博・松土一志
建物跡・水田跡・祭祀跡・古墳・地震跡

6 遺跡の年代 一世紀～四世紀・一二世紀～一四世紀

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(駒沢)

大師東丹保遺跡は、甲府盆地の中でも低位の地域に位置し、標高一二五〇m前後を測る。この一帯は甲府盆地西縁にある櫛形山から流れ出す幾筋もの小河川によって形成された扇状地の扇端部にあたり、豊富な湧水のもと、弥生時代以降の遺跡が多く、古代末から中世にかけては甲斐源氏の一統が居館を定めた

地域であり、古長禪寺のような戦国期大井氏に関わる寺院もある。

本遺跡の調査は、中部横断自動車道建設・国道五・二号線（通称甲西バイパス）改築に伴い、山梨県埋蔵文化財センターが行なった。調査区域が幅四〇m・長さ四〇〇mと広いことから、既設の道路により概ね一〇〇mごとに南北からI区・IV区と区画し、I区・II区を一九九三年度に、III区・IV区を一九九四年度に調査した。河川の氾濫により砂礫層・シルト層・粘土層が堆積しており、各調査区において二層から三層の文化層が確認されている。

調査の結果、鎌倉時代の建物・水田・祭祀跡・溝・杭列・古墳時代前期の円墳、弥生時代後期の水田・地震跡、弥生時代中期の溝など様々な時代の遺構が発見されている。遺物についても遺存状況がきわめて良好であり、多種多様なものが出土している。特に木簡が出土したII区では、鎌倉時代中頃を中心とした多くの木製品をはじめ土器・陶磁器・石製品・金属製品・動・植物遺存体などがあり、本県における中世前半期の基礎的な資料となる。木簡は包含層中より一つに折れて出土し、洪水で流された可能性もあり原位置を特定することはできない。

8 木簡の祝文・内容

(1) 「山☆(符縁)」

陰陽道の五芒星を記した呪符木簡である。符縁以外の部分につい



233×50×2 151

9 関係文献

山梨県教育委員会「大師東丹保遺跡」(山梨県埋蔵文化財センター調査報告八七 一九九四年)

山梨県教育委員会「大師東丹保遺跡2」(山梨県埋蔵文化財センター調査報告一〇二 一九九五年)

(小林謙二)

ては墨痕は不明瞭であり赤外線写真でも判然とせず、この木簡の性格を特定することは難しい。しかし遺跡一帯の地理的環境を考慮すれば、止雨を祈願した呪符とも考えられ、疫病除けの「蘇民符札」ではないようである。他人形・陽物形などの祭祀用具やウマの下顎骨なども出土しており、当時の生活に呪術習俗が深く関わっていたことが窺える。

執説については、奈良大学の水野正好氏にご教示いただいた。

【紫香楽宮関連遺跡発掘調査報告】の刊行

滋賀県信楽町の宮町遺跡からは、本号でも報告を掲載したようすに紫香楽宮に関連する木簡が大量に出土している。今回、一九九三年度に信楽町教育委員会が実施した発掘調査の報告書が刊行された。

主な内容として宮町遺跡第一三・一四次調査の概要報告の他、柴原永遠男「宮町遺跡出土の木簡」、橋本義則「紫香楽宮の宮号について」、金原正明・金原正子「宮町遺跡第一三次調査における微遺体および大型植物遺体の検討」などを収める。

信楽町教育委員会編集・発行、一九九四年三月刊

A4判、本文五六頁、図版六三枚

価格二八〇〇円

送料一部三八〇円、二部五二〇円、三部以上送料着払い

問い合わせ

信楽町教育委員会 生涯学習課

〒五二九一一八 滋賀県甲賀郡信楽町長野一〇三番地

TEL 〇七四八一八一一一二二

FAX 〇七四八一八一一一四六三

滋賀・南滋賀遺跡

みなみしが



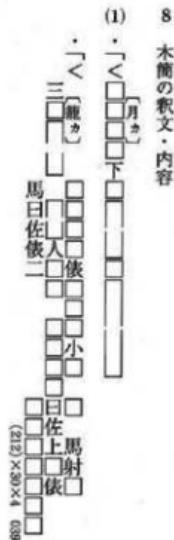
(京都府東北部)

- 1 所在地 滋賀県大津市南志賀三丁目
- 2 調査期間 一九九五年(平7)四月~六月
- 3 発掘機関 大津市教育委員会
- 4 調査担当者 青山 均
- 5 遺跡の種類 墓地・集落跡
- 6 遺跡の年代 紀元前一世紀~二世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

南滋賀遺跡は、大津市の湖西地域に位置し、その範囲は京阪電鉄石坂線南滋賀駅を中心に東西約700m、南北約600mを占める。

この地は、軟弱な花崗岩を主層とする比叡山系から湖岸に向って流れる中小の河川によって形成された複合肩状地であり、南北に細長く幅の狭い起伏のある地形をなしている。

この南滋賀遺跡の西部には、川原寺式伽藍配置をもつ白鳳時代寺院の南滋賀町庵寺がある。



木簡の形態は、上端を圭頭状に作り、左右の側縁に切り込みが入る。下端は欠損している。木簡の文字は墨色が淡く、判読しがたい部分が多いが、「馬日佐依二」などの文字が認められることから、

今回の調査は、民間の宅地造成に伴うものであり、調査地は南滋賀遺跡の東端付近にある。調査面積は約510m²である。調査の結果、主要な遺構として、六世紀後半~七世紀前半頃と考えられる掘立柱の横列一条、掘立柱建物三棟、七世紀中葉~後半頃の溝一条をそれぞれ検出した。

遺物は、整理用コンテナで三八箱である。内容的には、土師器、須恵器・瓦の他に、下駄・コテ状木製品・ウキ状木製品・斎中などが出土地してある。

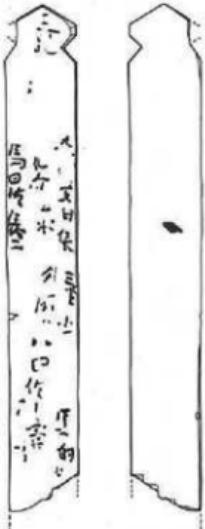
木簡は溝から一点出土した。この溝は幅1~4mで、深さは最も深いところで0~7mを測る。この木簡以外に木簡状木製品が一点出土している。

8 木簡の釋文・内容

貢進物の付札であったと考えられる。木簡に伴つて出土した土器から、七世紀後半頃のものであると推定される。

大津市域における七世紀の木簡の出土は、北大津遺跡の木簡（『日本古代木簡選』岩波書店、一九九〇年）に次いで二例目であり、当遺跡の南約一kmに所在する鎌織遺跡（近江大津宮跡）を含め、七世紀後半の大津の状況を考える上で、貴重な資料となる。

なお、祝文は橋本義則氏にご教示いただいた。



（青山 均）

長野・屋代遺跡群

墳時代頃まで千曲川の河道が存在した低地部分と南側の自然堤防との接点にあたっている。

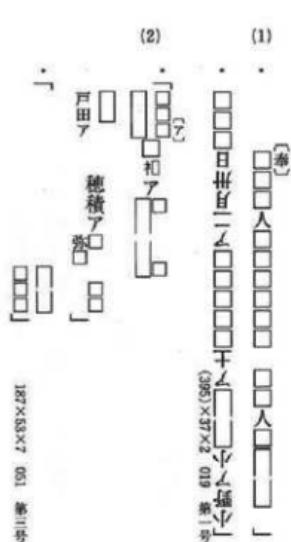
- | | |
|-------|-----------------------------|
| 所在地 | 長野県更城市雨宮 |
| 調査期間 | 一九九四年(平6)四月~二月 |
| 発掘機関 | 財長野県埋蔵文化財センター |
| 調査担当者 | 寺内隆夫・宮島義和・平出潤一郎・高田正夫・水沢教子ほか |
| 遺跡の種類 | 集落・祭祀・溝・水田跡 |
| 遺跡の年代 | 縄文時代~近世 |

- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
8 遺跡の年代 縄文時代~近世



(長野) 雨宮遺跡群
屋代遺跡群は、善光寺平西南部、千曲川右岸の自然堤防上に位置する。古代には埴科郡に属しており、対岸は更級郡となる。発掘調査は上信越自動車道建設に伴って実施され、木簡の出土した⑥区は、雨宮廃寺跡や埴科郡大領館跡と俗に称されている地から西へ六~七〇〇mの地点にある。地形的には、古

7世紀後半から8世紀前半にかけて、湧水点の掘削(湧水坑)とその埋め戻しが繰り返されていた。礫敷き施設などを伴う湧水坑からは石製模造品・玉類・土占骨・馬骨などが出土しており、祭祀が行なわれたことを示している。これらの湧水坑と湧水溝は短期間のうちに埋め戻されており、そうしてできた凹地には、木簡をはじめとする木製品や木屑、糧穀、土器などが廃棄されていた。これらとは別に、湧水溝や東西流路の岸の傾斜部や東西流路内には木製祭祀具が、ブロックを形成して廃棄されていた。また、8世紀前半には東西流路にかかる橋から投棄されたと思われる木簡群が認められる。出土した木簡は大きく文書・荷札・曹書・祭祀具への墨線や墨書きに分けられ、それぞれ出土状況を異にしている。文書や荷札は他の廃棄物とともに、湧水溝や湧水溝出口付近の東西流路中からまとま



8 木簡の収容・内容

つて出土する傾向が強い。これに対し、習書や転用品は単独で出土する場合が多く、墨痕の見られる祭祀具は木製祭祀具の集中廃棄ブロッカから出土している。こうした点は、墨書きされた対象や最終的な用途の違いによって廃棄の方法が異なることを示している。

木簡の時期は記載内容から、①七世紀後半から八世紀初頭の木簡、②郡里制下の木簡（七〇一～七一五年）、③郡里制下の木簡（七一五～七四〇年）、④九世紀中頃の祭祀具への墨線に分けられる。これらの時期区分は、発掘における層位区分ともほぼ一致しており、①が第五水田対応層から、②が第四水田対応層から、③が第三水田対応層から、④が第二水田対応層から出土する傾向が強い（表）。

	出土層	出土地點
第1A00005層 (7C後半～ 8C初期段階) 出土層数 9	12(グループ) (SD7026+SD8032 46号) 3号 番組ア [ヨメアーブ] 4号 駒形	[1(グループ) (SD8041 3号) 12号 小駒ア]
第1B00005層 (8C初期段階) 出土層数 36	[13(グループ) (SD7026 38, 39号) 1号] 13号 6T, 12号 三輪人 [15(グループ) (SD8032 14号 6S, 少少) 15号 50号] [17(グループ) (SD7026 40号)] 17号 50号	[17(グループ) (SD7026+SD8038 3～4号) 3号 駒形人, 36号 38号 [18(グループ)] [19(グループ) (SD7026+SD8038 1号) 19号 1号] [21(グループ) (SD7026+SD8040 44号) 1号] (駒形1号)
第2A00005層 (9C前半) 出土層数 79	[22(グループ) (SD7026 45号) 45号 50号] [24(グループ) (SD7026 12号) 12号 乙馬人, 74号 佐助 [25(グループ) (SD7026 8号) 8号 80号, 42号 50号] [26(グループ) (SD7026 8号) 5号]	[23(グループ) (SD8028 5号) (埋め戻し土中混入) [27(グループ) (SD4028 4号) 2号 兵馬, 73号 乙馬人, 74号 佐助 [28(グループ) (SD7026+SD8038 3号) 3号 駒形人, 36, 92号 五五五号] [29(グループ) (SD4028 2号) 11号 伊勢 [30(グループ) (SD7026) 11号 60号 駒形, 118号 駒形道上]
第2B00005層 (9C中期) 出土層数 5		[34(グループ) (SD7026+SD8038) [35(グループ) (SD7026)]

表 屋代遺跡群出土木簡 出土層位 新旧関係

「薙神

(141)×18×4 019 第四号

・「符 更科郡司等 可

(放)

」

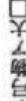
(4) 金刺ア當止布手 /  布手
〔石〕 .. 

刑ア真□布 / 酒人△布手 / 金刺^{〔アシテ〕}舍人^{〔カモニ〕}真清布手 / 
(308+207)×(30×15 081) 第一〇号

(3) (141)×18×4 019 第四号

・「符 余戸里長

(86)×35×3 019 第六号

【】 (別紙一)

(33)×(34)×4 019 第一五号*

(5) 二家人ア 人 石田ア □

他田ア 人  石田ア

田相

(6)  邸 

田 相

(7) (27)×43×2 081 第一一号

○  通 

通 直

(8) (142)×35×5 081 第一二号

少殺 

(9) (142)×35×5 081 第一二号

・「」

(10) (191)×(21)×3 019 第三六号

酒人ア万呂郡作人△千□出

〔定〕 [奉] 

265×27×4 011 第三三号

・「」

(11) (191)×(21)×3 019 第三六号

・「間都口 九九九」

(12) (131)×20×7 081 第三四号

・「哉」 

(13) (131)×20×7 081 第三四号

七年十月十四日

(14) (132)×(35)×4 019 第四六号*

・「乙丑年十一月十日酒人

〔大万呂〕

・「他田舍人」古麻呂

〔通〕 

・「信濃國△更科郡□□□」

〔往〕

(15) (220)×31×8 011*

戸口 石田ア  石口

(支) 富

○ 宍ア □□□□ □□ア □人ア □□□ 宍人ア万呂

555×37×4 011 第一三号*

施案に間わる技法

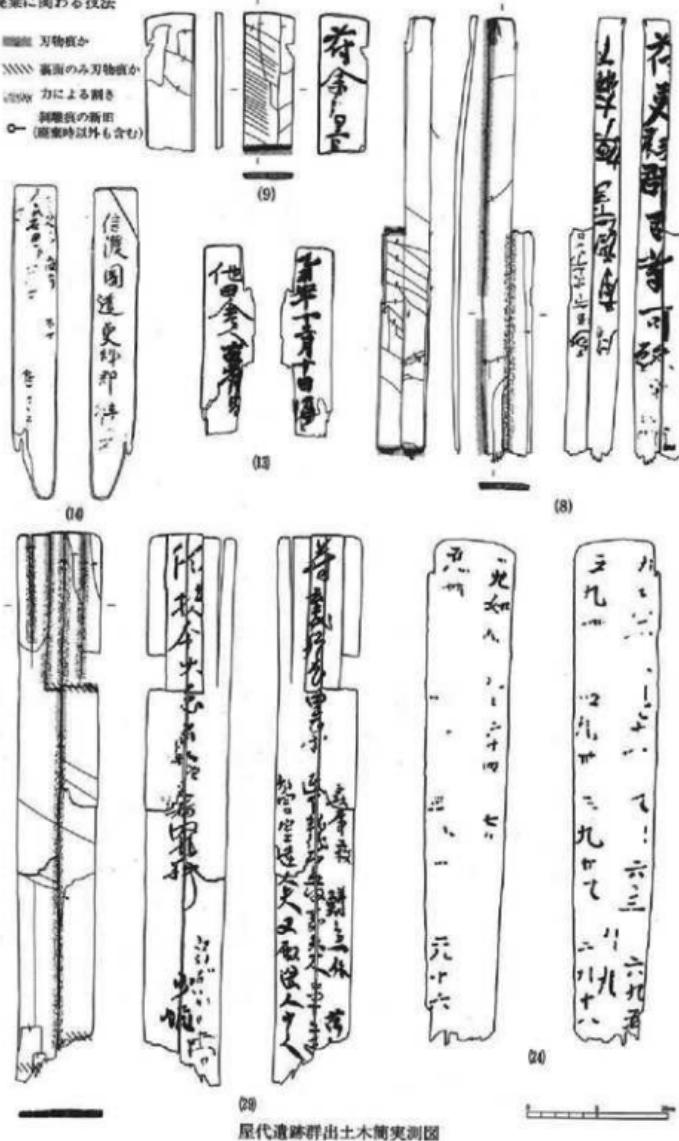
△△△△ 万物痕か

△△△△△ 裏面のみ刀物痕か

△△△△△ 力による削き

○ 鋸歯状の削痕

○ (施案時以外も含む)



星代遺跡群出土木簡実測図

(18)	「等信郷和野」	〔7〕	019
	〔金刺ア 富人ア 布一〕	〔金刺ア 荒人ア 布一〕	〔石田ア 古人ア 布一〕
	〔穴人ア 布一〕	〔穴人ア 布一〕	〔宍利ア 万呂ア 布一〕
	〔布布〕	〔布布〕	〔布布〕
(19)	「神龟」	〔11〕	020
	〔十七日卯時〕	〔十七日卯時〕	〔事〕
	〔主帳〕	〔主帳〕	〔青生〕
	〔(86)×(67)×4 065 第七二号〕	〔(86)×(67)×4 065 第七二号〕	〔(86)×(67)×4 065 第七二号〕
(20)	「大穴郷高家里戸主守マ安万呂」	〔大穴郷高家里戸主守マ安万呂〕	021
	〔(68)×23×5 068 第七三号〕	〔(68)×23×5 068 第七三号〕	〔(68)×23×5 068 第七三号〕
(21)	「山柏寸里物マ乙見女」	〔山柏寸里物マ乙見女〕	022
	〔(68)×38×5 068 第七四号〕	〔(68)×38×5 068 第七四号〕	〔(68)×38×5 068 第七四号〕
(22)	「信濃國」	〔信濃國〕	023
	〔更科郡余〕	〔更科郡余〕	024
	〔(19)×(18)×5 061 第七九号〕	〔(19)×(18)×5 061 第七九号〕	〔(19)×(18)×5 061 第七九号〕
(23)	「船山」	〔船山〕	025
	〔(19)×(18)×5 061 第七九号〕	〔(19)×(18)×5 061 第七九号〕	〔(19)×(18)×5 061 第七九号〕
(24)	「九番」	〔九番〕	026
	〔(19)×(18)×5 061 第七九号〕	〔(19)×(18)×5 061 第七九号〕	〔(19)×(18)×5 061 第七九号〕
	〔九九〕	〔九九〕	027
	〔(19)×(18)×5 061 第七九号〕	〔(19)×(18)×5 061 第七九号〕	〔(19)×(18)×5 061 第七九号〕
(25)	「四九卅」	〔四九卅〕	028
	〔(19)×(18)×5 061 第七九号〕	〔(19)×(18)×5 061 第七九号〕	〔(19)×(18)×5 061 第七九号〕
	〔三九廿七〕	〔三九廿七〕	029
	〔(19)×(18)×5 061 第七九号〕	〔(19)×(18)×5 061 第七九号〕	〔(19)×(18)×5 061 第七九号〕
	〔二九十八〕	〔二九十八〕	030
(26)	「八十四」	〔八十四〕	031
	〔(19)×(18)×5 061 第七九号〕	〔(19)×(18)×5 061 第七九号〕	〔(19)×(18)×5 061 第七九号〕
(27)	「九如」	〔九如〕	032
	〔(19)×(18)×5 061 第七九号〕	〔(19)×(18)×5 061 第七九号〕	〔(19)×(18)×5 061 第七九号〕
(28)	「五八冊」	〔五八冊〕	033
	〔(19)×(18)×5 061 第七九号〕	〔(19)×(18)×5 061 第七九号〕	〔(19)×(18)×5 061 第七九号〕
(29)	「三八冊」	〔三八冊〕	034
	〔(19)×(18)×5 061 第七九号〕	〔(19)×(18)×5 061 第七九号〕	〔(19)×(18)×5 061 第七九号〕
	〔一八十六〕	〔一八十六〕	035
	〔(19)×(18)×5 061 第七九号〕	〔(19)×(18)×5 061 第七九号〕	〔(19)×(18)×5 061 第七九号〕
(30)	「長等」	〔長等〕	036
	〔(19)×(18)×5 061 第七九号〕	〔(19)×(18)×5 061 第七九号〕	〔(19)×(18)×5 061 第七九号〕
(31)	「□」	〔□〕	037
	〔(19)×(18)×5 061 第七九号〕	〔(19)×(18)×5 061 第七九号〕	〔(19)×(18)×5 061 第七九号〕
(32)	「□」	〔□〕	038
	〔(19)×(18)×5 061 第七九号〕	〔(19)×(18)×5 061 第七九号〕	〔(19)×(18)×5 061 第七九号〕
(33)	「□」	〔□〕	039
	〔(19)×(18)×5 061 第七九号〕	〔(19)×(18)×5 061 第七九号〕	〔(19)×(18)×5 061 第七九号〕

- 24 「五月廿日 稲取人 金刺マ若佐廿 [東]
金刺マ兄口
- 24 「九十廿卅 □人人 人酒人人マ□是□□□
見諸 遠道述為為
- 24 「金刺舍人 人是人人
- 24 「船山郷井於里戸主生王マ小萬戸口
- 24 「養老七年十月
〔田舎〕
〔150〕×〔55〕×〔4〕 019 第九〇号
- 24 「養老七年十月十一日
〔田舎〕
〔130〕×〔57〕×〔4〕 019 第九一号
- 24 「船山柏村戸主他□人八□
〔150〕×〔53〕×〔4〕 019 第一〇〇号
- 24 「敷席二枚 鮑□升 芹□
符 服代郷長里正等 匠丁根代布五段勘夫一人馬十二定
〔神龜〕
〔150〕×〔55〕×〔4〕 016 少領
- 24 「物令火急召□□者宜行
〔200〕×〔55〕×〔4〕 016 第一四〇号*

本簡は一九九四年度の発掘調査時に発見された五六点と、一九九五年度の整理期間中に赤外線照射によって確認できた七〇点の、計一二六点について報告書が刊行されている。ここでは、その中から主なものを紹介したい。執筆は平川南・山口英男・鎌江宏之・福島正樹・傳田伊史の各氏があり、製作や廃棄に伴う技法の分析は水沢教子があつた。各木簡の報告書における番号は型式番号の下に併記した。

年紀の記された例には(3)「乙丑年」(六六五)、(7)「戊戌年」(六九八)、(12)「七年」、(24)「養老七年」(七二三)、(18)「神龜」(七二六)がある。特に、干支で始まる(3)は宮都以外の木簡では最古の年紀を有するものである。姓の部分「他田舍人」のみが異筆であり、自署とすれば八世紀代の自署の方式とは異なる貴重な資料である。

地方行政や政治の実態を示す資料の中では(9)郡符と(8)国符が注

目される。八世紀の初頭から前半の時期に、宛所の異なる都符が同一地点で廃棄されていた事実は、都符が差出側へ戻ることを示していよう。また、その廃棄にあたっては、いずれの木簡にも刃物による切断痕が認められ、役目を終えた都符は差出側で処分されたものと考えられる。

(8)は八世紀前半の国符が木簡でも発給されていたことを示す初出資料である。また、「更科郡司等」宛の国符が埴科郡である屋代遺跡群から出土した点は、国符が信濃国内の郡都を一ブロックとして通送されていた可能性を示すものである。

八世紀初頭前の層位から出土した(4)「布手」は、男性名が列記された歴名簡である。布の織り手が男性である点、郡(番)家に工房が存在していることを窺わせる点は、地方での布生産の実態を示すものとして貴重であろう。

荷札は八世紀前半の資料がもっとも多い。第三水田対応層から出土した「舟(船)山部」木簡では、製作技法の共通性によって2029と2030の二グループに分類できる。もし同一時期の製作と仮定すれば、複数の木簡製作者が都内にいたことを示していよう。また、他の製作技法とは明らかに異なっており、都毎に荷札が製作されていたことを示唆している。

八世紀初頭前後の層位から出土した(6)「少殺」や、八世紀前半に属する(4)「信濃団」は軍団に関わる資料である。特に後者は、軍団

名に國名である「信濃」が記されている点で注目される。

祭祀関係では、八世紀前半の(4)都符に、「神宮室」「殿」などの建造と「舞」や「敷席」を必要とした行事に関する記事が認められる。また、八世紀初頭以前の層位からは(3)「葦神」が見られる。このほか、祭祀具に螺旋を描いた例が九世紀中頃の層位から出土している。

このほか、九九算を記した(2)が存在する。また、これまで史料の少なかつた古代信濃国の地名・人名などが多数確認されたことも、重要な発見の一つである。

現在、屋代遺跡群では板状木製品への赤外線照射による解説を継続しており、今後、肉眼では確認困難な木簡の増加が見込まれる。一九九八年度には木簡以外の遺構・遺物の整理を完了する予定であり、遺跡の性格や考古学的に見た木簡の意義については再度検討する予定である。

9 関係文献

財團長野県埋蔵文化財センター「長野県屋代遺跡群出土木簡」(一九九六年)

長野県立歴史館「木簡が語る古代の信濃」(一九九六年)

(寺内隆夫)



(平)

1 所在地	福島県いわき市四倉町中島字大猿田
2 調査期間	一九九五年(平7)四月—九月
3 発掘機関	調査主体 福島県教育委員会
4 調査担当者	財福島県文化センター(遺跡調査課)
5 遺跡の種類	集落跡(須恵器・陶器・自然流路跡を含む)
6 遺跡の年代	六世紀後半—九世紀
7 遺跡及び木簡出土遺構の概要	

大猿田遺跡は、JR常磐線四倉駅の北西約4kmの地点に位置している。遺跡は、仁井田川の支流で南流する中島川が開削した谷の開口部から八〇〇m奥にあり、標高二七〇m間に亘る谷部低地から丘陵部斜面にかけ、東西約一五〇m・南北約二五〇mの範囲に広がっている。この付近は旧磐城郡の北半に

あたり、約九km南方に磐城郡衙に比定されている根岸遺跡がある。調査は、常磐自動車道いわき中央いわき四倉間の建設に先立ち、一九九三年度に試掘調査、一九九五年度から発掘調査を実施している。

一九九六年七月現在、堅穴住居二軒、掘立柱建物八棟、須恵器窯二基、木炭窯三基、粘土採掘坑一六基、自然流路を含む溝二〇条などが検出されている。これらは、大略六世紀後半—九世紀に當まれているが、古墳時代に屬するのは堅穴住居四軒程度で、多くは奈良・平安時代の遺構と認定される。特に堅穴住居二軒と掘立柱建物七棟が検出された中島川西側の調査区西端では、一部若干の重複があるものの、北側に堅穴住居群が、南側に掘立柱建物群が集中して分布する傾向にある。

遺物は、整理用コンテナに約一一〇箱出土している。大半は土師器・須恵器であるが、この他灰釉陶器・彩釉陶器(二彩)・木製品(曲物・底板・枕・板など)・円面鏡・転用鏡・羽口・橢型漆を含む鉄滓・雷金具(丸軸)なども出土している。また土師器・須恵器類には「玉造」「代」「田条」などと墨書きされているものも見受けられる。後述する木簡をも含めてこれら遺物の様相は、官衙に密接に関連する遺跡の性格を推測させる。

木簡は、一九九五年度に実施した第一次調査において、中島川西側で検出された流路跡の検出面から一点出土した。流路の年代は調

査中であり断定はできないが、現在のところ奈良・平安時代には流れていたものと推定される。

8 木簡の収文・内容

(1) 「判祀十六 少丁」

「」

(102)×(12)×3 081

現状では半裁されており、下端が欠損している。

「判祀」は、いわき市平山崎字小茶内所在の小茶内遺跡から一九年に出土した木簡との関連がうかがえる。この木簡には、

・「判□郷戸主生部子継正祝」

」

・「判□(削) 大同元年十月三日」

227×16×2 081

と記されている。本誌一五号掲載時には「判□郷」としたが、今回

少丁は、大宝令一七歳以上二〇歳以下の男子の称である。令文では、正丁(二十一歳~六〇歳)の四分の一の調負担とされた。

木簡は、半裁されているうえ、下端が欠損していることから確定的な内容は不明であるが、おそらく何らかの税負担に関する文書木簡と考えられ、磐城郡内の判祀郷の割り当て人数一六人、その内訳が正丁(一五人)と少丁(一人)と記載されていたのである。

小茶内遺跡で史料上初見となった「判祀郷」であるが、同郡内の地名を異にする大猪田遺跡から同一郷名が発見されたことは、きわめて興味深い。今後、周辺調査によって、本木簡と官衙施設との関連が明らかにされることを期待したい。

また一九九六年度になつて、本木簡が発見されたのと同じ流路跡

二点を比較検討した結果、□部分はともに「祀」と解説することができた。本木簡の「判祀」は、郷の表記はないものの、判祀郷の略と判断できよう。その郷名の読みは、例えば大東急記念文庫本「和名類聚抄」に淡路国三原郡の幡多郷の場合「波多」(ハタ)、遠江国長下郡幡多郷の場合「判多」(ハタ)としていることを参照すれば、

「判祀」は「ハシ」となろう。「判祀」(ハシ)郷は「和名類聚抄」の磐城郡の郷名としてはみえない。
本木簡を復原的にみるならば、次のようになろう。
判祀(郷)(合)十六(人) (正丁十五人)
少丁(一人)

から、「玉造」と墨書きされた須恵器が出土した。「玉造」は、「和名類聚抄」によれば磐城郡の郷名にあり、中島川の本流である「仁井田川」の別称の一つに玉造川の呼称があることや、遺跡の西側に隣接する地域に玉山の地名がみえることから、この付近の郷名を示す墨書きとも考えられる。「冴祀」郷の地の比定と併せ、さらに遺跡の性格の究明も含め、今後の課題としたい。

9 関係文献

福島県教育委員会・財福島県文化センター『常磐自動車道遺跡調査報告書』(一九九六年)

(大越道正・平川 廉)

「荒田目条里遺跡木簡調査略報」

木簡が語る古代のいわき』の刊行

福島県いわき市の荒田目条里遺跡は古代磐城郡の郡家跡に比定される根岸遺跡やその附属寺院と考えられる夏井廃寺、延喜式内社の大國魂神社に近接して所在する遺跡である。一九九三年の調査によつて、古代の河川跡から大量の祭祀遺物とともに木簡三八点(うち墨痕のあるもの三三点)が出土した。

これについては本誌第一七号に報告がなされているが、今回木簡を中心とした調査略報が刊行された。内容としては宛先の異なる二点の郡符木簡、種札の付札とみられる木簡などが注目される。

いわき市教育委員会編集・発行

一九九六年三月刊

本文三四頁、A4判、額価一〇〇〇円、送料一冊三五〇円

問い合わせ

いわき市教育文化事業団

〒九七〇 いわき市中央台県立いわき公園内

TEL 〇二四六一九一〇三九一

宮城・山王遺跡



(仙台) (仙)

- 1 所在地 宮城県多賀城市山王
- 2 調査期間 一 一九九〇年(平2)四月一八月、二 一九九〇年四月一十二月、三 一九九一年四月一十二月
- 3 発掘機関 多賀城市埋蔵文化財調査センター
- 4 調査担当者 一 石川俊英・相沢清利、二 千葉孝弥・石本敬、三 千葉孝弥
- 5 遺跡の種類 都城跡
- 6 遺跡の年代 弥生・江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

山王遺跡は仙台市の中心

部から北東約10km、特別史跡多賀城跡の南西に展開している。本遺跡のある多賀城市西部は、地理的にいわゆる南北大路とそれと直交する東西大路を基準としており、おおよそ仙台平野の北東端部にあたり、仙台市東部から続く広い沖積地の一部を占めている。そのうち、JR東

北本線岩切駅から多賀城跡にかけての県道泉・塙釜線沿いの地域は、東西に長い微高地であり、本遺跡はその東半部に立地している。なお、この微高地は、七北田川や多賀城跡の西側近くを南流する砂押川の冲積作用によって形成された自然堤防と考えられている。標高はおおよそ五~六mである。その北側は丘陵部に閉まれた広い範囲が低湿地となっており、南側は微高地と低湿地が複雑に分布している。

一 第九次調査(千刈田地区)

本遺跡をはじめ多賀城跡の南部から西部に位置する新田・市川橋・高崎遺跡は奈良・平安時代の遺構・遺物が多数発見され、多賀城と密接な関わりのある遺跡群と捉えられている。特に、本遺跡及び市川橋遺跡では9世紀になると東西・南北の直線道路によって方格地割りが形成されている。この方格地割りは、朱雀大路に接せられる南北大路とそれと直交する東西大路を基準としており、おおよそ一町四方前後の区画をつくっている。各区画内は基本的に宅地となつておらず、生産域とは明確に区別されている。また、住居はほとんどが掘立柱建物であり、堅穴住居を主体とする集落とは大きな相違が認められる。東西大路は内陸方面から多賀城に至る主要ルートであり、これに面した区画は国司など上級官人の邸宅、離れた区画は中・下級官人の住まいとなつており、階層に応じて宅地の班地が行なわれたと見られる。

本調査は、JR陸前山王駅北側におけるマンション建設を原因として実施した。この場所は、東西大路と北1東西道路、西6・西7南北道路と名付けた道路によって区画された邸宅の南東部にある。遺構は、上層と下層でそれぞれ二期があり、合わせて四時期の変遷が確認されている。このうち上層古段階の遺構は国守館と考えられる。桁行九間、梁行四間の四面廻付東西棟建物（SB四七四）を中心とし、それと方向を同じくする桁行四間以上、梁行二間の南北棟建物、大木を削り貫いた井戸などが発見されている。四面廻付建物は多賀城内では政庁正殿、六月坂地区官衙主屋、城外では館前遺跡主屋に見られるのみである。また、本地区からは中国製の青磁・白磁・鉄袖陶器、灰釉陶器、綠釉陶器が多量に出土しており、居住者の貧乏な暮らしぶりを窺わせる。SB四七四是同位置で四時期の重複があり、三時期目の柱穴埋土から木簡が一点出土している。同埋土には多量の焼土・焼壁が認められることから二期目以降に火災があったことが推定される。また、一〇世紀前半に下降したとされる灰白色火山灰ブロックも混入していることから三時期目の年代は一〇世紀前半以降である。

二 第一〇次調査（八幡地区）

本調査区は特別史跡多賀城跡の南西約300mの地点に位置する。

の具注層である。

三 第一二次調査（八幡地区）

本調査区は第一〇次調査区の東側にある。SD一八〇の延長部二〇mの路線部分に加え、四万三〇〇〇mにおよぶ広大なインター

チエンジ予定地を対象とした調査を実施している。古墳時代中期から近世にかけての遺構・遺物が多数発見されている。木簡は奈良時代の溝と井戸から発見されている。奈良時代には城外を広範囲にわたって区画した形跡は窺われず、遺構間の配置にも規則性は認められない。

木簡は井戸SE五〇二二から一点、溝SD一八〇から二点出土している。SE五〇二二井戸は底面に曲物を据えた井戸である。木簡は底面付近から出土した。

溝SD一八〇は幅約4・2mの大溝である。方向は北で西に約三度偏しているが、調査区東端部では約七度の傾きとなっている。一〇m以上にわたって検出しており、なんらかの区画溝と考えられる。堆積土中層に粘質土層や腐植土層があり、多量の土器・木製品をはじめ漆紙文書・漆抄冠などが出土している。漆紙文書は二点出土しており、一点は天平五年籍または天平一二年籍の作成に関わる陸奥國戸口損益帳草で、紙背文書は百濟王敬福と考へられる記載を有し、天平一〇年（七三八）から天平勝宝元年（七四九）までの二年間に限定されるものである。もう一点は天平宝字七年（七六三）

あるSE五二〇八井戸から出土した。この井戸は、出土した土器の年代からおおよそ奈良時代のものと考えられる。

8 木簡の叢文・内容

一 第九次調査

- (1) 「右大臣」
〔跋文〕
〔錢馬 収文〕

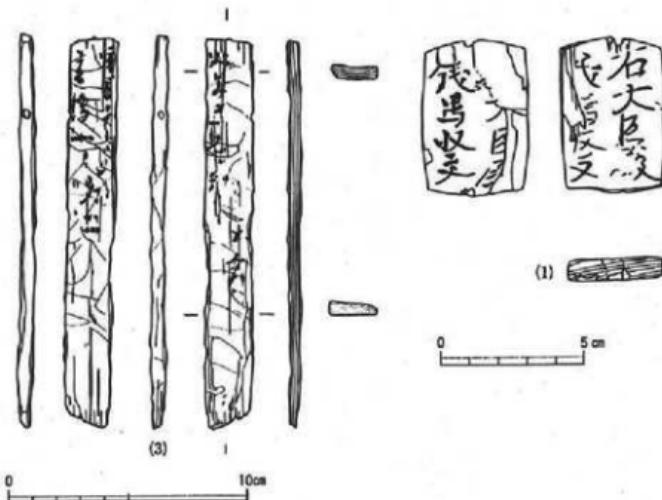
- 「右大臣」
〔跋文〕
〔錢馬 収文〕

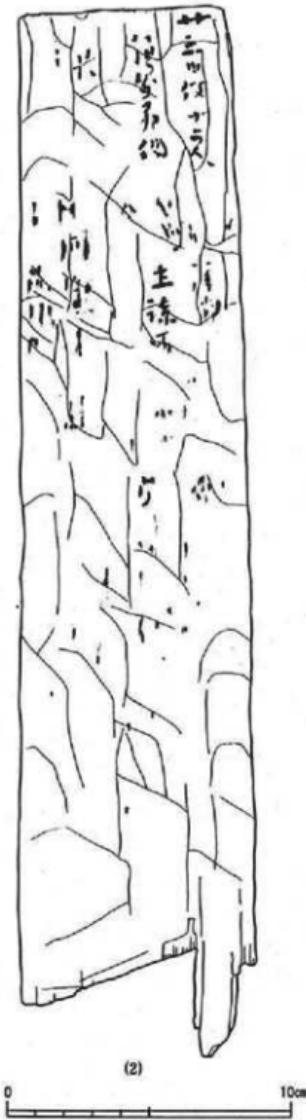
錢馬收文（題簽軸）

(55)×36×8
(cm)

(1)は題簽軸である。軸部はつけ根から欠損し、題簽部については裏面は右下部と左側面、裏面は右上部と右側面がそれぞれ抉り取られたように欠損している。題簽両面は同文と判断される。「錢馬」は錢別のための馬のことであり、「收文」は通常諸国に貢納物に対する中央の役所の受取状のことである。内容についてはいくつかの解釈が可能であるが、右大臣昇進にともなつて按察使の職を辞した人に陸奥守が錢別として馬を進上し、その收文（受取状）が陸奥守としていたと推定される。

この木簡は、遺構・遺物などを考古学的検討から国司館と推定され





(2)は全面的に文字面が削り取られている。日々の作業を記した大型の記録筒の一部と考えられる。「土漆」という記載から漆塗りの作業に関わるものと推定される。この地区では漆付着土器が多く出土しており、漆し布や漆紙文書なども発見されていることから工房の存在が推定される。

(3)は軍團關係のものである。上端から約一寸の位置の側面に小孔

SD一八〇番跡

(3) 「火長日上□十人 □」
「軍綱」見 □ (165)×(30)×5 0.5
主帳 □ 同 (35)×(23)×7 0.5

(2) 「廿三日役十二人 □」
□相替不役 □ [人カ] 土漆五 □ 同 □

S E 五〇二 井戸跡

二 第一〇次調査

が貫通している。何らかの報道整理にかかるものと推定される。

この他SD一八〇から一点出土しているが、墨痕が認められるだけで判読は困難である。

三 第二二次調査

(4) 「○ □ □

上端から「七」の位置に小孔がある。

報告文・内容については、関係文献③④に平川南氏の報告があり、本項はそれを引用・要約したものである。

関係文献

- ① 多賀城市埋蔵文化財調査センター「山王遺跡—第九次発掘調査報告書」(一九九一年)
- ② 同「山王遺跡—第一〇次発掘調査概報(仙塙道路建設に伴う八幡地区調査)」(一九九一年)
- ③ 同「山王遺跡—第一二次調査概報(仙塙道路建設に伴う八幡地区調査)」(一九九一年)
- ④ 同「山王遺跡ほか—発掘調査報告書」(一九九三年)

(千葉孝弥)

(150) × 22 × 3 0.5

多賀城市埋蔵文化財調査報告書第三九集

「山王遺跡—第一七次調査—出土の漆紙文書」の刊行

多賀城市山王遺跡は多賀城の南西、砂押川の西岸に位置している遺跡である。出土文字資料として木簡・漆紙文書などがあり、その内容から国司館や漆工房の存在が推定されている。漆紙文書についてはすでに二点が報告されているが(多賀城市埋蔵文化財調査センター「山王遺跡—第二二次調査概報」一九九一年)、その後出土した五点についての報告書が刊行された。

積文・現状写真、赤外線テレビの画像の図版を掲載し、関連する木簡、正倉院文書などの史料の検討を踏まえた解説を付す。中でも駄戸編成のあり方を示す記載を含む計帳歷名(三号文書)、現存計帳とは戸口の記載順を異にする計帳様文書(四号文書)などが注目される。

多賀城市埋蔵文化財調査センター編集

多賀城市教育委員会発行

国版一枚 本文三〇頁、B5版

額価一〇〇〇円、送料一骨二四〇円

問い合わせ先

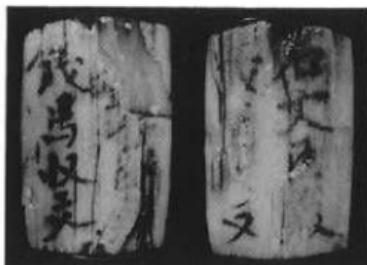
多賀城市埋蔵文化財調査センター
〒九八五 多賀城市中央一—二七一

TEL 〇二二一三六八一〇一三四四

1995年出土の木簡



(2)



(1)



(3)



多賀城南面の街並み

- ①多賀城跡
- ②南北大路
- ③東西大路
- ④多賀城廃寺
- ⑤山王達路（第9次）
- ⑥山王達路（第10・12次）
- ⑦市川橋達路（第8次）
- ⑧市川達路（第10次）



の広さをもつ。本遺跡の本
一・九km、東西約〇・八km

宮城・市川橋遺跡

格的な調査は一九七九年から開始され、隣接する山王・高崎遺跡などとともに、平安時代に多賀城南面一帯に展開した都市の在り方を解明する上で、貴重な成果を挙げている。

一 第八次調査

- 1 所在地 一 宮城県多賀城市高崎字水入
二 同市市川字伏石

2 調査期間

- 一 一九八九年(平1)五月一六月

3 発掘機関

- 多賀城市埋蔵文化財調査センター

4 調査担当者

- 一 薩口 卓、二 石本 敏

5 遺跡の種類

- 都城跡

6 遺跡の年代

- 奈良・平安時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

市川橋遺跡は、特別史跡

多賀城跡の西方から南面に

かけての水田部分に位置す

る。多賀城跡の西側を南流

する砂押川が形成した自然

堤防上、及び海拔二一四m
の低湿地に立地し、南北約

検出遺構は掘立柱建物四棟、溝二九条、水田、整地層などで、全て古代に属する。

整地層は一〇層に細分される。この付近は東にある高崎丘陵の裾部から低湿地に移行する箇所で、ここに整地地業を行ない、居住空間を広げて建物などを建てていることがわかった。

遺物は土師器杯・甕、須恵器杯・甕・瓶・壺・盤・瓶、須恵系土器杯、円面鏡、風字鏡、縄文陶器、灰釉陶器、軒丸瓦、木製品(木簡、曲物蓋板、底板、盤)、土製甕、墨書き器などが出土している。

木簡は一〇世紀前半の溝から出土した。多賀城南面では東西・南北両方向の道路が各々数条発見され、方格地割りを形成しているが、この溝はその内でもメインストリートにあたる東西大路の南側溝にあたる可能性の高いものである(前頁の「多賀城南面の街並み」地図参照)。

二 第一〇次調査

本地区は宅地造成に伴う事前調査を実施した箇所である。

発見された遺構は、掘立柱建物八棟、堅穴住居五棟、井戸一基、道路、堀、水田、溝などである。各遺構の時期は古墳時代から近世・現代にまでわたるが、奈良・平安時代のものが中心となる。

調査区内では、多賀城南面の方格地割りを形成する道路のうち、東西道路・南北道路の一部を発見した。時期は一〇世紀前半である。

遺物は土師器杯・甕・鉢・瓶、須恵器杯・高台付杯・蓋・後輪・壺、須恵器蓋・灰釉陶器、風字鏡・瓦、木簡、木製品、鐵製品などが出土している。

木簡は西側調査区の井戸SSE三四から大量の削屑とともに出土した。井戸の年代は奈良・平安時代である。

8 木簡の状況・内容

一 第八次調査

(1) 「安達」(木口)

第(22)×第24 98

下端がわずかに欠けてはいるが、概ね原形を留めている。棒状で、上端の木口に「安達」と記されている。

この木簡は文書を巻く輪として使用された可能性がある。「安達」の記載から陸奥国安達郡関連の文書を保管するためのものだったのであろう。但し、文書の輪は一般に一尺前後の長さがあり、この木簡はそれに比べて短いということが不審な点として残る。

安達郡が成立したのは延喜六年(九〇六)正月二〇日(延喜式)

民部上頭註)のことで、安積郡の一部を新郡として分離、独立させたものである。範囲は現在の福島県二本松市を中心とした一帯で、同市杉田町に所在する郡山台遺跡が、七次にわたる発掘調査の結果、郡家と推定されている。

二 第一〇次調査

(2) 大田マ子〔赤麻〕

足 矢田石足

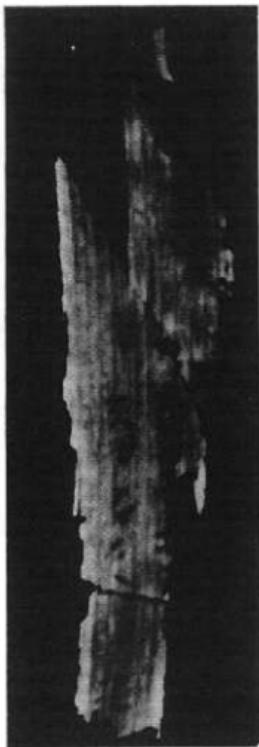
削屑で、全容は知り得ないが歴名と思われる。大田部、矢田ともに上野國の氏か。

9 関係文献

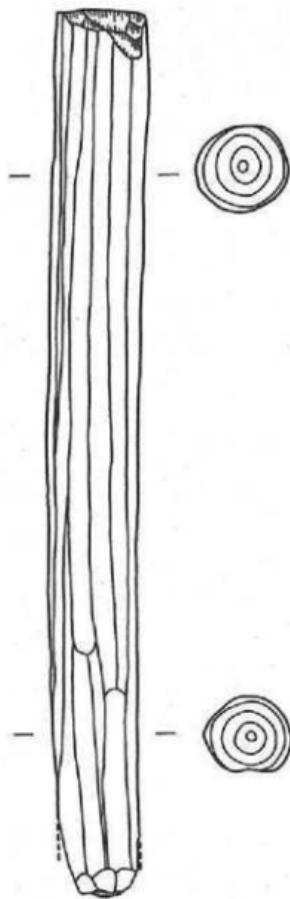
削屑で、全容は知り得ないが歴名と思われる。大田部、矢田ともに上野國の氏か。

同「多賀城市埋蔵文化財調査センター」「市川橋遺跡—平成元年度発掘調査報告書」(一九九〇年)

(滝川ちかこ)



(2)



(1)

宮城・大日南遺跡



(仙台)

同時期の貴重な資料を得る

- 1 所在地 宮城県多賀城市高橋字大日南・門間田
- 2 調査期間 一九九五年（平7）四月～八月
- 3 発掘機関 多賀城市埋蔵文化財調査センター
- 4 調査担当者 武田健市・鈴木孝行・菊池 豊・伊藤 浩
- 5 遺跡の種類 屋敷跡
- 6 遺跡の年代 中世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

大日南遺跡は特別史跡多賀城跡の南西約1kmに位置し、海拔40m前後の微高地に立地している。本遺跡では今回の調査を含め計四回の調査を実施しており、度の調査を実施しており、

一三世紀～近世初頭にかけての遺構を多数発見している。なかでも一五～一六世纪頃にかけては、一辺40mを超える溝で周囲を区画した屋敷跡が微高地に密に集っていたことが判明し、

木簡は、そのような屋敷の内側で検出されたSK-10三土坑から一点出土している。土坑の平面形は円形である。規模は直径三・五m深さ一・一mで、壁は緩やかに立ち上がる。埋土は三層に大別でき、木簡は最下層の粘土層から多數の木片に混じて出土した。木簡以外には、白磁杯（新安海浜沈没船引き揚げ品と類似）、青磁碗・北宋錢（元祐通宝）、漆器碗・下駄・木鎌・曲物・羽口などが出土している。北宋錢と下駄以外はすべて破片である。土坑の年代については、白磁杯の年代から一四世紀以降のものと考えられる。

8 木簡の积文・内容

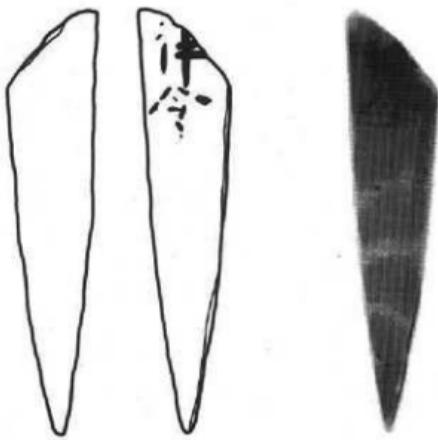
(1) ×律令

(36)×(21)×2 (59)

木簡の上部は大部分が欠損しているが、「律令」の二文字を肉眼で確認できる。
なおこれ以外にも一五～一六世纪頃の溝から木簡が二点出土しているが、現在調査中である。

(武田健市)

ことができた。



(一) 間

跡、東に泉屋遺跡、北に花

岩手・志羅山遺跡

所在地 岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山

調査期間 第二次調査 一九九二年(平4)一月

発掘機関 平泉町教育委員会

調査担当者 菅原計二

遺跡の種類 集落跡

遺跡の年代 一二世紀

遺跡及び木簡出土遺構の概要

志羅山遺跡は平泉町の中心市街地の南側に位置し、JR東北本線平泉駅の西側三〇〇mの付近を中心として、東西五〇〇m・南北五〇〇mの広がりをもつ遺跡である。平泉は一世紀末から一二世紀後半にかけての約九〇年間、奥州藤原氏が四代にわたり本拠地とした地域である。当遺跡の周辺には西に特別史跡毛越寺跡・親自在王院跡と合町遺

立Ⅱ遺跡、鈴沢の池跡などの遺跡が密集している。

第二次調査区は志羅山遺跡の南東寄りに位置し、北西の緩斜面から南東の太田川に向かって下る沢状の自然地形を、一二世紀において整地して平坦な生活面を造り出し、建物や井戸、堀、溝などの施設を築いている。建物は四間×五間程度の掘立柱建物が二棟以上、ほぼ同一地点で建て替えられている。井戸は二基を検出している。いずれも建物の北側に位置し、双方ともに井戸側の木枠が残存していた。西側の一號井戸は直径三・五m深さ五・一mの規模をもち、人為的に埋め戻されている。井戸底からは完形の中国産白磁水注が曲物の柄杓とともに出土した。二號井戸は直径四・八m深さ四・八mの規模をもち、今回報告する木簡(1)の他、かわらけ約八九kg、常滑窯大甕、その他の国産陶器、中国産白磁碗・青磁碗の破片、鳥形や下駄などの木製品、瓦、繩などが出土した。二號井戸は出土遺物から一二世紀後半に廃棄されたと考えられる。

8 木簡の积文 内容

(1) 「今□歎」
〔大ヶ〕

88×19×3 (02)

上端の左右に切り込みのある付札である。右側の切込みより上部と右辺の下半分を欠く。裏面に墨書はない。

なお木簡の积文については、奈良国立文化財研究所の館野和己氏のご教示を得た。

9 関係文献
平泉町教育委員会「平泉遺跡群発掘調査報告書」三四（一九九四年）
（著原計二）



石川・加茂遺跡



- 1 所在地 石川県河北郡津幡町加茂・舟橋
- 2 調査期間 第四次調査 一九九四年(平成6年)四月~一二月
- 3 発掘機関 石川県埋蔵文化財保存協会
- 4 調査担当者 三浦純夫・藤田邦雄・浜崎信司・柿田祐司
- 5 遺跡の種類 集落跡・道路跡
- 6 遺跡の年代 七世紀~一〇世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要 加茂遺跡が所在する津幡町は金沢市の北に接し、その西側には河北潟が存在する。河北潟は、一九六三年(昭和三八)から千拓事業が開始され、七〇年には干陸された。本遺跡は、この河潟の東縁部の沖積地に立地しており、調査地点の標高は四・五田~四・八田を測る。
- 8 木簡の発見・内容 本遺跡は、一般国道八号津幡北バイパスの建設に先立って、一九九一年より発

掘調査を開始し、一九九四年度までに四次の調査を数えている。

四次にわたる調査で検出された主要な遺構には、道路、掘立柱建物、井戸、土坑、大溝、小溝群、橋がある。掘立柱建物は約四〇棟検出されている。主な出土遺物には、墨書き土器(二〇〇点以上)や木簡、漆紙文書、帶金具、軒丸瓦、和同開珎銀錢がある。木簡は第四次調査で検出した道路から一点出土した。

道路遺構は調査区の中央部において、南東から北西に走行しており、約六〇mにわたって検出された。これは両側に二条ずつの側溝を備えており、新・旧二つの時期があることがわかった。主軸の方向は二時期ともN=27°Eである。古い時期の道路は、側溝の心々距離が約九田で、側溝から須恵器・土師器が出土している。側溝の埋没時期は八世紀末とみられる。新しい時期のものは、心々距離が約六田を測る。木簡はこの時期の西側溝肩より出土している。側溝の埋没時期は一〇世紀初頭とみられる。

道路遺構の北半部に「落ち込み」と命名した遺構がある。これは道路側溝の埋没後に作られたと考えられ、「正月」と記した墨書き土器や壺、木製の椀、皿が出土している。なお、道路遺構は、その位置や規模からみて能登へ向かう北陸道の駅路(北陸道能登路)と考えられる。

(1) 「謹啓 丈部安□」
獻上人給雜魚十五隻「奉○」

□□消息後日參向面語「○○」

（136+334）×33×5 011



七月十日 □□造□主】

形状は完形ではないが、六つの断片をつなぎあわせることにより、

橢能面から分類するならば、この木簡は、啓の様式の文書様木簡である。作成者は、裏面の「□□造□主」であり、表面の「丈部安

□」に對して送られ、廃棄されたものであろう。啓は、公式令に春宮坊あるいは中宮職が皇太子や三后に上申する時の文書の様式として規定されているが、実際にはそのような啓とは異なる官司や個人

の上申文書としての啓も多く見られ、この木簡もこのようない範疇の中で考へるべきものであろう。その場合、問題となるのは、第一に

この木簡の書出しが「謹啓」で、書止めが「以解」であることである。このような啓式と解式を混用した例は、「正倉院文書」にもし

しば見られ、當時においてはきわめて日常的に用いられた様式なのである。次に注意すべき点は、「謹啓」という書出しの直後に

宛所として「丈部安□」という人名がくることである。この木簡の場合、宛所の「丈部安□」という人名に続く部分が欠損しており、

その後にどのような文字が続くかは不明であるが、状や營の様式を持つ古文書の宛所においては、先方の人名を表す言葉の下に「尊

」「尊者」「尊公」「貴公」などの敬語が付けられること、さらに、それらの敬語の下に脇付として「前」「御前」などの言葉が添えられることを踏まえると、この木簡の欠損部分のうち、「丈部安□」の

下には、「尊」あるいは「尊者」などの敬語が入り、その直下もしくは右下に脇付として、「前」もしくは「御前」などの語が付されたことが、一つの可能性として考えられるであろう。

この木簡が具体的にいかなる場面で使用されたかという問題については、今後検討すべき点が多い。分かち書きの右側の部分には

「人給雜魚十五隻」を獻上する旨が記されているが、平城宮跡出土

の木簡・墨書土器に見える「人給所」「人給」、平安時代の儀式書に見える「人給屋」などともあわせて考察されるべきであろう。また、分かち書きの左側の「□□消息後日參向而語□」といふ文言からは、国司の部内通行との関わりも想定できるが、当遺跡が越中國や能登國へとむかう交通の要衝に位置していることを踏まえると、この木簡の移動が、果たして、加賀地方の中だけで完結するものなのかは判断が難しい。これらの点について、今後考えを深めていく必要があると思われる。

9 関係文献

『石川県埋蔵文化財保存協会「石川県埋蔵文化財保存協会年報六』（一九九五年）
三浦純夫「石川県津幡町加茂遺跡の道路遺構」（古代交通研究会第四回大会發表資料）一九九五年）

（1-7・9
森田喜久男）



（富山）

富山・豊田大塚遺跡

所在地

富山市豊田本町

調査期間

一九九五（平成）五月一七月

発掘機関

富山市教育委員会

調査担当者

堀沢祐一

遺跡の種類

祭祀遺跡

遺跡の年代

弥生時代・古墳時代・平安時代

遺跡及び木簡出土遺構の概要

豊田大塚遺跡は、富山市の中心部から北東方向約5kmに位置している。遺跡は、西側約1kmを流れる神通川によって形成された扇状地の中に位置する微高地に立地し、標高4mを測る。

豊田大塚遺跡の調査は、店舗建設に先立ち、一五〇〇m²を対象として実施した。

調査の結果、弥生時代後期から古墳時代前期にかけて形成された沼・湧水点に開通する道構と平安時代の

溝が検出された。

弥生・古墳時代の沼跡では、沼肩から約一田の地点で、大量の土器の一括廃棄が見られた。その中には、朱塗土器・手づくね土器が含まれており、水辺で祭祀を行なつていたことを窺わせる。また沼肩の西側の一部が大きくえぐれており、地下水が湧き出ている。ここには、切り抜き井戸・さらし場があり、そこへ行くための木道も設置されている。この湧水点の東側にも、祭祀に使用されたと思われる土器の一括廃棄がある。

平安時代の溝は、沼地が埋った後に掘られたもので、沼肩から一〇田入ったところにある。溝は幅約三田深さ約八〇cmで、西から東にややカーブしながら流れている。この溝からは、人面墨書き土器二点、木製人形四点（文字の書かれた人形を含む）、刀形木製品などの祭祀遺物が出土した。また、土師器瓶の底部に「×」と書かれた墨書き土器もある。

このように本遺跡は、弥生・古墳・平安時代と祭祀に使用された場所であったと推定される。

8 木筒の収文・内容

(1) 「神服小年賀」

176×27×2 (61)



(1)

富山市考古資料館「富山市考古資料館報」二九（一九九五年）

（沼沢祐一）

なり、脚部の表現がなく、下端が尖っている。脣部左右側面には、下方から切り込みがあり、手と思われるが、明瞭ではない。

裏面の文字は、「神服（かみはとり）某」という人物名と推定している。人形は、穂を祓う際に使用するのが一般的な用途であるので、その行為を行なう人物が自分の姓名を記したのかもしれない。

なお、叢談については、立命館大学本郷真紹氏、奈良国立文化財研究所鶴野和己氏、奈良大学水野正好氏にご教示いただいた。

9 関係文献

木製人形の裏面（背面）に墨書きされている。表面には、眉・目・口などが描写されている。この人形の形態は、一般的なものとは異

富山・宮町遺跡

みやまち



(魚津市)

- 1 所在地 富山市宮町
- 2 調査期間 一九九五年（平成7年）五月～一二月
- 3 発掘機関 富山市教育委員会
- 4 調査担当者 古川知明
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 純文時代～一七世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要 宮町遺跡は、富山市街地の北東約五km、常願寺川左岸下流に位置する。遺跡の東側は河川の旧流域と推定され、遺跡はこれに沿って形成された自然堤防上に立地する。

調査は住宅団地造成に伴うもので、一九九四年から行なっている。この二ヵ年の調査の結果、弥生時代後期、平安時代（九世紀）、鎌倉・室町時代（十三世紀）に大規模な集

落が形成されたことが判明した。

平安時代の遺構としては二地区に掘立柱建物群が検出され、また、墨書き土器「右」「西」、石製鎗頭、縄文陶器などの出土から、官衙あるいは莊園に関わる集落跡と考えられる。

中世段階の集落は、帶状に長い自然堤防の地形を利用して、幅八〇m長さ二〇〇m以上の長方形の地割を造っており、この中を溝によつて大小の短冊形に区画している。区画内の敷地には、掘立柱建物・井戸・堀・水溜めなどがあり、仕切りのための浅い溝もみられる。

木簡は、室町時代の井戸SE一二三から出土した。井戸は素掘り型式の二段掘りで、上半が方形、下半が円形となる。木簡の出土位置は井戸のほぼ基底部である。

8 木簡の訳文・内容

(1) たは 三（カ）

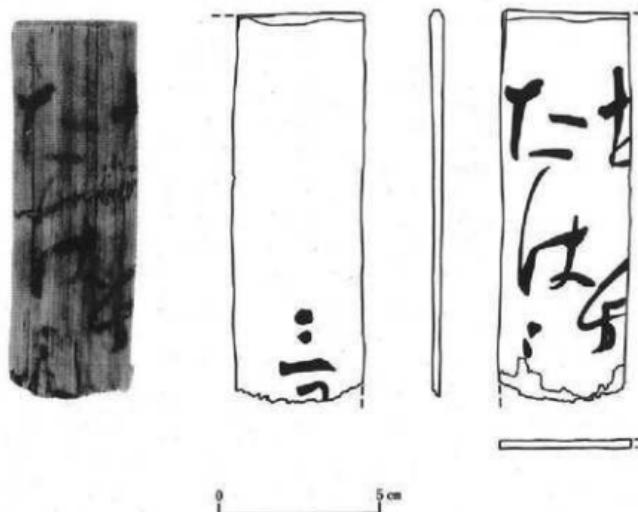
・ 三（カ）

(2) ×(4) ×3 ⑧

長方形の板材で、下端と一側面を欠く。

表面右列二字目は妙または抄と推定されるが、この一文字のみ天地逆となつていて、習書に用いられたものか。

（古川知明）



富山・五社遺跡



- 所在地 1
富山県小矢部市五社
調査期間 2
A地区 一九九二年七月～一九九三年三月
発掘機関 3
翻富山県文化振興財團埋蔵文化財調査事務所
調査担当者 4
河西健二・横山和美・中川道子・越前慎子・三島道子・柴口真澄（A地区）、池野正男・谷杉延子
遺跡の種類 5
道路跡
集落跡
遺跡の年代 6
五世紀後半～四世紀
(石動)

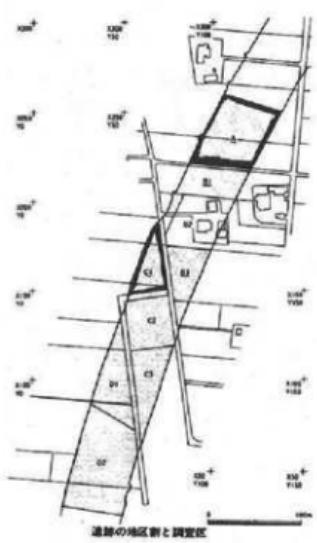
- C1地区 7
C1地区 一九九二年九月～一月
（C1地区）
7 遺跡及び木簡出土遺構
の概要

五社遺跡は、小矢部川と庄川によって形成された砺波平野の扇状部西端に位置し、小矢部川と岸波川に挟まれた自然堤防に立地する。一帯は「和名抄」にみられる砺波郡一二郷中の「長岡

郷」の一部と推定され、中世には五社地内に所在する糸岡神社を中心として周囲に後堀河天皇の皇女室町院の莊園「糸岡庄」があったとされている。またこの北には、天正二三年（一五六五）の白山地震によって倒壊したという舟舟城跡がある。

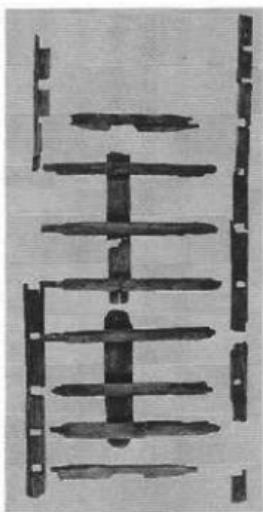
調査は能越自動車道建設に先立ち一九九二年度から一九九四年度に実施した。遺跡は県道戸出・小矢部線から北東に五〇〇m、路線幅六〇mで、便宜的に地区割りを行なつて調査した。その結果、古墳時代から中世にわたる複数の文化層で遺構を確認した。

A地区では中世・古代（上下二面で、うち下面は古墳時代も含む）の遺構検出面を確認した。中世面では掘立柱建物一棟・溝一三条、土坑約五〇基を検出しておき、一二世紀後半から一三世紀を主体と

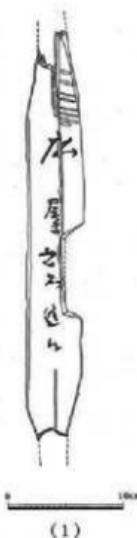


する。掘立柱建物の柱穴にはその底部が古代上層面まで掘られているものがあるが、天正二三年に一帯を襲った白山地震と飛越地震の影響によって、柱穴の上部と底部の位置がずれ、その底部を古代上層面において移動した地点で検出したものもある。遺物は土師器、白磁、珠洲、瀬戸美濃、羽口などが出土している。古代上層面では掘立柱建物数棟・溝一〇条・土坑数十基を検出しており、一〇世紀から一世紀に主体をおくと考えられる。遺物は土師器、須恵器、漆器碗が出土している。古代下層面では掘立柱建物三棟・溝一溝・埴輪・道状遺構、古墳時代の堅穴住居三棟・溝四条・自然河川一條・土坑八基を検出している。遺物は古墳時代から古代にかけての土師器・須恵器が出土する。地区的西端で大足の縫合・横木・足板が一×二mの範囲にバラバラに重なった状態で出土した。部材の数から復原を試みたが、現時点では一個体分か二個体分かは不明である。横木の一つに墨書きが認められた（木簡①）。また同層上面からは平安時代の遺物が、中位（大足とは同じレベル）からは七世紀初めの須恵器が出土するため、遺構の時期は七世紀から九世紀と考えられ、大足もこの時期に比定される。

C1地区では、中世面で掘立柱建物七棟・溝・井戸・土坑、古代面で掘立柱建物四棟・横列・溝・土坑を検出している。中世面の掘立柱建物は地区の南西部に六棟（SBO-1-SBO-6）、中央部東



大足



(1)

に一棟（SB〇七）を検出している。SB〇一は三間×三間の総柱で北側に廟をもち、区画溝SD一二〇を伴うと考えられる。柱穴S P〇七からは呪符木簡(2)と著が、その他の柱穴からは漆器柄などが出土している。またSB〇七の柱穴からも墨書の有無は未確認であるが、下端を尖らせた板状の木札が出土している。

8 木簡の积文・内容

(1) [庄] □□□□□□□

(38)×55×13 0.1

SB〇一は三間×三間の総柱で北側に廟をもち、区画溝SD一二〇を伴うと考えられる。柱穴S P〇七からは呪符木簡(2)と著が、その他の柱穴からは漆器柄などが出土している。またSB〇七の柱穴からも墨書の有無は未確認であるが、下端を尖らせた板状の木札が出土している。

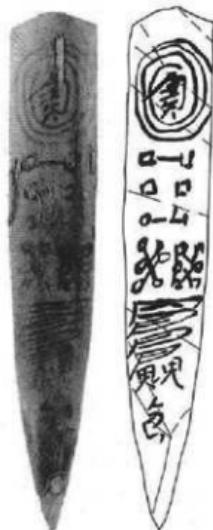
(2) 「符藝」 □□

180×30×5 0.1

(1)は大足の横木である。墨書は七文字と思われ、最初の文字は「庄」かと考えられるが以下は判読できない。形状は板状の材の両端を削りだし、打抜きほぞと考えられるが、端部は欠損している。

一文字目の上方に文字と平行して傷がみられるため、ほぞは縱枠のはぞ孔に挿入されていたものと考えられる。また中央部には、足板をのせるため側面からの抉りがみられる。文字の位置については、上二文字は横木の中央部にあるが、抉り部分に書かれた三文字目以下はやや左寄りにあるため、大足として作られた後に墨書されたものと推測される。

(2)は呪符木簡である。形状は長方形の材の頭部を緩やかな山状に削り、下端は尖らせている。表面には上から下へ削った痕跡がみられる。墨書は、上から三重丸の中に文字を書き、その下は□と□を



線で結んだものを三段並べている。次に□を縱に三段並列させて斜線で結んだものを二組、その下に「戸」を四段、「戸」以下は不明であるが一文字みられる。建物の柱穴から出土したため、鎮宅安寧を願ったものと考えられる。

なお木簡①の解説にあたり立命館大学本郷真紹氏、木簡②については奈良大学水野正好氏・富山県立立山博物館木本秀樹氏からご教示いただいた。

9 関係文献

財富山県文化振興財團埋蔵文化財調査事務所「埋蔵文化財年報

④」（一九九三年）

同「埋蔵文化財年報5」（一九九四年）

同「埋蔵文化財調査概要 平成7年度」（一九九六年）

（横山和美・山元祐人）



(相川)

佐渡奉行所跡
（相川）

新潟・佐渡金山遺跡

佐渡奉行所跡

- 1 所在地 新潟県佐渡郡相川町大字広間町
- 2 調査期間 一九九四年（平成6年）4月～（調査中）
- 3 発掘機関 相川町教育委員会
- 4 調査担当者 佐藤俊策
- 5 遺跡の種類 奉行所跡
- 6 遺跡の年代 江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

佐渡奉行所跡は鉢山町相川の段丘西端で、市街地の中央に位置する。市街地は海岸低地に沿って南北に延びる下町と、段丘上に東西に延びる上町からなり、T字状を呈する。上町の東奥は鉢山地帯となり、遺跡は下町を見下ろす上町西側斜面上の平坦面に立地する。

慶長六年（1601）に佐渡全島は徳川の直轄地となつた。慶長九年に大久保長安によつて奉行所が新設

され、佐渡一国支配の政庁として幕末まで機能した。遺跡は高低二段の平地で構成され、標高四五m前後、調査面積は約一万八五四二m²を測る。高い平地には奉行陣屋・役所・御金蔵（一七五九）に金銀精錬の工場群を集中させて金銀の寄売防止と業務の効率化をはかった地区である。五度の火災で奉行所は焼けているが、施設配置は幕末までこの区画が踏襲され、それぞれ櫓や塔で仕切つて繩張りを明確にしていた。

調査は、金山關係の七ヵ所が「佐渡金山遺跡」として国の史跡に指定されたのを契機に、佐渡奉行所復原工事が計画されたため実施することになったものである。

木簡出土遺構の井戸四号は径一・八mを測る大形の素掘り井戸で、下へ行くほど径が大きくなる鉢山町特有の形態を示す。御金蔵城の東端に近く、底まで五・二mを測り、深い。ここから墨書き木製品五点が出土した。

水溜二号は御金蔵の水溜に隣接し、一九×七・五mの長方形を呈し、勾配が急な池に近い大形の水溜である。当時の地表面からの堆積土は六層に大別でき、六一四m下の黒色砂質の焼土層から墨書き木製品七点が出土した。この水溜二号は黒色焼土層の上までしか調査しておらず、底までの調査は翌年度に予定しているため今後墨書き木製品が新たに出土する可能性が高い。

この井戸四号・水道二号からは墨書き木製品のほか、建築部材、箸・俎・漆塗器・漆塗鏡・下駄・足駄・曲物・行灯・提灯など多数の木製品が出土した。水分が多いめ遺物の保存状態は良好である。

鉛土坑は役所と御金蔵間の空地で検出した。径三・四一×二・八一田の精円形を呈し、深さ二一・〇一田を測る。疊混入の褐色土で覆われ、六九四下に鉛一七一枚が埋込まれていた。鉛は中央に目方の

刻印とその周囲に検査印が押捺されているが、刻印重量と測定重量には差があり、測定重量の方が、平均三・七貫重い。測定総重量は一七二枚で一八七四貫余になる。この鉛に混って重量と差出人を墨書した付札が一六枚出土した。頭部の両端に切込みがあり、下に数字を書いているので、「一枚」として鉛に縛り付したものと考えられる。「佐渡風土記」や「佐渡國略記」に享保三年（一七一八）に埋鉛七二四九貫五一匁を掘り出したが、「古代」から埋めてあった残りの一八七六貫八三匁は場所が分らず不明であったと記録されている。今回発見の鉛は一八七四貫二三三匁であり、享保の不明鉛の可能性が高い。

8 木簡の収文・内容

井戸四号

(1) 「寛永式拾年」

・「武州住正利作」

353×32×7 065

(1) は刻刀状で寛永一〇年（一六四三）の年紀があり、一七世紀前半であり、(4)(5)は佐渡奉行若林六郎左衛門政直（寛文二年一六六二）・寛文一〇年（在任）・曾根五郎兵衛吉正（寛文一〇年・延宝八年（一六八〇）在任）の名が墨書きされていることから一七世紀後半のものであろう。

(1)は祭祀用具か。(2)(3)は上部に釘穴が見えるので荷物につけた送付札であり、(4)は奉行名が多く書かれた落書、(5)は上部に切込みがあるので送付札と考えられる。

水道二号

(12) ・「○□□□□□□□□□□」
 - 「○□□□□□□□□□□○」
 □□□□□□□□○宮崎六左衛門」 145×25×8 011

(6)(7)は刀の柄であり、「二つ合せて一对となる。」(8)(9)は祭祀用具であろう。(10)は年貢米の俵に入れた中札である。夷村の平兵衛家は寛渡国略記」「佐渡年代記」によると、寛文四年に中使を名主に改称しているので一七世紀後半のものと考えたい。(11)(12)は上部に釘穴があり荷物に打ち付けた送付札である。

145×25×8 011

(6) 「○大和守則光作。」
 (7) 「○□□□□○。」
 (8) 「
 拔
 拔」

330×35×13 061
 330×35×13 061

鉛土坑

79×121×14 065

03 •「▽鉛 拾壹メ目入 十二」
 04 •「▽鉛 拾壹メ目入□八□」
 05 •「▽鉛 拾□□メ目□□□□□□」

139×23×7 032

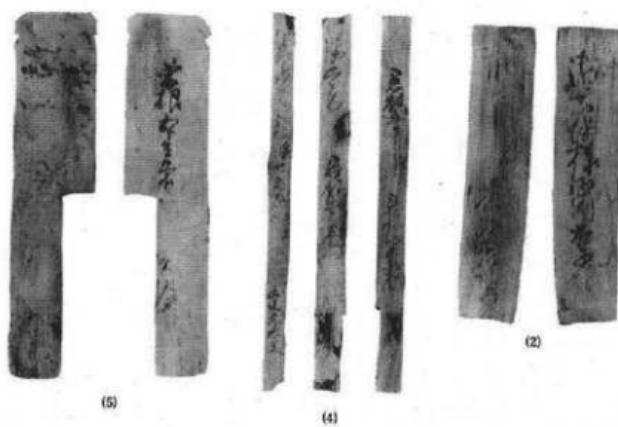
(9) 「拔拔」
 (10) 「辰納五斗入
 □□□□□」
 (11) 「夷村
 平兵衛」
 「○□□□□□□○」
 「○□□□□□□○」
 「
 宮崎六左衛門」

77×101×14 065
 112×40×2 011
 155×19×3 032

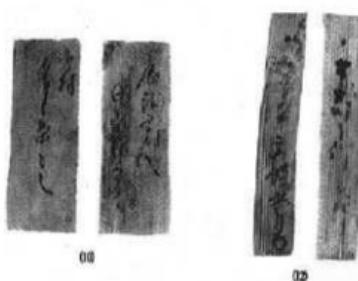
<140> 79×121×3 019

(10)	・「△鉛 拾老△田×	
(11)	・「△山	(87)×19×6 039
(12)	・「△鉛 +一メめ入□	
(13)	・「△山□	(113)×23×4 039
(14)	・「△鉛 +一メめ×	
(15)	・「△山□	(76)×20×4 039
(16)	・「△鉛 拾老△田□	(113)×20×5 039
(17)	・「△山□	(76)×20×4 039
(18)	・「△山□	(113)×23×4 039
(19)	・「△山□	(81)×25×5 019
(20)	・「△鉛 拾□	
(21)	・「△鉛拾老△田×	(66)×22×4 039
(22)	・「△拾老△□	(66)×22×4 039
(23)	・「△山□	(70)×19×8 039
(24)	・「△七□」 ・「△宮徳衛門」 ・「△山宮徳衛門」	(101)×121×3 019
(25)	・「△□貫目△六」 ・「△山宮徳衛門」	(87)×20×4 032
(26)	・「△□入□九」	(81)×25×5 019
(27)	・「△山宮徳衛門」	(113)×17×5 019
(28)	・「△□」	(94)×22×6 019
(29)	埋鉛と一緒に出土し、上部両端に切り込みがあるので、鉛に付けた送付札である。「佐渡國略記」に、享保三年に一部を掘り出し、寛永一八年に埋めた木札が出たと記録されているため、これも寛永一八年に埋めた鉛の一部で、一七世紀前半のものである。 (佐藤俊策)	

井戸四号



水道二号



船土坑



鳥取・桂見遺跡

かづみ

一八ヶ岳地区・堤谷東地区・堤谷西地区

所在地 鳥取市桂見

2 調査期間 一九九三年(平5)四月～一九九五年一月

3 発掘機関 島取県教育文化財団東部埋蔵文化財調査事務所

4 調査担当者 牧本哲雄・小谷修一・高垣陽子

5 遺跡の種類 遺物包含層・集落跡

6 造跡の年代 繩文時代中期～室町時代

7 進跡及び木簡出土遺構の概要

桂見遺跡は、鳥取市街地から西方へ約4km、湖山池南東の標高約2mの水田地帯及び丘陵裾部・谷部に位置する。一九九三年から県道整備事業に伴い、発掘調査が実施された。その結果、縄文時代後期の包含層で、ほぼ完形の丸木舟二艘、木製品、土器・石器が多く出土した。縄文時代前期においては砂州が発達し、その上面で

土坑が検出されている。弥生時代後期～古墳時代前期の包含層では、多量の建築材などからなる木器泊りが検出され、また、丘陵裾部では、弥生時代後期の竪穴住居が五棟検出されている。奈良～平安時代では丘陵裾部・谷部で建物跡、低地部で杭列・溝状遺構などが検出されている。この時期の出土遺物としては、木器が集中して出土した地点があるのが注意される。中世の包含層では、水田に伴うと考えられる杭列・溝状遺構などが検出されている。木簡は、九四年度調査の奈良～平安時代の包含層中から一点出土した。

8 木簡の状況・内容

(1) 「く米□□」

104×54×5 323

形状は、一端の左右に切り込みを入れ、他端を尖らせたもので完全である。表面及び側面は丁寧な削りにより平滑になっているが、裏面は削ったままで加工は施されていない。

9 関係文献

鳥取県教育文化財団「桂見遺跡～八ヶ岳地区・堤谷東地区・堤谷西地区～」(一九九六年)

(牧本哲雄)



島取・岩吉遺跡 (いわよし)



(鳥取北部・島取南部)

調査地内からの遺跡及び木簡出土遺構の概要

岩吉遺跡はJR島取駅の北西約三・五km、一級河川千代川によつて形成された鳥取平野のはば中央に位置し、これまで弥生時代から古墳時代にかけての大集落遺跡として知られており、その調査で遺跡の年代幅がさらに広がることとなつた。調査は中国電力の変電所建設に伴つて実施したもの

- | | |
|-----------------|-----------------------------|
| 1 所在地 | 鳥取市岩吉西上美田 |
| 2 調査期間 | 一九九五年(平7)四月~九月 |
| 3 発掘機関 | 財團鳥取市教育福祉振興会・鳥取市埋蔵文化財調査センター |
| 4 調査担当者 | 山田真宏・前田 均 |
| 5 遺跡の種類 | 自然流路・官衙関連施設 |
| 6 遺跡の年代 | 縄文時代晚期~平安時代 |
| 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要 | |

調査の結果、調査地のほとんどは千代川の氾濫移動が治まる頃の旧流路と考えられる七条の溝状遺構(SD-0-105・同-X・同-12、いずれも仮称)と滝り状落ち込み(SX-0-1、仮称)によって占められるが、微高地化傾向にある北東隅からは多くのピットや土坑が検出された。これらは調査地外へ続く建物遺構と考えられるが、その全容は未解明である。

調査地内からの遺物の出土量は多く、整理用コンテナで約一六〇箱を数える。主な出土物は旧流路と滝り状落ち込みで、内容としては八世紀末~一二世紀頃の土器類と木製品を中心とする。他に硯、羽口・竈・銅鏡・刀子・火打ち金なども出土した。これらのうち、主に須恵器の中から二七〇個体(さらに小片一〇〇点)以上の墨書き器が検出された。文字の多くは「草田」と記されているが、他に「草曹」「新殿」「奴殿」「高位」「□東」「田邊」「竹井」「楊原」「角」「好」「与」なども認められる。

また比較的良好な状態で出土した木製品として、人形・馬形・刀子形・煮串・糸巻・曲物・挽物・横橋・下駄・建築部材・木屑片などがある。このうち人形は、十数cm~1m弱を測り、正面から見た

で、調査面積は約二二〇〇m²である。事前の試掘調査では平安時代の墨書き器片が検出されており、「東南院文書」の記載などから、当時この辺りにあつたと考えられる東大寺領高庭庄園連施設の存在が推定された。

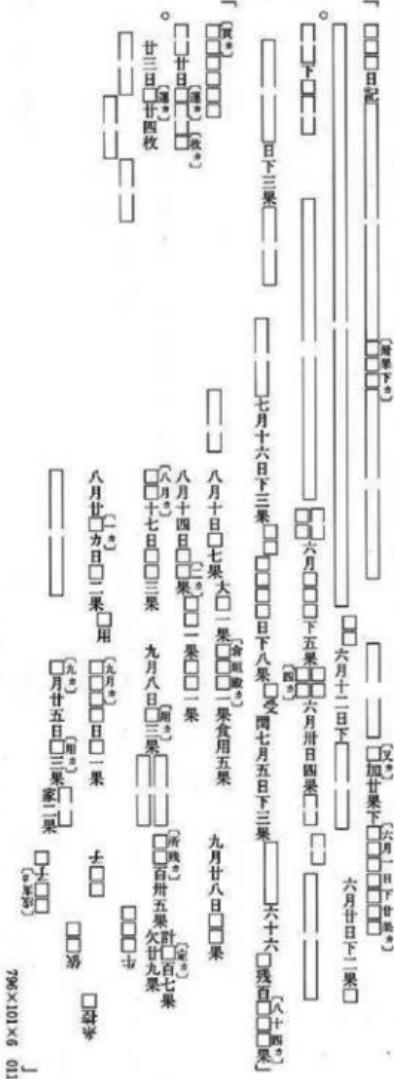
8 木簡の積文・内容

SD-X

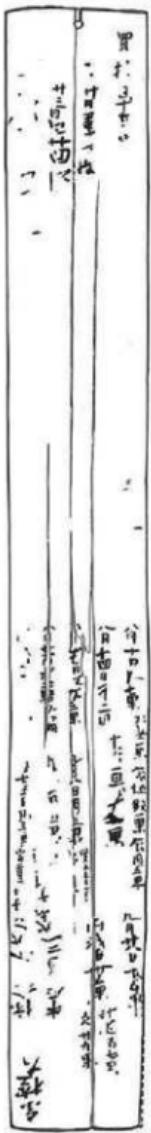
人を象ったもののはかに、側面から見たもの、あるいは鳥帽子を表現したものなどタイプも多様で、その数は一〇点を超える。その中には墨痕の認められるものもあり、うち一点には髪・顔・胸・着衣などがリアルに描かれている。

木簡も旧流路の SD-X と溜り状落ち込み(SX-O-I)から主に出土しており、前者から三点、後者から一〇点、その他六点の計一九点を数える。

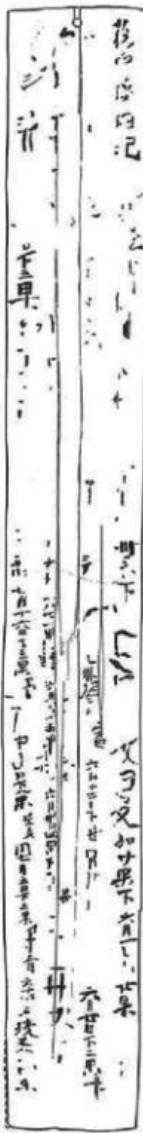
SX-O-I



796×101×91
111



(4)



(1)~(3) SD-X出土 S=1/2
(4) SX-01出土 S=1



•「 」出一升

•「 」

(162)×21.5×4 033

13



(曲物底板)

16×(44)×5.5 065

通體外

•「 」

•「 」

161.5×20×4 033

14



(188.5)×25.5×5 033

15



217×21×3.5 033

16



157.5×19×5 033

•「 」

•「 」

185.5×25×7.5 033

17



185×26.5×4.5 011

•「 」

•「 」

194×22×5 033

18



229.5×35×4 033

•「天長」年稅

•「 」

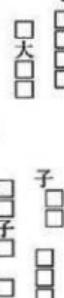
160×16×9 061

帳

(粗織繩)

(199.5)×23×4 061

19



(355.5)×(33.5)×5 061

•「 」

•「 」

197×20.5×4 033

•「 」

•「 」

高草都濃美鶴春米五斗白

□

(121)×(17)×6 061

•「 」

•「 」

「十一月十一日臨

□

(121)×(17)×6 061

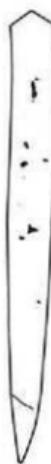
1995年出土の木簡



(8)

(6)

(5)



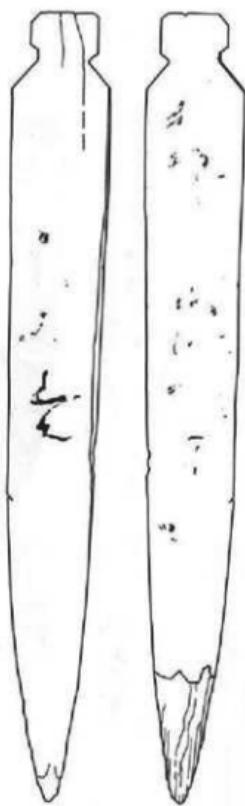
(11)

(5)-01 S X-01出土
 $S = \pm$

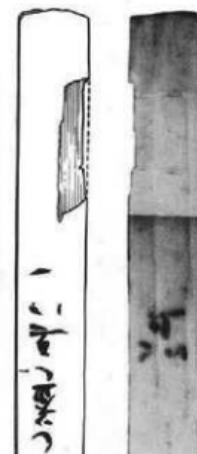
(9)

(10)

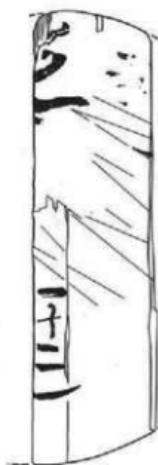
(7)



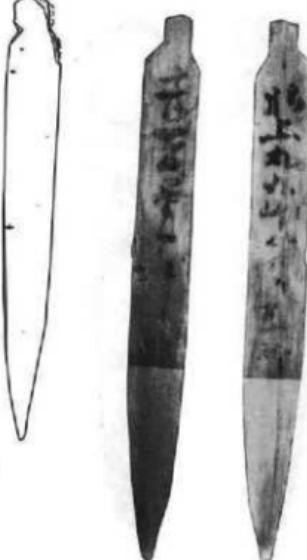
07
08
09-13 SX-01出土
(09-07) 遺器外出土
 $S = \frac{1}{2}$



09



12

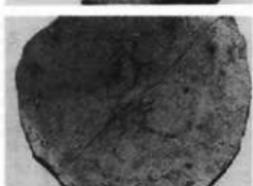
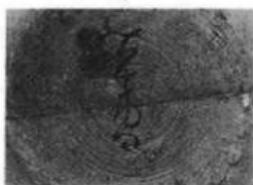


13

1995年出土の木簡



墨書き土器



(4)



(5)



(6)

遣橋外出土木簡
 $S = \frac{1}{2}$

これらのうち現状では(1)～(3)、(6)(1)(3)(4)(5)は判読できていないが、(5)(7)(8)(9)(12)(15)(19)は末關係の荷札と考えられる。このうち、(8)の「草田」は同時に大量に出土した墨書き土器の「草田」と同一で、「草田」の意味を考える上で貴重である。

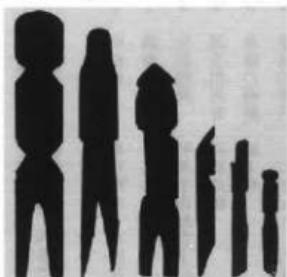
また、氏族名として(9)に「日下部」(24)に「服」がみえるが、延喜五年(905)東大寺因幡國高庭莊坪付注進状案(東南院文書第三種第二六卷、「大日本古文書」家わけ一八東大寺文書)に引かれる天平勝寶七年(755)圓注の高草郡北三条草尾里の治田主名に同様の氏族名を見いだすことができる。本遺跡は当時の草尾(田)里にあたると考えられるので、圓注の記載は木簡の年代より半世紀以上遡るもの、何らかの關係が想定される。さらに(9)は、郡無名の記載された木簡として注目される。ここには因幡國高草郡に属する「濃美」の郷名が記されているが、本遺跡は同郡内の布勢郷に属しているとみられ、その意味については検討中である。

(4)は何らかの物品の下給状況などを綴った長大木簡で、表は「果」を単位とする物品の下給状況を綴り、行にわたって六月から開七月まで書き綴いでいる。裏は三つの部分によって構成され、上段部に「枚」を単位とする物品について縦書き四行の記載がなされる。中段から下には、表の統計とも考えられる「果」を単位とする物品について縦書き五行、一部三段で八月から九月までを書き綴つており、こちらでは割書きで使用先配分と考えられる数の記載が認められ

る。なお三段目には残数と考えられる「百三十五果」が認められるが、その内訳と考えられる「計□百七果」と「欠廿九果」を足すと一二六となる。古代の役人も計算違いをしたのだろうか。さらに左下段面には天地逆で「糸接」が認められるが、日を追つて綴った他の記録とは異なり、その關係は不明である。このような内容と釘孔の存在から、この木簡は倉札のようなものであった可能性を考えられる。なお表の四行目には閏七月とあり同三行目には六月三〇日(即ち「大の月」とある。(9)には「天長二年」(八二五)の記載があり、この前後で両者の条件を満たす年は弘仁五年(八一四)と天長一〇年(八三三)だけである。(9)は通氣軸で、その「税帳」の記載は本調査地周辺に何らかの公的施設が存在した可能性を示す貴重な資料となつた。また「天長二年」の記載は、少なくとも本遺構(SX-10)が九世紀前半のものであることを示していると言えよう。(9)は習書木簡と考えられるが、腐蝕が著しく解説が困難であった。また、(9)はその内容からは性格までは把握できなかつた。なお未使用名のあるいは墨書きが削り取られてしまつたのか判断できなかつたが、○三三型式の荷札状木製品数点も本遺跡内から出土している。今回の報文はまだ遺物整理中のこともあり、その意味合いについては検討の余地があることを記しておきたい。

なお、木簡の解説・解釈にあたり奈良国立文化財研究所渡辺昇宏氏をはじめ史料調査室の方々のご教示をえた。

(山田真宏)



出土人形の一部



SD-X出土

SD-01出土

木簡研究第一六号

卷頭言

吉田孝

一九九三年出土の木簡

概要 平城宮跡 平城京跡右京二条三坊西坪 薬師寺旧境内 大安寺旧境内
 兴福寺旧境内 東大寺 阪腹阪口遺跡 藤原宮跡 藤原京跡右京九条
 四坊 犬馬京跡 定林寺北方遺跡 金剛寺遺跡 下茶屋遺跡 長岡京跡(1)
 長岡京跡(2) 平安京跡左京三条三坊十三町 大坂城跡(1) 大坂城跡(2) 大
 坂城下町跡 若江遺跡 西ノ辻遺跡 桃井遺跡(1) 桃井遺跡(2) 砂入遺跡
 布ヶ森遺跡 見藏岡遺跡 木梨 北浦遺跡 藤江別所遺跡 阿形遺跡
 伊勢寺遺跡 御殿 二之宮遺跡 東中筋跡 長崎遺跡 八幡前 若宮遺跡
 大宮遺跡 三堂遺跡 鹰田遺跡 大茂亥遺跡 杉崎庵寺 元能社寺田遺跡
 南A遺跡 安子島城跡 山王遺跡 今塙遺跡 私田橋跡 福井城跡 一乘
 谷朝倉氏遺跡 戸水大西遺跡 西念 南新保遺跡 八幡林遺跡 宮長竹ヶ
 畠遺跡 タチヨウ遺跡 円城寺前遺跡 古市遺跡 比山城下町遺跡 周
 防国麻跡 初瀬遺跡 船戸遺跡 ヘボノ木遺跡 原の辻遺跡

一九七七年以前出土の木簡(一六)

平城京跡左京一条三坊十五・十六坪

沖繩の呪符木簡

いまに息づく呪符 形代の習俗

文書木簡はいつ廃棄されるか

近世の覺の頭板について

史料紹介 近世の荷札木簡の一例

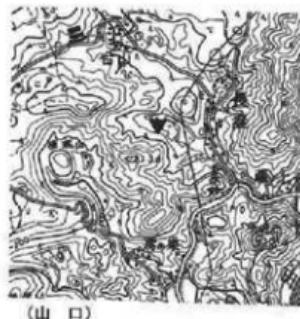
山里純一
奥野義雄
今泉隆雄
今津勝紀
鈴木景一

書報

領価 五五〇〇円 送料六〇〇円

山口・長登銅山跡

ながのぼり



(山 口)

- 1 所在地 山口県美祢郡美東町長登
- 2 調査期間 第Ⅱ期第4年次調査 一九九五年(平7)一二月
一九九六年三月
- 3 発掘機関 美東町教育委員会
- 4 調査担当者 池田善文・森田孝一
- 5 遺跡の種類 銅生産官衙
- 6 遺跡の年代 八世紀初頭～一世紀
- 7 遺跡及び木筒出土遺構の概要

長登銅山跡は、山口県のはば中央部の秋吉台国定公園の東南麓に位置する。石灰岩台地に花崗斑岩が貫入して、接触交代鉱床(スカルン鉱床)を形成せしめたもので、古代から昭和期にかかる大小二三ヵ所の遺跡群(採鉱跡、製錬跡)がある。このうち、長登集落から西方の大切谷一帯が古代の遺跡で、狹義

の長登銅山跡として発掘調査対象にしている。

調査は、一九八九年度から本格的な発掘を開始して、これまでに約10haの中に二五ヵ所の小規模な試掘坑を設け、製錬遺跡の範囲と旧地形を探ってきた。検出された遺構は、粘土採掘坑群、選鉱場跡、製錬所跡六ヵ所(炉跡六ヶ)、人工的な谷溝三などがあり、出土遺物には、官人や工人、雇夫などの使用した日常器物の須恵器、土師器、綠釉陶器、製塙土器、黒色土器などの外、多数の木筒(木簡研究)一三・一四で紹介)や木製品、鹿・猪の骨、骨製品、土鍛、鐵製品、動植物遺体、製錬関係遺物の炉壁片、羽口、要石、掘植、砥石、鉛石残片、からみ(流状・塊型)、木炭含塊状、円盤型の形態がある)などがある。

しかし、未だ建物遺構の検出に至っておらず、第Ⅲ期調査を一九九六年度から三年間の計画で継続中である。

一九九五年度の調査は、国庫補助事業としての重要な調査の第Ⅱ期第4年次にあたる。旧地形の把握を目的として、八世紀初期に開発されたであろうと推定される大切谷の谷頭にトレーン(大切川区3T)を設定して、谷の土層堆積状況の把握を行なった。この結果、東西に連なる大溝を検出し、溝堆積層の中から須恵器、土師器片、木製のザルや瓢箪、馬頭骨、木製品などとともに、「駿王野」「牙」などの墨書き器や木筒三点が出土した。

木筒は、地表下一メートル高さ五cm、標高一六五m前後のレベルにあり、

青灰色粘土層に属す。各々單体で出土し、西もしくは北側の上流から流入して堆積したと考えられる出土状況を呈し、(1)の木簡は裏面を上に、(2)は側面を上にして出土した。(3)は、一九九四年度に大切II C区4Tから出土した木簡であるが、II C区3Tの東に連なる大溝の下流にあたり、木簡(2)の出土地点から東二〇mの地点にあるので、今回ともに報告する。東西大溝の最下層である黄褐色砂層から「長神人」の画を表にして出土した。これらの木簡は、いずれも下面の墨痕の残存状況が良好であるので、廃棄当時の溝が開口して機能していたことが窺われる。時期は八世紀。

8 木簡の积文・内容

(1) 「
譲田マ万呂
十月九日」



(2) 「
下神マ小□廿二斤枚一
七月十日」



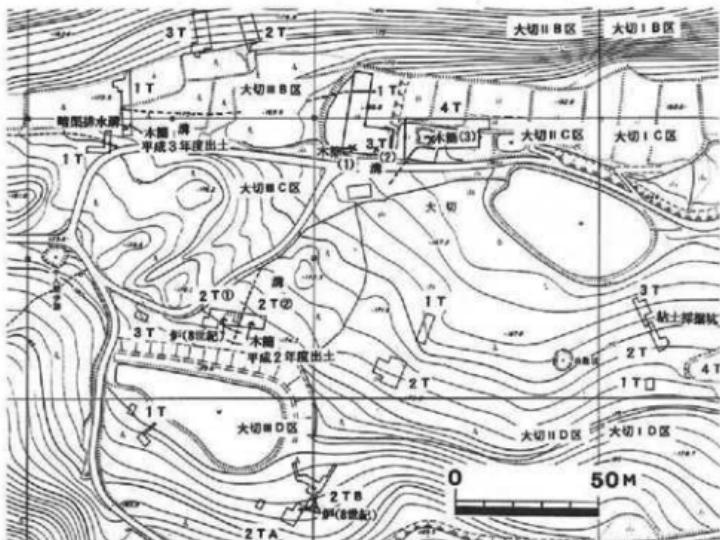
(3) 「
厚佐加三鳥額マ



(199)×(32)×4
150

169×53×4
230
233
235

(1)は雜木板目材。上下端部はキリオリ技法であるが、側面から斜交してキリを入れ若干の削り調整を施す。側面は削り調整で切り込



木簡出土地点

みはキリカキ技法、表裏面に削り調整がある。(2)は雜木板目材。下端部はキリオリ技法のまま、側面はキリワリのままで切り込みはキリオトシである。表面に若干の削り調整があり、中程に二次的な折れビビが入っている。裏面はほぼ未調整。(3)は杉の柾目材で、一側面にキリワリがあるが、他側面と上下端は二次的割損、折損である。表面に若干の削り調整があり、発掘時の傷痕が見られる。

(2)は、技術者工人の下神部が製鍛した銅の付で、銅二三斤を一枚にして七月十日に長登製銅官衙の長官に納入したものといえる。下神部の名前は、銅イオンの染みが著しく赤外線でも「小□□」としか判読できないが、今後の染み抜きと時間の経過によってより鮮明になる可能性がある。(1)も同様の木簡と把握でき、「額田マ万呂」が納入したもの。斤数は裏面に記載があったと推定されるが、墨痕が僅かに認められる程度で定かではない。ただ厚みが七mm前後を測り丈夫な作りであるので、従前の銅付札木簡と同類である。

なお、(2)の銅インゴットの重量は一枚平均一斤で、約五匁となり、一九九〇年に出土した同類の木簡は一枚平均三六一三八斤であるので、これに比べ単位量が非常に少ない。正倉院文書によると、熟銅の平均は四〇斤、未熟銅が三六斤、生銅一二斤となり、(2)は生銅の付の可能性が指摘できる。(1)(2)ともに提出月日が明確である点、従前の木簡には見られない新たな知見であるが、毎月一〇日前後が提出期限であったのかどうか、今後の課題となり得る。

(3)は、銅イオンなどの汚れが著しい部分があつたため、EDTA

二%溶液に約一週間浸し、その後は水道水で保存していたが、約六ヵ月後には全体の染みがきれいに取り除かれ、一部判然としなかつた文字が鮮明となり力を奏した。

木簡の処理方法に一考を促した木簡である。「厚佐」は地名で長門国の厚狭郡か厚狭郷を指したものと解せるが、「加」の意味が不詳である。「額マ」も地名とみると豊浦郡に額部郷がある。木簡の右側が割損していて、「三鳥」の文字が幾分小さいので、この右側に文字が併記された可能性もある。

三鳥と何かの品を加えたものか。「額マ」の下は損傷が著しく墨痕不明。裏面には、逆書きの「□□長神人□」が判読できるが、意味不詳。人名か職身分を表すものと考えられる。

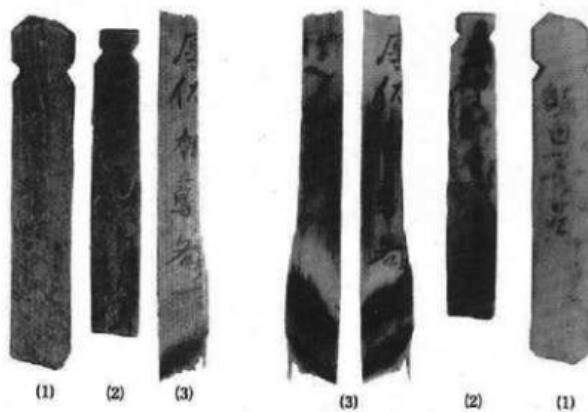
以上、銅生産関連の新たな資料を追加したが、長登銅山跡は雑誌調査中であり、一九九六年度の調査で更に多数の木簡出土が予測される。類例の増加や新知見が期待されるところである。

なお、木簡の釈義には、八木 充氏、佐藤 信氏のご教示を得た。

9 関係文献

美東町教育委員会「長登銅山跡」(一九九三年)

（池田善文）



木簡実測図

福岡・小倉城跡



(小倉)

北九州市および筑北九州市教育文化事業団埋蔵文化財調査室は、一九九〇年より継続的に小倉城跡の発掘調査を行なっている。このなかで、勝山公園地下駐車場

の建設に伴って調査した1区と2区から九点の木簡が出土した。

小倉城の築城に関して最も古く信憑性がある記録は、宗像神社置札にみられる、

水保一二年（一五六九）、中國毛利氏が小倉の津に平城

所在地 福岡県北九州市小倉北区城内

2 調査期間 一九九〇年（平2）一〇月～一九九一年三月

3 発掘機関 筑北九州市教育文化事業団埋蔵文化財調査室

4 調査担当者 谷口俊治・川上秀秋

5 遺跡の種類 城郭跡

6 遺跡の年代 慶文時代～江戸時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

北九州市および筑北九州市教育文化事業団埋蔵文化財調査室は、一九九〇年より継続的に小倉城跡の発掘調査を行なっている。このなかで、勝山公園地下駐車場

の建設に伴って調査した1区と2区から九点の木簡が出土した。

小倉城の築城に関して最も古く信憑性がある記録は、宗像神社置札にみられる、

水保一二年（一五六九）、中國毛利氏が小倉の津に平城

を築いたというもので、この時築かれた三号石垣を検出した。また、天正一四（一五八六）～五年の豊臣秀吉による島津平定後、豊前国金救・田川二郡六万石の大名として入城した毛利勝信（秀吉の臣下で旧名を森吉成という）によって築かれたのが一号・二号・四号～七号の石垣である。各石垣の根部には入り込んだ紫川の水が寄せていたと思われ、木簡はその泥質土から出土している。

木簡が出土した遺構とその年代は(1)(4)が1区三号石垣東側基部、(3)(9)が2区中世三号石垣南側基部腐植土から出土し、年代は水保一～二年～天正一五年と推定している。また、(2)(5)(6)(7)(8)は1区中世七号石垣東側基部暗青灰色砂礫層から出土し、天正一五年から細川忠興が小倉城の普請を行なう慶長七年（一六〇二）までの年代が考えられる。

8 木簡の积文・内容

(1) 「く枝養（花押）」

・「く□十人」

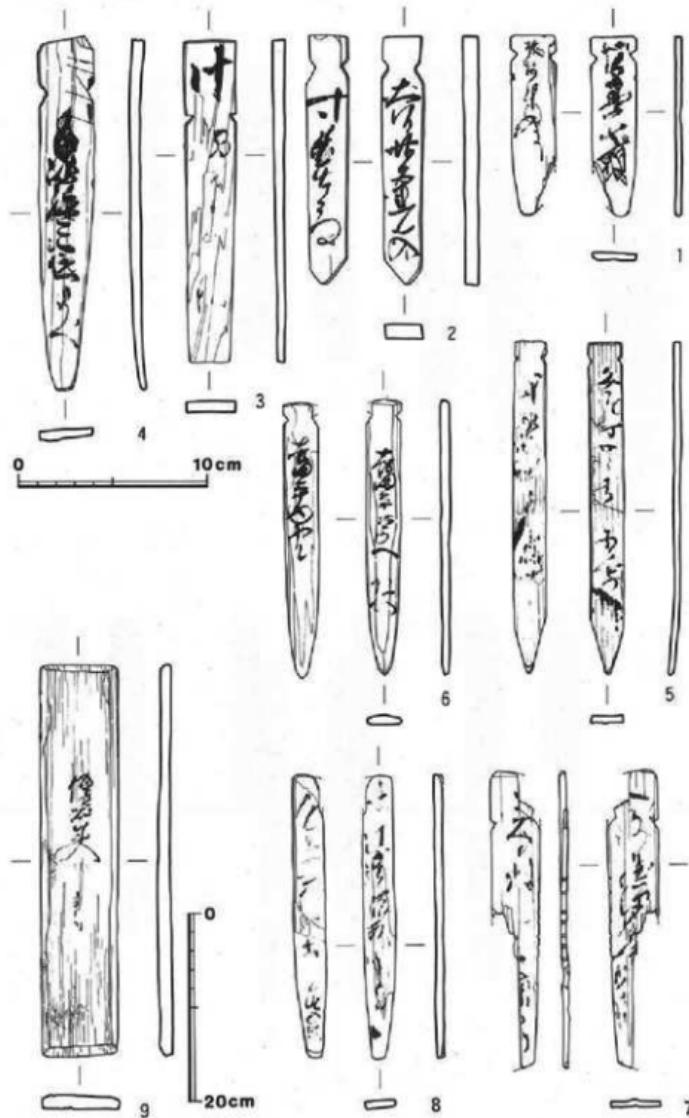
(2) 「く大いか廿五れん入り」

・「く寸善右工門尉」

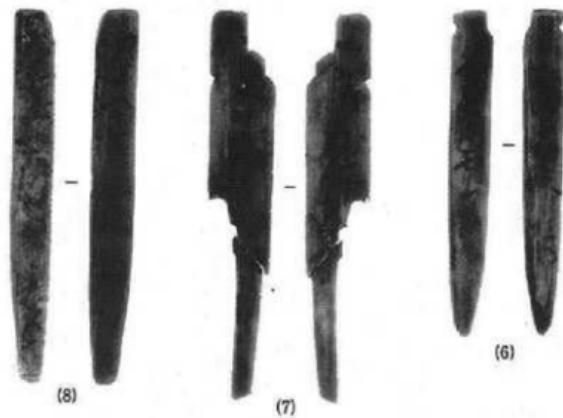
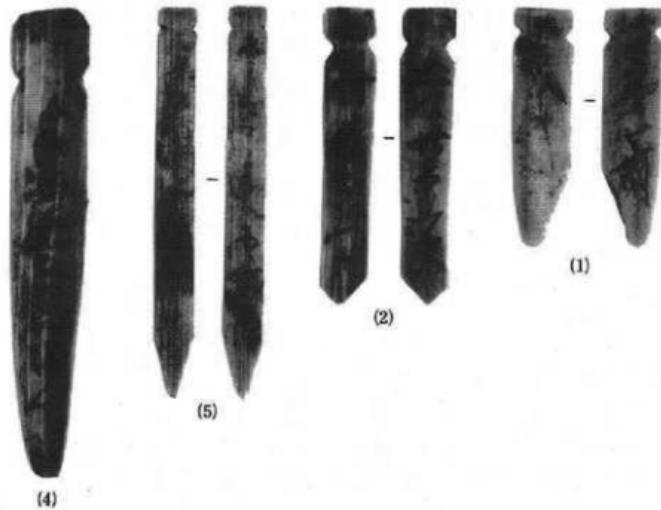
(3) 「く□□」

132×23×4 033

1995年出土の木簡



小倉城跡出土木簡実測図 (1~8は1/3、9は1/6)



小倉城跡出土木簡寫真

(4)	「 <u>手嶋孫三郎書あそく</u> 」	188×29×6 033	取りする。樹種はスギ。
(5)	・「 <u>文五郎右エ門</u> 」	177×18×4 033	
(6)	・「 <u>吉田平大夫</u> 」	147×18×5.5 033	
(7)	・「 <u>吉田平内</u> 」	138×26.5×3.5 033	
(8)	・「 <u>大かね</u> 」	157×17×4.5 051	
(9)	「 <u>住吉大明神</u> 」	417×84×15 011	

(3)は表面と裏面の上部に墨書きしきものが認められるが判読できない。樹種不明。(4)は裏面に墨書きはみられない。樹種はスギ。(5)は裏面にも墨書きの痕跡が認められるが判読できない。樹種はスギ。(6)は上部が少し欠損している。樹種はビノキ。(7)は中央部から二つに折れ、上部の一部と下部の縦半分が欠損する。樹種不明。(8)は両面に墨書きが認められるが判読できない。樹種はスギ。(9)は表の周縁を面

(谷口俊治)

会告
電子メールのアドレスについて

本会ではこのたび左記の通り電子メールのアドレスを登録いたしました。本会事務局への連絡、木簡出土情報の提供などにご利用下さい。

mokkan@nabunken.go.jp

福岡・大宰府条坊跡

東西南北に走る道路状遺構をふまえた新たな条坊復原案が提示されつつある。



(太宰府・甘木)

大宰府条坊跡は、古代、西海道を管轄した大宰府が置かれた大宰

府政府の南に広がる遺跡である。鏡山猛氏は、東西各一二坊、南北二条の都市区画がなされ、その範囲は大宰府政府を北の中心に据え、約二・六×二・四kmに及ぶとしている。これに基づき太宰府市教育委員会などが発掘調査を進めており、

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| 1 所在地 | 福岡県太宰府市朱雀 |
| 2 調査期間 | 第一六八次調査 一九九五年(平成7年)六月1~19 |
| 3 発掘機関 | 太宰府市教育委員会 |
| 4 調査担当者 | 井上信正・中島恒次郎・高橋 学 |
| 5 遺跡の種類 | 古代都市 |
| 6 遺跡の年代 | 弥生時代後期?~平安時代後期 |
| 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要 | |

調査では、七世紀末から一二世紀にかけて幾度となく整地事業が繰り返されている様子が確認された。最も古い遺構は弥生時代後期と考えられるもので、当期の自然流路やドングリなどの堅果類を貯蔵したとみられる土坑が検出されている。この面は七世紀末とみられる整地層に覆われ、この整地の上に八世紀の遺構が展開している。

遺物の出土量も多く、在地土器のはか畿内系土師器や肥後産須恵器などの各地の土器や国内外の陶磁器類をはじめ、和同開珎、石笛、漆器、木桶、青銅鏡など多種に及んでいます。

今回の最大の成果は、奈良～平安時代を通じて、南北に走る溝や横列、空閑地などがある間隔で検出されたことである。最近の大宰府条坊の発掘調査・研究で示された条坊復原案より推定すると、一坊内を東西にさらに二～三分割しているようである。これはすなわち居住空間を示すものと考えられ、これを一例として、今後条坊内における居住空間の復原が進められるものと期待される。

木簡が出土したのは、東西に走る道路状遺構の北に沿って掘削された一世纪末から二世纪初頭頃の廃棄土坑（条一六八SK四七五）である。直径約三田深さ一～二五mの大型土坑で、底部には葉や雜木など、植物遺存体で構成される有機物の層（廃棄土層）があり、その上は砂質系の土が堆積している。各層の堆積状況をみると、廃棄土層は、廃棄土坑として機能していた段階での開放状況下において、樹木の堆積とともに形成されたものと考えられ、その後土坑は、短期間のうちに自然堆積により埋没したものと解される。これからは、在地土器のほか陶磁器類が出土し、木製品については、今回報告の二点の木簡のはかに曲物などが出土している。

8 木簡の釈文・内容
二点とも、両面に墨書きされている。肉眼による観察でも墨痕を鮮

明に確認でき、遺存状態は良好であるが、文字の釈読にまで至らなかつた部分が多い。いずれも木札に落書きしたものとみられる。

(1) 桂馬香車歩兵

相口一ロ [月カ] [等カ]

・ □□□□ [舟カ]

(2) × (17) × 2 081

(8) × 13 × 1.5 081

(1)は、土坑下部の廃棄土層から出土した。極目材で材質は不明（杉または柏か）。細筆、太筆により二～三回異なる運筆がほどこされている。表には将棋の駒名を記す。この木札は駒として再利用される予定だった可能性も考えられるが、直接それを窺わせる痕跡はみられない。また、裏の第二字目は「邊」または「運」とみられる。なお、将棋に関連する平安時代後期の資料は、九州では出土とみられる。(2)については、土坑中位の茶灰色砂土層から出土した。板目材で材質は不明（杉または柏か）。当初は現況より幅広の板材であったようである。(1)と同様、細筆、太筆により二～三回異なる運筆がほどこされている。

なお、釈讀については八木充氏、倉住靖彦氏、平川南氏、東野治

之氏、佐藤信氏ほか多数の方にご教示いただいた。

(井上信正・中島恒次郎)



(1)



(2)

「千葉県の歴史 資料編 古代」の刊行

これは一九九一年から始まった千葉県史編纂事業の最初の成果として刊行された、資料編二巻、別編一巻、自然誌一巻のうちの一巻である。房總三国に関わる文献史料を神話・伝承の分野から治承三年（一一七九）まで編年で収めるほか、木簡、正倉院調庸綱施布墨書銘文、楊守敬本「符門記」（写真鹿）などを収載する。そのほか、別冊として「出土文字資料集成」があり、墨書き器や文字瓦などの出土文字資料を集成していることが特筆される。他県に例を見ないほど大量に出土している墨書き器を一覧できるようになつたことは大きな成果であろう。なお、市原市の市原条里制遺跡出土木簡（本誌二三号所取）は別冊ではなく本文に収録されている点を付言しておきたい。

助千葉県史料研究財團編集、千葉県発行、一九九六年三月刊
A4判、本文六一二頁、図版九八頁、別冊四〇〇頁
額価五四〇〇円、送料四六〇円

問い合わせ

千葉県史頒布会 TEL 043-1327-7551

福岡・呉服町遺跡

ふくまち
こふくまち



(久留米)

- 1 所在地 福岡県久留米市城南町
- 2 調査期間 一九九五年（平成7年）四～六月
- 3 発掘機関 久留米市教育委員会
- 4 調査担当者 大石 昇
- 5 遺跡の種類 城下町
- 6 遺跡の年代 一七世紀～一八世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

呉服町遺跡は、久留米市街の中心部に位置し、久留米市役所・裁判所・法務局などが集中する官庁街の西端部にある。

本格的な久留米城下町の

建設は、元和七年（1621年）に有馬豊氏が筑後北半の大名として久留米城を居城としたことに始まり、寛永年間（1624～44年）には完成した城郭の建設とともに進められてきたものである。久留米城外郭の南面

に広がる町屋地区は城下町の中心地区にあたり、呉服町はその一角に位置する。西側は魚屋町、北側は両替町である。標高は地山検出面で約7.2mを測る。

調査地点は呉服町と魚屋町さらには両替町の町境にあたり、ともに屋敷地の裏庭部分に相当することが判明した。

調査の結果、土坑・井戸・町境の溝・池状遺構・瓦敷遺構・便所・犬の埋葬・建物の柱などが検出されている。出土遺物は近世陶磁器をはじめ、輸入陶磁器・土器・瓦質土器・瓦・土製品・木製品・石製品・金属製品・錢貨・動植物の遺体など多岐にわたっている。

木簡は、土坑のSK二より一三点、SK三より三点、SK五六より一点、SK五七より四点、池状遺構のSK五より一点、井戸のSE五八より一点の合計三三点が出土している。特に、SK二出土の護摩札は正保三年（1646年）とあり、紀年銘資料として、遺構の年代を知る上でも貴重な存在である。なお、SK二は呉服町に位置し、東西三・四m南北一・六m深さ約1mを測る椭円形の廐棄土坑。SK三はSK二の東隣に位置する浅い椭円形土坑で、SK二と同時期。SK五七は魚屋町に位置する長方形の土坑で、北西部で重複する蓋掘りの井戸SE五八を切る。一七世紀前半。SK五は両替町との町境に位置する長大な長方形の池状遺構で、東西八・九m南北四・五m以上深さ一・三mの規模。一六世紀末から一七世紀前半の陶磁器が出土している。

SK-II

(4) 「亥ノ十二月七日 庄鷗門
○布や□十^{タカ}𠙴つ^{タツ} 七左衛門□
○子ノ四月切 式分半」

(全面ヲ×印テ抹消)

(1) 「正保三年 高野山
□奉修不動明王謹摩供長日息災増福祈所」

三月吉日 □明院 675×114×7 011

」

SK-III

(5) 「卯ノ二月廿五日 田ノ中少吉
○布子老^{タチ}□村三左衛門
○小布子老^{タチ} 七月切 式分半」

151×34×4 011

(2) 「四月廿一日 城内
七匁^{タス}八右衛門
あわせ老^{タチ} 七月切」

175×29×3 011

十月□日 □□□

(6) 「卯ノ二月廿五日 少吉
○布子老^{タチ}□村三左衛門
○布子老^{タチ} 卯ノ十月内」

171×33×5 011

SK-VII

・「^レ七九ノ内」

・「^レ大六十ツ、ミ入」

144×27×4 032

SK-VI

(3) 「六月一日 舞かへ町
三匁^{タス}□右衛門
布子老^{タチ} 七月切」

169×42×5 011

月廿日 □

(3)

(全面ヲ×印テ抹消)
(全面ヲ×印テ抹消)

(7) 「^レ善市郎殿 久^{タカ}や
まいる 長兵衛」

204×35×3 032

」

御□□金くわん熊本より」



(3)



(4)



(2)



(1)

(1)~(4) SK2 出土

(5) SK3 出土

(1) $S = \frac{1}{2}$

(2)~(5) $S = \frac{1}{2}$

(5)

・「く△筑後久留米魚屋六兵衛□」

・「く志やけ 武百八拾匁人」

・「く光行村□□□」

・「く○百八拾入」

・「くす」

・「くち米」

・「く□や□中」

・「く村一右衛門」

・「く□□□門」

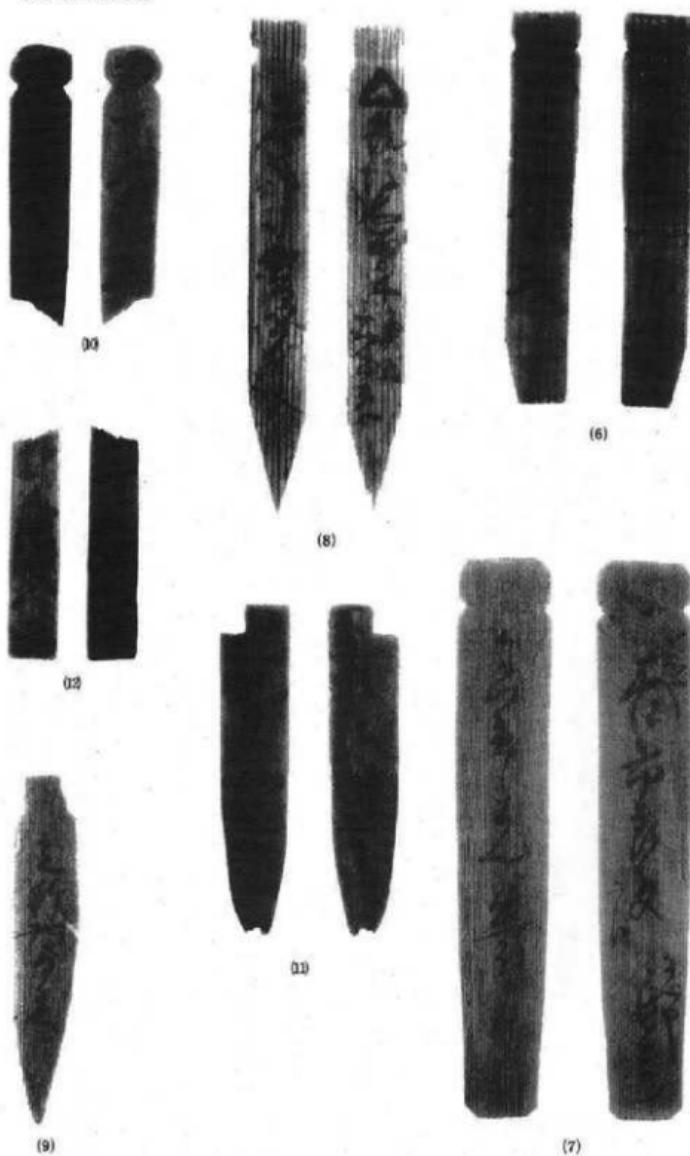
・「く□□□中」

七匁で四月から一〇月まで質に入れた際、作製されたものと判断している。「十月□四日」の下は三字程判読できない部分があるが、(3)(4)から類推すれば、「武分半」つまり二・五%の利子の記載がある部分であろう。

(3)は両面に記載がある。この木簡は四カ所に小孔が認められるが、頂部の一孔が木簡製作の段階で穿たれたもので、下部の三孔は木簡として利用される以前からあつたものと考えている。「岡かへ町」は両替町で、当遺跡の北・東側に接して拡がる町人居住区、「京くま」は京隈で、この地は武家居住地である。内容的には(2)と同様の木簡であるが、両面とも×印が入っていることから、役割終了の確認のための×印と判断した。

(4)は小板材の木簡への再利用である。内容は(2)(3)と同じであるが、十二支による年の記載があることが注目される。同一遺構から正保三年の譲摩札の出土があるので、亥年は正保四年か万治二年(一六五八)の可能性が大きい。「庄鷄」は久留米城下の南端付近、「田ノ中」は西久留米村の一部に当たり、修驗(山伏)が集住した地区である。木簡は庄鷄七右衛門の部分に×印が入ることから、この部分の役割終了後、裏面に田ノ中少吉の部分が記載されたものであろう。表に「子ノ四月初」裏に「五月九日」とあることから、表の記載が抹消され直ぐに裏面が書かれた可能性が大きい。こう理解できならば、この木簡は一二月に作製され、翌年七月過ぎには廃棄さ

1995年出土の木簡



れだと判断されるものである。

(5)はSK三の出土である。これも(2)~(4)と同内容を持つ。利息に相当する記載がないが、当初からなかつたのか、消失したのかは判断できない。

(2)~(5)の四点は「布子」「あわせ」など衣料関係の木簡である。衣服を担保とした質札として理解したが、他の品物を担保とした木簡の出土がないことから、質屋というよりも衣服関係を取り扱う商人の存在を示すと考えている。呉服町は文献では知られていたが、今回の衣料関係の木簡は、この町の具体的な職業を初めて示す史料となつた。さらに、呉服町という町に、高級呉服ではなく古着を扱う商人の存在を浮かびあがらせるものである。

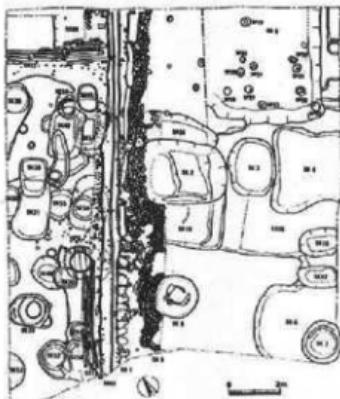
(6)はSK五七からの出土。ほぼ完形の○三二型式木簡である。付札であるが、品物名については不明である。

(7)~(12)はSX五からの出土である。(7)は○三一型式の付札で、基部の両端を面取りしている。(8)は久留米魚屋六兵衛宛てに鮭を送った際の付札である。(9)は頂部の両切込みが欠損したものと判断される○三三型式の木簡である。「光行村」とは久留米藩領の御井郡の農村名である。(10)は○三九型式の木簡である。「す」とあるから酢に付けられた付札であろう。(11)は「もち米」の記載がある付札で、頂部に筋状の切り込みが認められるが、本来は○五一型式であろう。(12)は頭部を欠損する木簡で、人名を確かめ得るのみ。裏面はかろう

じて墨が残る程度で、判読は困難である。

SX二の木簡の場合、板の再利用であるのに対し、このSX五出土の木簡は形や板も選ばれて整った木簡が大半で、ほとんどが付札の機能を持つものである。この構造は、SK二より古い時期で、池通した側面は鮮明ではない。他の地域から移入された品物の付札といふ性格が窺えるのが特色と言えよう。

(大石 畏・古賀正美、写真 国井正隆)



呉服町遺跡遺構配置図

福岡・松崎遺跡

九三年度に福岡県甘木土木事務所と福岡県甘木農林事務所の委託により、国・県の補助を受けて実施された。調査面積は、合わせて一万四三〇〇m²を測る。

1 所在地	福岡県朝倉郡夜須町大字吹田
2 調査期間	一九九三年(平成5)八月1—一九九四年一月
3 発掘機関	夜須町教育委員会
4 調査担当者	石井扶美子
5 遺跡の種類	集落跡
6 遺跡の年代	六世紀—十世紀
7 遺跡及び木簡出土遺構の概要	

松崎遺跡は祇上岳(標高四九六・五四)から派生する丘陵の東縁部に位置し、標高四〇〇m前後を測る。遺跡の西側丘陵は古墳群の所在(吹田古墳群)と櫛状墓や石棺墓の埋蔵が確認されている。また、東側では約一〇〇mの谷を隔てて弥生池遺構などが検出されている(鶴利遺跡)。松崎遺跡の調査は、県道改良工事と県営ほ場整備事業として一九

遺構は、堅穴住居四〇棟、掘立柱建物三一棟とともに溝や土坑が検出された。建物は二間×二間が主である。主軸方向には若干のズレが生じる。溝はほとんどが削平されており、全晉の不明瞭なものも多く見られるものの、建物群を囲むように延びる溝も認められた。部分的な検出ではあるが、幅約一六m深さ一・五〇m前後を測る大溝もあり多量の遺物が出土した。また、墨書き土器や灯明皿・越州窯系の碗や壺などを有する土坑なども検出され、集落遺跡以外の性格を検討する必要がある。

遺物は整理用コンテナに約二七〇箱ほど出土しているが、そのうちの約一七〇箱は大溝からの出土である。木簡が出土したのも大溝からである。大溝の西側に集落が検出され、これらの集落から流れ込んだと思われる八世紀末から一〇世紀にかけての遺物が多量に出土した。それらの中には、木簡のほかに多量の墨書き土器・灯明皿・綠釉陶器・越州窯系磁器・円面鏡・風字鏡・転用鏡・瓦・石製品、漆器などを含めた木製品、銅製の鎗頭(鉤頭)や石帶(丸綱)がある。特に墨書き土器は、「當」が最も多く認められ、このほか「生」「万年」「南」「東」など、七〇点を越える。また、大溝西側で検出された集落は古墳時代の集落も重複していることから、六世紀から

七世紀末の須恵器・土師器などもかなりの量で出土している。

一般の集落とは考えられないような遺物が大量に出土したことからも、将来的には隣接する丘陵などを含めてこの松崎遺跡の持つ性格について詳しく再検討する必要がある。

8 木簡の釁文・内容

(1)



〔大
麥
兩
カ〕



0

5 cm

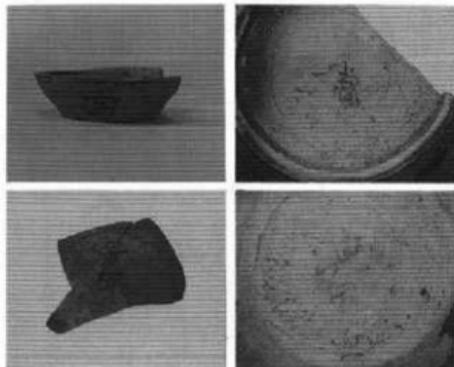
(2) × (3) × 5 (8)

大溝最下層より出土したが、著しく欠損しているうえに判読も困難であり、木簡の持つ意味・性格などは不明である。木簡の時期は、大溝からの出土であり断定できないが、出土土器などから八世紀末もしくは九世紀初頭と考える。

9 関係文献

夜須町教育委員会「松崎遺跡Ⅰ」(一九九三年)
同「松崎遺跡Ⅱ」(一九九六年)

(石井扶美子)



木簡研究 第一七号

卷四百

佐藤宗詳

一九九四年出土の木簡

概要 平城宮跡 平城京跡左京三条一坊十二坪 平城京跡 平城京跡左京

七条一坊十六坪 東大寺 奈良女子大学構内遺跡 高安城間連跡 藤原

宮跡 藤原京跡左京七条一坊東南坪 藤原京跡左京十二条三坊 長岡京跡

(1) 長岡京跡(2) 長岡京跡(3) 平安京跡左京四条一坊二町 平安京跡左京

八条三坊十四町 平安京跡右京八条二坊二町 慈照寺境内 寺坊山遺跡群

大坂城跡 狩伏跡 見藏岡遺跡 有原原・田中遺跡 梶子北邊跡 曲金

北遺跡 伊勢遺跡 鶴余町駅北口遺跡 宮町遺跡 南橋城遺跡 菅田目条

里諸跡 矢玉遺跡 山王遺跡 大坪遺跡 中尊寺境内金剛院 花立日遺跡

志羅山遺跡 福井城跡 大友西遺跡 石名田木舟遺跡(1) 石名田木舟遺跡

(2) 北高木遺跡 水橋荒町遺跡 山木戸遺跡 上都遺跡 陰田小豆田遺跡

米子城跡七遺跡 三田谷工遺跡 吉川元春館跡 田村遺跡群 鶴川城跡

中園遺跡三区

一九七七年以前出土の木簡(一七)

平城京跡左京三条一坊六坪

新潟特別研究集会の記録

楓山 明

新潟特別研究集会のための一

国史跡指定答申なった八幡林官衙遺跡・小林昌一、八幡林遺跡の時代的変遷・田中 熊、古代越後平野の環境・交通・官衙・坂井秀英、封城木簡考

・佐藤 信、八幡林遺跡木簡と地方官衙論・平川 南、討論のまとめ
書評 鬼頭清明著「古代木簡の基礎的研究」

叢報

頃値

五五〇〇円

送料六〇〇円

木簡研究第一五号

卷頭言

早川 庄八

一九九二年出土の木簡

概要 平城京跡 平城京左京三条三坊三坪 平城京右京三条二坊三坪
藤原宮跡 藤原京右京五条西坊 丹切遺跡 長岡京跡(1) 長岡
京跡(2) 中海道遺跡 勝龍寺遺跡 平安京跡・旧二条城跡 烏羽羅
宮跡 大坂城跡 大坂城下町跡 高達東遺跡 平野環濠都市遺跡
楠附遺跡 比狹遺跡(内田地区) 鴨田遺跡 六大B遺跡 安養寺
跡 宮の西遺跡 赤堀城跡 瓢子遺跡 城之内遺跡 二本柳遺跡
二之宮宮東遺跡 安養寺森西遺跡 世良田調訪下遺跡 小茶円遺跡
番匠地遺跡 瑞嚴寺境内遺跡 八幡林遺跡 神ノ前遺跡 馬場大神
殿遺跡 乾波跡 宮永ほじ川遺跡 北高木遺跡 山崎遺跡 中島田
遺跡 久米庄田森元遺跡 親世音寺跡(南門跡) 駒道遺跡 城原
三本谷南遺跡 妻北小学校敷地内遺跡

一九七七年以前出土の木簡(一五)

一 乗谷朝倉氏遺跡(第九次) 長岡吉跡(宮第三一・三三三次)

国・都の行政と木簡

草戸千軒町遺跡(第五・六・八次)
—「國府跡」出土木簡の検討を中心として 加藤 友康
京都府相楽郡木津町鹿背山郷の依上札 田中淳一郎

叢書

価値 四五〇〇円 選科六〇〇円

一九七七年以前出土の木簡（一八）

長野・塩田城跡しおだじょう



（坂城）

- 1 所在地 長野県上田市大字東前山
- 2 調査期間 一九七五年（昭50）七月—一九七七年九月
- 3 発掘機関 上田市教育委員会
- 4 調査担当者 黒坂周平・川上 元
- 5 遺跡の種類 城館跡
- 6 遺跡の年代 一六世紀
前半
- 7 遺跡及び木簡出土遺構 の概要

塩田城跡は、上田市の南に展開する塩田平のほぼ中央にそびえる独鈷山の一支脈である弘法山北山麓に所在し、塩田平を一望できる

位置にある。山麓の斜面には二〇数段に及ぶ大小の段郭（平垣面）が構築され、北眼下の東前山集落一帯を城下町とした広大な城館跡が想定されて、一九七〇年に県史跡に指定された。

歴史的には、建治三年（一二七七）、鎌倉幕府の重臣であった北条義政が信濃に入り、その子国時・孫俊時の三代約六〇年間にわたりて、この地に居を構え、塩田平の政治・文化の中心となつた場所として知られる（塩田北条氏の居館推定地は、城跡北側に位置する東前山集落内の「竹ノ内」地蔵が有力である）。しかし鎌倉幕府滅亡時に、塩田北条氏は一族を率いて鎌倉に馳せ参じ、幕府と運命をともにしたため、ここは東信濃に勢力のあった村上氏の支配下となり、その重臣福沢氏が長年統治した。また、天文二二年（一五五三）には甲斐の武田氏の侵攻によつて落城し、信玄がこれを信濃絆略の拠点とした時期もある。

塩田城跡周辺で、特に薬用人參栽培が盛んとなり、深耕による遺跡の破壊が予想される事態となつたため、上田市教育委員会では、国・県の補助を得て一九七五年度から一九七七年度にわたつて発掘調査を実施した。それ以前にも一九六七年から数度にわたる調査が



行なわれ、中腹の石積みで開む「虎の口跡」や内堀地籍にある「空堀跡」などの遺構が部分的に確認されていた。なお、一九七五年度から調査地点は、下方の東前山集落から数えて一四段目（途中の空堀からは四段目）にあたる段界の平坦面である。

三ヵ年にわたって実施した調査では、礎石建物二棟・溝・敷石遺構・土坑などの中世遺構が検出され、あわせて皿・内耳鉢などの土器質土器、珠洲系土器の甕、常滑系大甕・瀬戸系天目茶碗などの陶器類、さらに青磁・白磁・青花などの舶載磁器類、銅錢・弁・小柄・刀子・銅錫・鍔・鉄釘などの金属製品、硯・砥石・石臼などの石製品、また猪・曲物・将棋の駒・人形・箸状木製品・建築部材などの木製品類など多くの遺物も確認された。

出土遺物のうち、とくに大陸から渡来した磁器類や常滑系・瀬戸系陶器類を、一六世紀前半頃の資料と推定したため、当初予測した

行倉期より新しい時期にかかる遺構であるとの結論に達した。しかし、検出された礎石建物二棟や他の遺構の性格は明らかにできなかつた。将棋の駒は、西側の五間×五間（九尺×九・九尺）の礎石建物中央側の礎石外側から出土した。

8 木簡の篆文・内容

(1) 「角行」

・「竜馬」

11×32×5 (2)

材質はヒノキ材とみられる。駒の表面に「角行」の墨書きがあるが、「行」の部分の腐食がはげしい。また、駒の進む方向を示すとみられる「印」も肩部に墨書きされている。

裏面には「竜馬」の墨書きがある。このうち「馬」の文字も腐食により明瞭でない。ただ一点のみの将棋の駒であるが、類例は福井県一乗谷朝倉氏遺跡の出土遺物などにみられる。

9 関係文献

上田市教育委員会「塙田城跡 第一次・第三次発掘調査概報」
(一九七六年一九七八年)

(川上 元)

木簡学会会則

- 第一条 本会は木簡学会と称する。
- 第二条 本会の事務所は奈良県内に置く。
- 第三条 本会は木簡に関する情報を蒐集・整理し、木簡そのものについての研究・保存を推進するとともに、その成果の普及をはかり、史料としての活用に資することを目的とする。
- 第四条 本会は前条の目的を達成するため、つきの事業を行つ。
- 1 木簡に関する情報の蒐集および整理
 - 2 研究集会の開催
 - 3 会誌「木簡研究」その他の刊行
 - 4 発掘調査組織、その他関連する学会・機関との連絡および協力
 - 5 その他前条の目的を達成するために必要な事業
- 第五条 本会の趣旨に賛同する個人および団体は会員になることができる。
- 二 本会に入会しようとする場合は、会員二名の推薦を必要とし、委員会の承認を得なければならぬ。ただし団体については、会員の推薦は必要としない。
- 三 会員は所定の会費を納入しなければならない。会費の額は総会において決定する。
- 四 会員は総会における議決権を有し、会誌の配布をうけ、そ
- 五 会員に本会の目的の遂行をさまたげる行為のあった場合には、委員会はこれを除名することができる。
- 第六条 本会は次の役員をおく。
- 1 会長一名
 - 2 副会長二名
 - 3 委員若干名
 - 4 監事二名
- 第七条 委員・監事は総会において選出され、任期は二年とする。ただし再任はさまたげない。
- 二 委員は委員会を組織し、会則にもとづき会務を処理する。
 - 三 会長および副会長は、委員会の互選による。会長は本会を代表し、会務を統括する。副会長は会長を補佐する。
- 四 監事は会計および会務の執行を監査する。
- 第八条 本会は毎年一回総会を開く。
- 第九条 本会の経費は会費および寄付金等をもってて、総会において会計報告を行うものとする。
- 第十条 この会則の変更は総会において議決するものとする。
- 第十二条 委員会は会務運営のため、幹事若干名を委嘱し、また細則を定めることができる。

(一九七九年三月三十一日制定 一九九五年十一月一日改正)

集 報

第一七回総会および研究集会

本簡学会第一七回総会と研究集会は、一九九五年（二月二日、三日）の両日、平城宮跡資料館講堂において、会員約六〇名が参加して開催された。会場には、ノヴゴロド白樺文書、藤原宮七一一三・七五一一三・七九次、平城京二五二・二五三次、二条大路、平城宮一二五九次、飛鳥京一三一次、墨代遺跡の木簡が展示された（写真展示を含む）。

◇二月二日（土）（午後一時～六時）

第一七回総会（議長 加藤友康氏）

狩野久会長が開会の挨拶を行ない、統いて議事に入った。

会務報告（鈴野和己委員）

会員数（新入会員一九名、退会者三名、現在三〇一名、一九九六年度新入会承認七名、幹事の交替などについて報告があった。

編集報告（柴原永遠男委員）

「木簡研究」一七号の編集過程が報告され、本号から活版印刷をやめ、図版以外は全面的にオフセット印刷に踏み切った旨報告があ

つた。会誌代については、委員会で五五〇〇円としたことが報告された。

会計・監査報告（綾村宏委員・若山晴生監事）

綾村委員から一九九四年度の会計決算報告が行なわれ、若山監事から会計が適正に運営されている旨報告があった。その後、綾村委員から一九九六年度予算案の説明がなされた。

以上の案件につき、異議なく承認された。

会則改正提案（鈴野和己委員）

個人会員に加えて、団体会員制を導入したい旨提案があった。それに伴い、会則第五条第一項・第二項の改正案が示された（本誌一九六頁掲載会則及び三〇頁掲載会告参照）。本改正案についても、異議なく了承された。

研究集会（司会 荣原永遼男氏）

ノヴゴロドの白樺文書

飛鳥京跡第一三一次調査出土木簡

B・J・ヤニン氏
鶴見泰寿氏
和田恭氏

ヤニン氏の報告に入る前に、松木栄三氏から同氏の紹介、白樺文書の概略について説明があった。

ヤニン氏の報告は、三浦清美氏の通訳で行なわれた。白樺文書の内容や筆記具等出土品との関係などが述べられ、討論では日本の木簡との比較など活発に議論された。報告内容は本号に掲載できた。

鶴見報告は、前記遺跡の検出遺構及び木簡の出土状況、和田報告

は木簡の内容に関するものであった。

研究集会終了後、同会場で懇親会が行なわれた。

◇一二月三日（日）（午前九時～午後三時三〇分）

研究集会（司会 錦田元一氏）

一九九五年全国出土木簡概要

長野県屋代遺跡群と出土木簡

古尾谷知浩氏

寺内謙夫氏
福島正樹氏

水沢教子氏

寺内謙夫氏

福島正樹氏

水沢教子氏

古尾谷報告は、一九九五年に木簡が出土した全国六四遺跡の概要と木簡の内容について説明したものであるが、その多くは本号に掲載できた。

寺内報告は屋代遺跡群の概要、福島報告は木簡の内容とその特徴、水沢報告は木簡の形状や製作技法について行なわれた。

昼休みに、平城宮第一次朝堂院東第六堂の発掘現場を見学し、午後は両日の報告に関する討論が行なわれ、町田章副会長の挨拶で閉会した。

委員会報告

◇一九九五年一二月一日（土）於奈良国立文化財研究所

総会に先立って、会務報告、会誌一七号の編集報告と頒布、一九

九六年度予算案、第一七回総会・研究集会の運営などについて検討

が行なわれた。

◇一九九六年六月七日（金）於奈良国立文化財研究所

幹事の委嘱（山下信一郎氏）、一九九五年度決算報告及び監査報告、会誌一八号の編集計画について報告がなされ、編集担当には錦田元一委員と古尾谷知浩幹事があたることとした。これらの案件はそれぞれ承認された。新入会申込み状況について報告があり、第一回総会・研究集会について、日程・報告内容が検討された。また会員名簿を作成することが了承された。その他、特別研究集会、創立二〇周年事業について意見が交換された。

◇一九九六年一〇月一八日（金）於奈良国立文化財研究所

幹事の委嘱（西村さとみ氏、吉川敏子氏）、会誌一八号の編集経過報告があり、第一八回総会・研究集会の日程・内容が検討され、それぞれ了承された。委員の改選、委員会体制の強化について議論され、次回委員会で検討することになった。前回報告があつた九名・二団体について入会が承認されたが、出席委員が少ないので次回委員会で再確認することになった。封緘木簡に新型式番号を採用することになった（凡例参照）。その他会員名簿、特別研究集会、二〇周年記念事業などについて話し合われた。

（鶴見謙周）

PROCEEDINGS OF JAPANESE SOCIETY
FOR THE STUDY
OF WOODEN DOCUMENTS

NO. 18 1996

Contents

Foreword	NAGATA Hidemasa.....	i
Wooden Writing Tablets Recovered in 1995	1	

Outline

Explanatory Notes

Nara Palace Site, Nara Prefecture; Site on 15th Block of 1st Ward, on 3rd Street, the Eastern Sector, Nara Capital, Nara Prefecture; Nara Capital Site, Nara Prefecture; Site in Kofukuji Temple, Nara Prefecture; Garden of Daijo-in Temple, Nara Prefecture; Fujiwara Palace Site, Nara Prefecture; Fujiwara Capital Site, Nara Prefecture; Site in Asuka Capital, Nara Prefecture; Nagaoka Palace Site, Kyoto Prefecture; Nagaoka Capital Site (1), Kyoto Prefecture; Nagaoka Capital Site (2), Kyoto Prefecture; Site of Uchinosakadono, Kanaedokoro and Jijudokoro in Heian Palace Site, Kyoto Prefecture; Osaka Castle Site, Osaka Prefecture; Osaka Castle Town Site, Osaka Prefecture; Morinomiya Site, Osaka Prefecture; Nagahara Site, Osaka Prefecture; Site in Shitennoji Temple, Osaka Prefecture; Nagasone Site, Osaka Prefecture; Irusagawa Site, Hyogo Prefecture; Miyauchi-Horiwaki Site, Hyogo Prefecture; Nyogamori Site, Hyogo Prefecture; Kasumi-Endo Site, Hyogo Prefecture; Site in Kobe University Hospital, Hyogo Prefecture; Oke-Ikeda Site, Aichi Prefecture; Sumpu Castle Site (3rd Fort), Shizuoka Prefecture; Sumpu Castle Site, Shizuoka Prefecture; Goshonouchi Site, Shizuoka Prefecture; Nirayama Furnace Site, Shizuoka Prefecture; Daishi Higashitambo Site, Yamanashi Prefecture; Site Related in Kofu Castle, Yamanashi Prefecture; Imura-B Site, Kanagawa

Prefecture; Site of the House of Hojo Komachi, Kanagawa Prefecture; Miyamachi Site, Shiga Prefecture; Minamishiga Site, Shiga Prefecture; Nishigawara Morinouchi Site, Shiga Prefecture; Yashiro Sites, Nagano Prefecture; Osanda Site, Fukushima Prefecture; Sanno Site, Miyagi Prefecture; Ichikawabashi Site, Miyagi Prefecture; Dainichiminami Site, Miyagi Prefecture; Shirayama Site, Iwate Prefecture; Nishitaramaru Site, Fukui Prefecture; Isobekanda Site, Ishikawa Prefecture; Yokoenosho Site, Ishikawa Prefecture; Kamo Site, Ishikawa Prefecture; Toyota-Otsuka Site, Toyama Prefecture; Miyamachi Site, Toyama Prefecture; Gosha Site, Toyama Prefecture; Teramachi Site, Niigata Prefecture; Sado Gold Mine Site, Niigata Prefecture; Katsurami Site, Tottori Prefecture; Iwayoshi Site, Tottori Prefecture; Yonago Castle No. 8 Site, Tottori Prefecture; Yamasaki No. 1 Site, Hiroshima Prefecture; Naganobori Copper Mine Site, Yamaguchi Prefecture; Kokura Castle Site, Fukuoka Prefecture; Dazaifu Jobo Site, Fukuoka Prefecture; Gofukumachi Site, Fukuoka Prefecture; Matsuzaki Site, Fukuoka Prefecture; Shimabayashi Site, Oita Prefecture; Shomyoji Site, Miyazaki Prefecture;	
Wooden writing Tablets Recovered Before 1977 (18)	194
Shioda Castle Site, Nagano Prefecture	
The Birch-Bark Documents of Novgorod	V. L. Yanin..... 197
Three Studies on Wooden Tablets from Prince Nagaya's Mansion	MORI Kimiyuki..... 227
Sangi (Sticks for Calculation) and Practical Officials in Ancient Japan	SUZUKI Keiji..... 247
Book Review	
OKIMORI Takuya·SATO Makoto "Corpus of the Ancient Wooden Writing Tablets"	OSUMI Kiyoharu..... 265
Bulletin	

Published by
JAPANESE SOCIETY
FOR THE STUDY OF WOODEN DOCUMENTS

木簡研究 第一八号

一九九六年十一月二十日 印刷

一九九六年十一月二十五日 発行

奈良市二条町二丁目九番一号
奈良国立文化財研究所

編集発行

木 簡 学 宏 氣 付
会長 斎 野 宏 久
編 著 会

TEL (073) 三四一三九三一
振替口座 0160-161-157

京都市下京区油小路仏光寺上ル

印 刷
眞 陽 社
TEL (073) 351-16034

ISSN 0912-2060

